

平成 23 年度

全国知的障害児施設 実態調査報告

財団法人日本知的障害者福祉協会
発達支援部会 児童施設分科会

はじめに

平成23年度分の調査は、東日本大震災にかかる対応が続いている時期であり、更に平成24年4月の児童福祉法改正施行に向けた準備等さまざまな困難な状況の中での実施でしたが、166施設からご回答を頂きました。ご協力ありがとうございました。

知的障害児施設は、児童福祉法の改正により、平成24年4月から障害種別であった施設が一元化され、福祉型障害児入所施設となります。従って旧知的障害児施設、又は主として知的障害児を対象とする施設に対する実態調査となり、今後は、継続的な施設の実態と知的障害児に係る実態についてこれまでの結果と乖離等が生じることが想定されます。また、今般の法改正により、満20歳以上の在所延長規定が廃止されます。これにより平成30年までの6年間は経過措置として障害者支援施設の指定も受けることになり、実施主体が都道府県から市町村に移管されます。満20歳以上は同じ施設（経過的障害者支援施設）にいたとしても大人として対応することとなり、今後の調査内容や方法も再検討が必要になると思われます。

そういった意味では、知的障害児施設としての実態調査報告は、今回が最後となります。これまで私たちが積み上げてきた実践をデータ化し、時代の要請に応じて施設支援の質の向上に向けた提言等を行ってまいりました。それにより心理担当職員や看護師の配置、また、平成24年4月の報酬改定においては小規模グループケア加算が新設される等、数々の成果を得ることができました。これらは、本実態調査の継続的なデータを基にした要望の成果といえます。

この実態調査は、貴重な財産であり、お忙しい中での多大な設問への回答にご負担をお掛けした労に報いるためにも、調査結果を集計・分析した本報告書は意義あるものと自負しています。今後とも皆様にご理解と協力をお願いするとともに、本調査の精度の向上に努め、よりよい施設への改革に役立つよう願っております。

平成25年3月

児童発達支援部会

部会長 田 中 齋

目次

は じ め に.....69

調 査 経 過.....72

I 施設の状況.....74

1. 施設数

2. 設立年代

3. 「11年児者併設型」施設の状況

4. 地域立地の状況

5. 児童の出身エリア

6. 定員の状況

7. 在籍数

8. 充足率（在籍率）

9. 措置・契約の決定率

II 児童の状況.....83

1. 年齢の状況

2. 入所時の年齢

3. 在籍期間

4. 入所の状況

5. 退所の状況

6. 進路の状況

7. 家庭の状況

8. 就学の状況

9. 障害程度の状況

10. 重複障害の状況

11. 療育上の困難な課題の状況

12. 医療対応の状況

III 施設の設備・環境と暮らしの状況..... 122

1. 施設建物の形態

2. 居住スペースと生活支援スタッフの構成

3. 居室の状況

4. 「自活訓練事業」の取り組み状況

5. 暮らしの時間

6. 余暇等の状況

7. 苦情解決等の実施状況

IV 在宅支援サービスの状況..... 135

1. 障害児（者）地域療育等支援事業の実施状況

2. 短期入所事業の実施状況

3. 日中一時支援事業の実施状況

4. 児童デイサービス事業の実施状況

5. 居宅介護事業（ホームヘルプ）の実施について

6. 重症心身障害児（者）通園事業B型の実施状況

7. グループホーム（国事業・都道府県事業）のバックアップ状況

8. 地域生活支援センターの設置状況

9. 福祉教育事業の実施状況

10. 在宅支援サービスの実施状況

V 職員の状況..... 148

1. 職員の配置状況

2. 職員の勤務状況

3. 夜間勤務の状況

4. 児童と直接処遇職員の比率

VI 施設運営・経営の課題..... 153

1. 施設の運営費について

2. 他種別施設の併設の状況

3. 今後の施設整備計画について

4. 今後の児童施設としての計画について

5. 在所延長の理由と見通し

6. 児童相談所との関係

7. 契約での利用に対する対応

あ と が き..... 177

調 査 票..... 178

調査経過

本調査は、財団法人日本知的障害者福祉協会の施設名簿により知的障害児施設、自閉症児施設に対して調査票を送付して回答を得た結果の報告である。

調査対象 知的障害児・自閉症児施設の協会把握施設（236施設）に送付

（厚生労働省調査23年度知的障害児施設236施設）

調査日 平成23年10月1日

回答数 166施設 回収率70.3%

- * 自閉症児施設 2施設（医療型・福祉型）の回答データを含む。
- * 知的障害児施設 234施設。

○調査データは、平成23年10月1日を基本とし、22年度（H22. 4. 1～H23. 3. 31）の実績を対象としている。

○割合は、原則として小数点2位以下を切り捨てて表示している。基礎数は回答施設数、定員、在籍数とし、必要に応じて設置主体別の数を基礎として比較している。

○設置主体は、公立公営（事業団含む）、公立民営、私立民営に分類し、データ報告については、公立と私立に分けているが、この場合の公立は、公立公営・公立民営を総称している。

○地区区分は、協会の地区区分により9地区に分けて整理している。

○児童福祉法対象年齢を超えた満18歳以上については、年齢超過児ないし過齢児と記している。

○平成11年に導入された併設型施設については、「11年児者併設型」施設と記し、昭和36年の併設施設は、「併設施設」として区別している。

○「22年調査」「前年調査」の表記は、平成22年度全国知的障害児施設実態調査報告をさし、「全国調査」は調査研究委員会が取りまとめた全国知的障害施設実態調査を引用している。

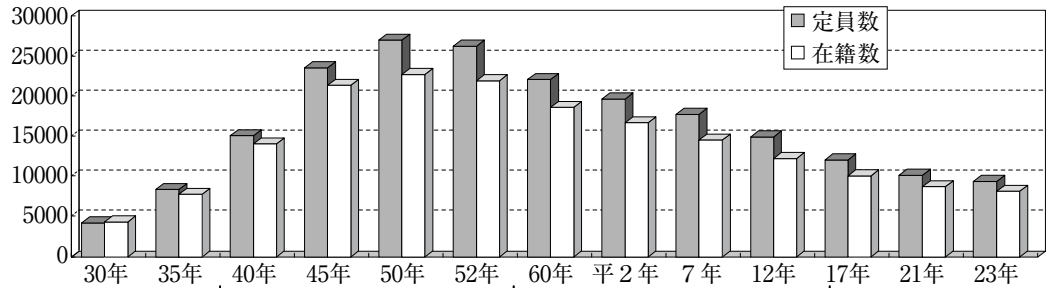
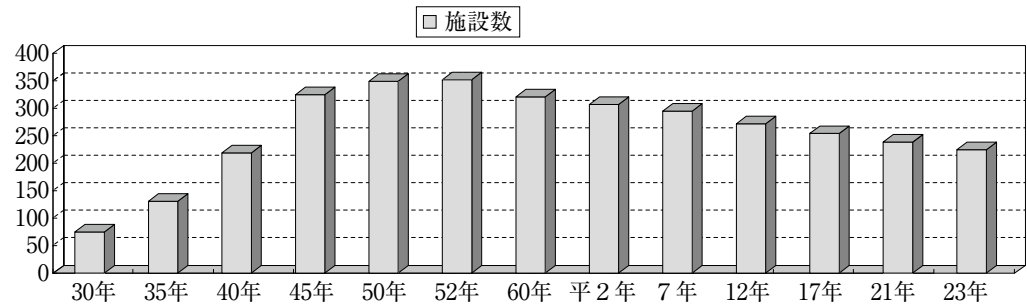
○総数と内訳の合計数が一致しない項目があるが、不明処理等によるものである。

○項目間により総数に不一致が見られることがあるが、各々の項目の有効回答を最大限活かして集計したためである。

参考 「全国社会福祉施設等調査による知的障害児施設の推移」

（厚労省：毎年10月1日現在）

	30年	35年	40年	45年	50年	60年	平2年	7年	12年	17年	21年	23年
施設数	75	131	219	325	349	321	307	295	272	255	239	225
定員数	4,281	8,396	15,124	23,582	27,022	22,096	19,694	17,776	14,975	12,152	10,232	9,461
在籍数	4,382	7,791	14,126	21,380	22,758	18,622	16,754	14,597	12,276	10,155	8,827	8,255
充足率	102.4	92.7	93.4	90.6	84.2	84.2	85.0	82.1	81.9	835	86.2	87.2



< 歩み >

昭和32年通園施設設置

33年国立秩父学園設置

35年知的障害者福祉法制定

36年児者併設

39年重度棟設置

42年63条2項導入・重症心身障害児施設設置

42年社会福祉法人設置の施設に国庫補助導入

昭和51年在宅緊急保護事業開始

54年養護学校義務設置

55年自閉症児施設設置

55年地域療育事業開始

平成2年地域療育拠点施設事業

8年障害児者地域療育等支援事業

11年児者併設型施設の導入

15年支援費制度導入・自活訓練事業の創設

17年被虐待加算・重複加算創設

(暫定定員開差率90%)

18年10月児童福祉法改正・契約制度導入

障害者自立支援法完全施行

23年9月最低基準改正（居室面積4.95㎡等）

I 施設の状況

回答施設県別一覧

※不明は現員のうち措置・契約が不明を指す

地区		県	施設	定員	措置	契約	現員	充足率	措置率	不明	22年 充足率	22年度 措置率
東北	1	北海道	12	498	134	324	458	92.0	29.3		89.1	25.1
	2	青森	6	330	35	191	226	68.5	15.5		70.3	15.9
	3	岩手	4	160	32	118	150	93.5	21.3		94.0	22.3
	4	宮城	2	70	27	43	70	100	38.6		100	37.1
	5	秋田	6	200	27	171	198	99.0	13.6		97.5	14.1
	6	山形	0	0	0	0	0	0	0		77.5	22.6
	7	福島	3	100	42	39	81	81.0	51.9		87.7	47.4
	小計		21	860	163	562	725	84.3	22.5		84.0	26.1
関東	8	茨城	8	264	114	151	265	100.4	43.0		96.2	30.3
	9	栃木	3	100	41	61	102	102.0	40.2		100.9	38.2
	10	群馬	4	144	50	83	133	92.4	37.6		95.8	38.7
	11	埼玉	5	220	48	113	161	73.2	29.8		71.5	27.5
	12	千葉	5	212	109	85	194	91.5	56.2		91.5	58.1
	13	東京	5	396	121	179	300	75.8	40.3		81.5	41.7
	14	神奈川	6	239	156	48	204	85.4	76.5		83.1	69.6
	15	山梨	1	70	45	14	59	84.3	76.3		91.4	78.0
東海	16	長野	0	0	0	0	0	0	0		80.0	17.9
	小計		37	1,645	684	734	1,418	86.2	48.2		87.9	44.6
	17	静岡	7	302	173	68	241	79.8	71.8		82.5	77.2
	18	愛知	3	179	143	8	151	84.4	94.7		90.8	92.2
	19	岐阜	2	90	54	33	87	96.7	62.1		95.6	61.1
	20	三重	4	165	126	22	148	89.7	85.1		85.8	74.2
	小計		16	736	496	147	643	87.4	77.1		86.9	78.9
	21	新潟	7	215	36	130	166	77.2	21.7		93.3	12.9
北陸	22	富山	2	100	34	37	71	71.0	47.9		77.0	39.0
	23	石川	2	40	11	23	34	85.0	32.4		88.0	31.8
	24	福井	1	30	3	27	30	100	10.0		100	10.0
	小計		12	385	84	217	301	78.2	27.9		90.2	20.1
近畿	25	滋賀	0	0	0	0	0	0	0		77.0	39.0
	26	京都	4	160	27	94	121	75.6	22.3		96.9	14.3
	27	大阪	5	226	122	80	202	89.4	60.4		88.0	65.6
	28	兵庫	6	201	68	128	196	97.5	34.7		103.4	36.3
	29	奈良	1	30	14	10	24	80.0	58.3		80.0	53.1
	30	和歌山	1	50	22	22	44	88.0	50.0		101.3	40.7
中国	小計		17	667	253	334	587	88.0	43.1		95.7	41.1
	31	鳥取	2	85	18	52	70	82.4	25.7		81.2	27.5
	32	島根	3	100	42	24	66	66.0	63.6		67.5	29.6
	33	岡山	4	230	143	51	194	84.3	73.7		88.0	81.8
	34	広島	4	105	32	54	86	81.9	37.2		100	34.5
	35	山口	1	20	0	19	19	95.0	0		100	0
四国	小計		14	540	235	209	444	82.2	52.9		88.5	37.4
	36	徳島	2	110	31	52	83	75.5	37.3		85.7	33.3
	37	香川	2	50	16	25	41	82.0	39.0		63.1	26.8
	38	愛媛	4	110	9	96	105	95.5	8.6		95.5	9.5
	39	高知	1	40	14	25	39	97.5	35.9		92.0	37.0
	小計		9	310	70	198	268	86.5	26.1		85.4	23.0
九州	40	福岡	6	260	81	124	205	78.8	39.5		95.7	52.2
	41	佐賀	2	70	41	17	58	82.9	70.7		81.4	71.9
	42	長崎	1	60	23	33	56	93.3	41.1		84.7	31.5
	43	熊本	4	150	39	79	118	78.7	33.1		82.0	34.1
	44	大分	4	172	65	81	146	84.9	44.5		93.0	45.6
	45	宮崎	2	110	46	54	100	90.9	46.0		83.8	27.3
	46	鹿児島	6	250	19	200	219	87.6	8.7		96.5	9.3
	47	沖縄	3	90	51	36	87	96.7	58.6		85.7	63.3
小計			28	1,162	365	626	991	85.3	36.8		90.4	39.0
総計			166	6,803	2,484	3,351	5,835	85.8	42.6		88.3	40.5

1. 施設数

施設数〔表1〕は、調査対象236施設のうち、回答のあった166施設の状況である。回答の中には自閉症児施設（医療型・福祉型）が2施設あったため、知的障害児施設は234施設である。児・者併設型を導入し、本体施設が知的障害者更生施設となったものも含まれる。

設置主体別では、公立公営35施設（21.1%）、公立民営17施設（10.2%）、
民立民営が114施設（68.7%）となっている。公立系施設は、児童福祉法施行当初から障害児福祉の担い手としての公的責任から自治体が施設を設置してきた背景があり全体に占める比率が高かったが、指定管理者制度、民間委譲が進んでいることから近年減少傾向にある。地区別の公民比率は、民立施設が北海道91.7%、近畿82.4%、九州82.1%の順に高くなっている。北陸地区は民立民営が25.0%であるのに対して、公立公営が75.0%と他地区と比較して公立公営の割合が際立って高い。

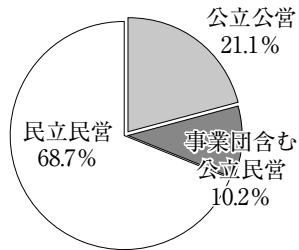


表1 施設数

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
計	166		12	21	37	16	12	17	14	9	28
%	100		7.2	12.7	22.3	9.6	7.2	10.2	8.4	5.4	16.9
公立公営	35	21.1	1	7	5	4	9	2	2	4	1
公立民営	17	10.2	0	3	5	2	0	1	1	1	4
民立民営	114	68.7	11	11	27	10	3	14	11	4	23
*地区別民立施設の比率			91.7	52.4	73.0	62.5	25.0	82.4	78.6	44.4	82.1

2. 設立年代

設立年代〔表2〕では、グラフのとおり昭和35年から44年の10年間に80施設が設立され、50年代前半で施設設置は概ね済んだと云える。開設30年以上が149施設（89.8%）となっている。

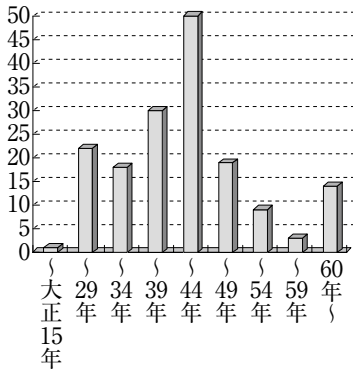


表2 設立年代

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
～大正15年	1	0.6	0	0	0	0	0	1	0	0	0
昭和元年～29年	22	13.3	1	0	7	1	1	4	3	2	3
昭和30年～34年	18	10.8	0	2	6	3	2	2	2	0	1
昭和35年～39年	30	18.1	1	2	10	0	4	4	1	2	6
昭和40年～44年	50	30.1	6	9	3	9	2	3	5	2	11
昭和45年～49年	19	11.4	1	3	6	2	0	3	1	1	2
昭和50年～54年	9	5.4	2	1	2	1	0	0	0	0	3
昭和55年～59年	3	1.8	1	0	1	0	1	0	0	0	0
昭和60年～	14	8.4	0	4	2	0	2	0	2	2	2

3. 「11年児者併設型」施設の状況

平成11年に導入された児・者併設型施設（別名「児童施設有効活用策」と称された）の導入状況〔表3〕は、導入しているが17施設（10.2%）、うち公立系が5施設、民立が12施設となっている。

本体施設の種別〔表4〕では、児童本体が2施設に対し成人本体が11施設と成人本体が児童本体の5倍以上になっている。児・者併設型導入後の成人施設の定員〔表6〕は、41人以上が10施設（58.8%）と半数以上を占めている。

併設成人施設の種別は〔表6－2〕のとおり、旧法施設が3施設に対して新法事業が10施設となっており、前年度調査（旧法施設10施設、新法事業5施設）と比較すると、障害者自立支援法の経過措置期間が平成24年度末で終了することもあり、新法事業に移行した施設がかなり増えている。

表3 「11年児者併設型」施設の導入数

	施設数	施設比	設置 主体比	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
施設数	17	10.2		0	1	5	2	2	1	1	0	5
公立公営	4	11.4	23.5	0	0	1	1	1	0	0	0	1
公立民営	1	5.9	5.9	0	0	0	0	0	0	0	0	1
民立民営	12	10.5	70.6	0	1	4	1	1	1	1	0	3

表4 本体施設の種別

	施設数	該当比	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
本体児童	2	11.8	0	0	0	1	0	1	0	0	0
本体成人	11	64.7	0	0	4	1	1	0	1	1	3
無回答	4	23.5	0	1	1	0	1	0	0	0	1

表5 導入年度

	施設数	該当比	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
11年度	2	11.8	0	0	1	0	0	1	0	0	0
12年度	1	5.9	0	0	0	0	0	0	0	0	1
13年度	1	5.9	0	1	0	0	0	0	0	0	0
14年度	1	5.9	0	0	1	0	0	0	0	0	0
15年度	3	17.6	0	0	1	0	0	0	1	0	1
16年度	1	5.9	0	0	1	0	0	0	0	0	0
20年度	2	11.8	0	0	1	1	0	0	0	0	0
22年度	1	5.9	0	0	0	0	1	0	0	0	0
不明	5	29.4	0	0	0	1	1	0	0	1	2

表6 成人施設の定員

	定員	施設数	該当比	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
～20人	1	5.9		0	0	0	1	0	0	0	0	0
～30人	3	17.6		0	0	0	1	0	1	1	0	0
～40人	3	17.6		0	0	2	0	0	0	0	0	1
41人～	10	58.8		0	1	3	0	2	0	0	1	3

表6－2 成人施設の種別

	定員	施設数	該当比	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
旧法施設		3	17.6	0	1	0	1	1	0	0	0	0
新法事業		10	58.8	0	0	3	1	1	1	1	0	3
無回答		4	23.5	0	0	2	0	0	0	0	1	1

4. 地域立地の状況

施設が所在する市町村の人口規模〔表7〕は、1万～5万人未満が50施設（30.1%）、10万～30万人未満が43施設（25.9%）、5万～10万人未満が31施設（18.7%）となっている。10万～30万人未満が増えているのは、市町村合併の影響ではないかと推測される。市町村区分〔表7－2〕では、区・市部が97施設（58.4%）で最も多く、政令市が23施設、中核市が20施設、町25施設、村1施設となっている。

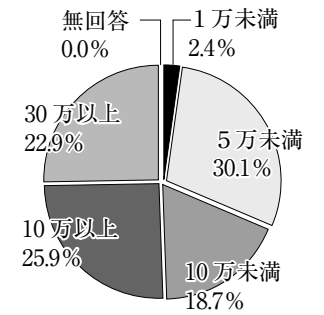


表7 所在地の人口規模

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
1万人未満	4	2.4	1	0	0	0	0	1	0	0	2
5万人未満	50	30.1	5	9	8	1	6	1	4	5	11
10万人未満	31	18.7	0	4	10	3	3	4	1	0	6
10万人以上	43	25.9	2	5	13	6	2	4	4	2	5
30万人以上	38	22.9	4	3	6	6	1	7	5	2	4

表7－2 市町村区分

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
政令市	23	13.9	3	1	3	3	0	7	5	0	1
中核市	20	12.0	1	2	5	3	1	2	0	2	4
区・市	97	58.4	6	12	25	10	11	7	6	7	13
町	25	15.1	2	5	4	0	0	1	3	0	10
村	1	0.6	0	1	0	0	0	0	0	0	0

5. 児童の出身エリア

措置・支給決定している児童相談所の数〔表8〕では、2箇所が42施設（25.3%）、3箇所が40施設（24.1%）、4箇所が24施設（14.5%）、次いで1箇所が14施設（8.4%）となっている。5～9箇所が38施設（22.8%）、10箇所以上が5施設（3.0%）となっている。10箇所以上が大都市圏の関東に多く、広域的な施設入所の現状を反映している。これは、施設と児童相談所との連携に向けた課題に影響している。

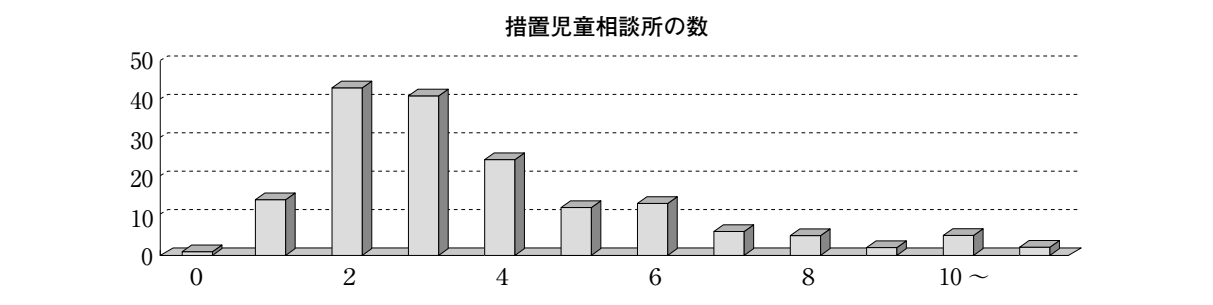


表 8 措置・支給決定している児童相談所の数

数	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
0	1	0.6	0	0	0	0	0	0	0	1	0
1	14	8.4	1	2	0	0	0	2	1	1	7
2	42	25.3	1	6	2	6	7	4	1	3	12
3	40	24.1	3	7	9	2	2	3	5	3	6
4	24	14.5	1	4	6	1	2	2	7	0	1
5	12	7.2	3	1	2	4	0	1	0	0	1
6	13	7.8	3	1	4	0	1	2	0	1	1
7	6	3.6	0	0	5	0	0	1	0	0	0
8	5	3.0	0	0	2	1	0	2	0	0	0
9	2	1.2	0	0	0	2	0	0	0	0	0
10～	5	3.0	0	0	5	0	0	0	0	0	0
無回答	2	1.2	0	0	2	0	0	0	0	0	0

また、都道府県の数〔表 9〕では、1 都道府県が101施設（60.8％）と最も多く、次いで 2 都道府県が42施設（25.3％）、3 都道府県が17施設（10.2％）となっている。なお、4 都道府県が2 施設、7 都道府県が1 施設あったが、施設の運営目的・機能に対する利用希望と推察される。

児童の出身区市町村の数〔表10〕では、6 ～ 10区市町村が57施設（34.3％）ともっとも多く、次いで、11 ～ 15区市町村が40施設（24.1％）、1 ～ 5 区市町村が26施設（15.7％）となっている。複数の都道府県の利用や市区町村が多数に及ぶ広域からの利用が児童施設の特徴である。

実施主体を市区町村に移行するとさまざまな問題が生じると推察されることから、実施主体は都道府県が望ましいといえよう。

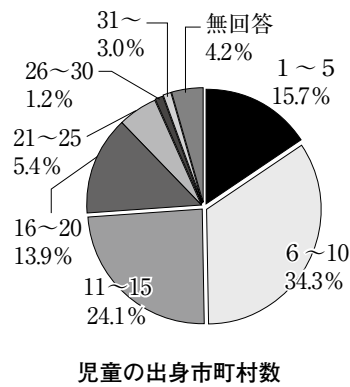


表 9 都道府県の数

数	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
1	101	60.8	8	13	16	11	10	13	8	6	16
2	42	25.3	3	5	10	3	1	4	6	1	9
3	17	10.2	1	3	6	2	1	0	0	1	3
4	2	1.2	0	0	1	0	0	0	0	1	0
7	1	0.6	0	0	1	0	0	0	0	0	0
無回答	3	1.8	0	0	3	0	0	0	0	0	0

表10 出身区市町村の数

数	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
1 ～ 5	26	15.7	2	2	2	4	5	2	2	3	4
6 ～10	57	34.3	3	12	5	3	5	6	8	3	12
11～15	40	24.1	2	5	5	5	2	5	4	3	9
16～20	23	13.9	3	1	13	3	0	2	0	0	1
21～25	9	5.4	1	0	5	1	0	1	0	0	1
26～30	2	1.2	0	1	1	0	0	0	0	0	0
31～	2	1.2	0	0	2	0	0	0	0	0	0
無回答	7	4.2	1	0	4	0	0	1	0	0	1

6. 定員の状況

回答施設の定員数〔表11〕の総計は、6,803人である。設置主体別にみると、公立系は2,501人（36.7％）、民立は4,302人（63.2％）となっている。地区別では、北陸の公立系が80％を超えているのに対して、北海道では民立が90％を超えている。

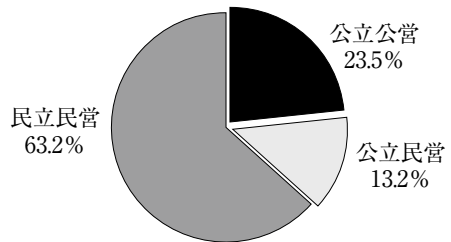


表11 定員数

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
定員数	6,803		498	860	1,645	736	385	667	540	310	1,162
%		100	7.3	12.6	24.2	10.8	5.7	9.8	7.9	4.6	17.1
公立公営	1,600	23.5	32	290	354	254	315	85	75	155	40
公立民営	901	13.2	0	160	341	100	0	30	30	50	190
民立民営	4,302	63.2	466	410	950	382	70	552	435	105	932
* 民立定員比率（％）			93.6	47.7	57.8	51.9	18.2	82.8	80.6	33.9	80.2

定員規模別施設数〔表12〕をみると、定員30 ～ 49人の施設が81施設（48.8％）ともっとも多く、50 ～ 69人が46施設（27.7％）、70 ～ 89人が8 施設、90 ～ 109人が2 施設、110人以上が2 施設であった。平成13年には定員90人以上の施設が34施設（12.6％）あったことから、大規模施設が減少傾向にあることがうかがえる。定員29人以下の施設が27施設（16.3％）あるが、これらは児者併設型の施設と推察される。

表12 定員規模別施設数

	施設数	%	公立	%	民立	%
～29人	27	16.3	6	11.5	21	18.4
30～49人	81	48.8	20	38.5	61	53.5
50～69人	46	27.7	19	36.5	27	23.7
70～89人	8	4.8	4	7.7	4	3.5
90～109人	2	1.2	1	1.9	1	0.9
110人以上	2	1.2	2	3.8	0	0

7. 在籍数

在籍数〔表13〕は、5,835人（定員6,803人）である。設置主体別では、不明を除き公立公営1,189人（20.4％）、公立民営779人（13.3％）、民立3,840人（65.8％）となっている。

男女別では、男4,065人（69.7％）、女1,743人（29.9％）で、男女比は7：3と男子が多くなっている。

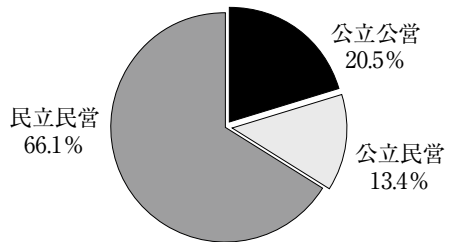
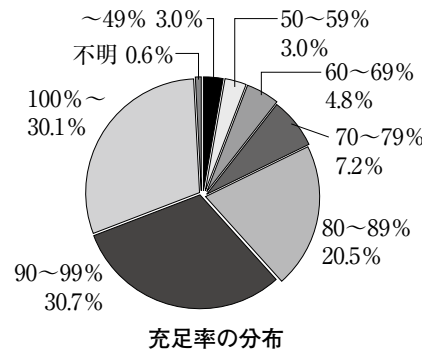


表13 在籍数の状況（全体）

		計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
在 籍 数	男	4,065	69.7	335	516	994	423	225	437	284	191	660
	女	1,743	29.9	123	209	424	204	76	150	151	77	329
	不明	27	0.5	0	0	0	16	0	0	9	0	2
	計	5,835	99.5	458	725	1,418	643	301	587	444	268	991
公立公営	男	864	72.7	15	163	178	117	183	51	43	93	21
	女	325	27.3	5	62	59	63	52	21	20	36	7
	計	1,189	100	20	225	237	180	235	72	63	129	28
公立民営	男	545	70.0	0	92	217	68	0	18	17	27	106
	女	234	30.0	0	38	104	29	0	6	3	14	40
	計	779	100	0	130	321	97	0	24	20	41	146
民立民営	男	2,656	69.2	320	261	599	238	42	368	224	71	533
	女	1,184	30.8	118	109	261	112	24	123	128	27	282
	計	3,840	100	438	370	860	350	66	491	352	98	815

8. 充足率（在籍率）

回答施設全体の充足率〔表14〕〔表15〕は85.8％で、前年（88.3％）より2.5ポイントのマイナスとなっている。充足率「90～99％」が51施設（30.7％）,「100％」が39施設（23.5％）,「100％超」が11施設（6.6％）で、充足率が90％を超えている施設は101施設（60.8％）である。充足率が90％以上を超えている施設を設置主体別でみると公立系34施設（65.4％）民立67施設（58.8％）と民立施設のほう



が多いが、該当比割合では公立が民立を上回っている。

設置主体別充足率〔表15〕では、公立公営は74.3％、公立民営が86.5％、民立民営は89.3％で、公立公営の充足率が低い。充足率50％未満は、5施設で、公立1施設、民立4施設となっている。

平成22年度の年間在籍率別の状況〔表16〕は,「100％超」が19施設（11.4％）,「100％」が12施設（7.2％）,「90％～100％未満」が48施設（28.9％）と、90％以上が79施設（47.5％）を占める一方、90％を下回る施設が62施設あり、新体系定着支援事業（いわゆる9割補償）が平成24年度末で終了することから対象となっている施設の経営への影響が懸念される。

表14 充足率（定員比）の状況（23年10月）（下段は％）

	50％未満	50～60％未満	60～70％未満	70～80％未満	80～90％未満	90～100％未満	100％	100％超	不明
施設数	5	5	8	12	34	51	39	11	1
	3.0	3.0	4.8	7.2	20.5	30.7	23.5	6.6	0.6
公立	1	4	2	3	7	20	13	1	1
	1.9	7.7	3.8	5.8	13.5	38.5	25.0	1.9	1.9
民立	4	1	6	9	27	31	26	10	0
	3.5	0.9	5.3	7.9	23.7	27.2	22.8	8.8	0

表15 設置主体別充足率

	施設数	定員	在籍数	充足率
公立公営	35	1,600	1,189	74.3
公立民営	17	901	779	86.5
民立民営	114	4,302	3,840	89.3
計	166	6,803	5,835	85.8

表16 平成22年度年間在籍率別の施設数

割合	施設数	%			北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
100％超	19	11.4	公	3	0	1	1	0	0	1	0	0	0
			民	16	2	2	4	1	0	1	0	1	5
100％	12	7.2	公	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
			民	11	0	2	4	1	1	0	0	0	3
90～100％未	48	28.9	公	10	0	3	3	2	0	1	0	1	0
			民	38	4	1	11	4	1	7	2	1	7
80～90％未	24	14.5	公	9	0	1	2	0	2	0	0	2	2
			民	15	1	1	1	3	1	1	4	0	3
70～80％未	11	6.6	公	7	0	0	1	1	3	1	1	0	0
			民	4	0	1	1	1	0	1	0	0	0
70％未満	27	16.3	公	13	1	4	2	1	1	0	1	1	2
			民	14	2	1	3	0	0	3	3	1	1
不明	25	15.1	公	9	0	0	1	2	3	0	1	1	1
			民	16	2	3	3	0	0	1	2	1	4

9. 措置・契約の決定率

平成18年10月の児童福祉法改正により契約制度が導入されたが、本調査での報告は5回目となる。

全在籍者数〔表17〕のうち措置が2,484人（42.6%）、契約が3,351人（57.4%）となっており、措置率は前年度（40.4%）と比較すると2.2ポイント増加している。設置主体別では、公立公営が措置39.1%・契約60.9%、公立民営が措置46.7%・契約53.3%、民立民営が措置43.4%・契約56.6%となっており、公立民営の措置率がやや高くなっている。18歳未満の措置率は3,879人のうち2,152人〔表18－1〕で55.5%と前年より5.5ポイント増加している。

地区別では、東海の措置率が77.1%と最も高く、次いで中国52.9%、関東48.2%、近畿43.1%となっている。措置率が低いのは東北22.5%、四国26.1%、北陸27.9%、となっている。都道府県の実態は、冒頭の施設一覧で示しているが都道府県格差が著しい状況が続いている。

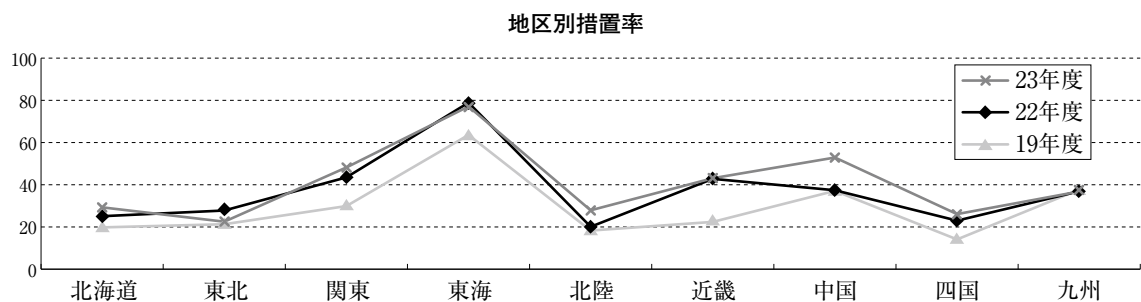


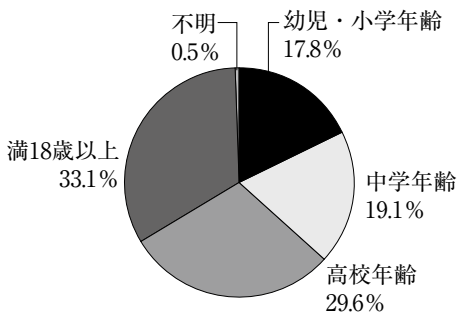
表17 措置・契約の状況

		計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
在籍数	措置	2,484	42.6	134	163	684	496	84	253	235	70	365
	契約	3,351	57.4	324	562	734	147	217	334	209	198	626
	計	5,835	100	458	725	1,418	643	301	587	444	268	991
措置率			42.6	29.3	22.5	48.2	77.1	27.9	43.1	52.9	26.1	36.8
公立公営	措置	465	39.1	10	20	139	146	67	14	19	27	23
	契約	724	60.9	10	205	98	34	168	58	44	102	5
	計	1,189	100	20	225	237	180	235	72	63	129	28
公立民営	措置	364	46.7	0	46	175	72	0	10	5	19	37
	契約	415	53.3	0	84	146	25	0	14	15	22	109
	計	779	100	0	130	321	97	0	24	20	41	146
民立民営	措置	1,665	43.4	124	97	370	278	17	229	211	24	305
	契約	2,185	56.6	314	273	490	72	49	262	141	74	510
	計	3,840	100	438	370	860	350	66	491	352	98	815

Ⅱ 児童の状況

1. 年齢の状況

回答された在籍児童数は166施設5,835人で、前回調査（173施設6,287人）と比較して在籍児童数は92.8%、452人減少している。在籍児童の年齢構成は〔表18－1〕のとおり前回調査の傾向と大きな変化はないが、18歳以上の割合がわずかに減少していることから、改正児童福祉法の施行に伴う平成30年3月末を念頭にした児童施設の将来展望との関係も見据えた取り組みが動き始めたとみることもでき、今後を注視していく必要がある。



全在籍児童数5,835名に占める児童（18歳未満3,879名）の割合は66.5%である。全体に占める措置（2,484名）の割合は42.6%であるが、18歳以下の児童に限ってみると措置児童は55.5%を占めている。それぞれ前回調査の全体措置割合38.1%、18歳以下措置割合49.9%と比べ5ポイント程度措置児童が増加している結果になっている。

5歳以下の児童では79.5%、小学生以下では68.1%が措置となっており、前回調査と同様の傾向を示している。措置児童の実数についてみても在籍児童が前年比で7ポイント余り減少している中、5歳以下及び小学生以下では増加しており、入所前の児童のおかれている状況等についても注意が必要である。ただし措置の割合は平成18年10月の制度改正以来、都道府県など地域間格差が大きいことが指摘されており、こうした格差の解消の推移も注視していく必要があろう。

表18－1 年齢構成（全体）

	人数	%		5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	小計	%
計	5,835	100	人数	88	948	1,113	1,730	3,879	66.4
男	4,065	69.7	%	1.5	16.2	19.1	29.6	66.4	
女	1,743	29.9	男	64	652	755	1,169	2,640	45.2
不明	27	0.5	女	24	296	358	561	1,239	21.2
うち措置（再掲）	2,484	42.6	うち措置（再掲）	70	635	616	831	2,152	55.5

	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳～	小計	%
人数	524	845	462	98	1,929	33.1
%	9.0	14.5	7.9	1.7	33.1	
男	334	652	367	72	1,425	25.2
女	190	193	95	26	504	9.1
うち措置（再掲）	217	95	20	0	332	17.2

表18－2 地区別年齢分布

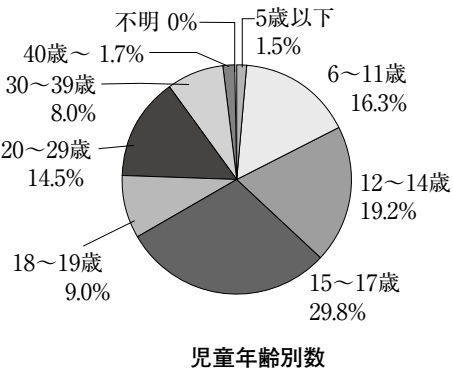
	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳～	不明	合計
北海道	3	75	73	99	26	90	73	19	0	458
%	0.7	16.4	15.9	21.6	5.7	19.7	15.9	4.1	0	100
東北	4	85	104	268	90	129	45	0	0	725
%	0.6	11.7	14.3	37.0	12.4	17.8	6.2	0	0	100
関東	17	251	308	375	157	158	119	33	0	1,418
%	1.2	17.7	21.7	26.4	11.1	11.1	8.4	2.3	0	100
東海	25	143	172	202	28	37	15	5	16	643
%	3.9	22.2	26.7	31.4	4.4	5.8	2.3	0.8	2.5	100
北陸	2	38	54	64	19	63	61	0	0	301
%	0.7	12.6	17.9	21.3	6.3	20.9	20.3	0	0	100
近畿	8	75	96	157	57	127	47	20	0	587
%	1.4	12.8	16.4	26.7	9.7	21.6	8.0	3.4	0	100
中国	5	78	89	168	34	48	12	1	9	444
%	1.1	17.6	20.0	37.8	7.7	10.8	2.7	0.2	2.0	100
四国	6	45	45	54	25	49	43	1	0	268
%	2.2	16.8	16.8	20.1	9.3	18.3	16.0	0.4	0	100
九州	18	158	172	343	88	144	47	19	2	991
%	1.8	15.9	17.4	34.6	8.9	14.5	4.7	1.9	0.2	100

在籍児童の平均年齢の全国の分布は〔表19〕のとおりであるが、平均年齢18歳未満の施設の占める割合は66.2％と前回調査から5ポイント増えているが、実数では3施設の増にとどまっている。

児者転換、児者併設の動きとともに平成30年度から、児童施設利用年齢が20歳未満に限定されることを見据えてそれぞれの地域の実情に合わせて児童入所施設の再検討が迫られている。それらの動向に注目するとともに、各地域における障害児福祉施策のメニューを担保するという意味においても、行政との密接な連携が求められる。

表19 平均年齢

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
10歳未満	1	0.6	0	0	0	0	0	0	0	0	1
10～15歳未満	49	29.5	3	2	13	10	2	2	5	4	8
15～18歳未満	60	36.1	2	12	13	4	4	9	6	0	10
18～20歳未満	13	7.8	0	3	3	1	1	0	0	2	3
20～25歳未満	22	13.3	4	2	3	0	2	4	3	1	3
25～30歳未満	11	6.6	2	1	2	0	1	1	0	2	2
30歳以上	6	3.6	1	0	3	0	2	0	0	0	0
不明	4	2.4	0	1	0	1	0	1	0	0	1
計	166	100	12	21	37	16	12	17	14	9	28



○在所延長児童（過齡児）の状況

前回調査まで5年間微減が続いていた在所延長児童は、今回調査でも同様の傾向がみられる。〔表20〕に見られるように前回調査で過齡児の占める割合が高かった北海道と北陸地区も6ポイント以上減少し、すべての地区が全入所児童に占める過年齢児の割合は5割以下となっている。

措置と契約についてみると、本調査年度中に20歳以上となる在所延長児童の措置人数の増減については前年度調査と大きな変化はないものの、18歳～20歳未満に関しては実人数で270人、去年度206人と64人、30ポイント以上増加している。地域別では関東、東海、中国地区が多いが、前述した措置に関する地域差の範囲内と思われる。

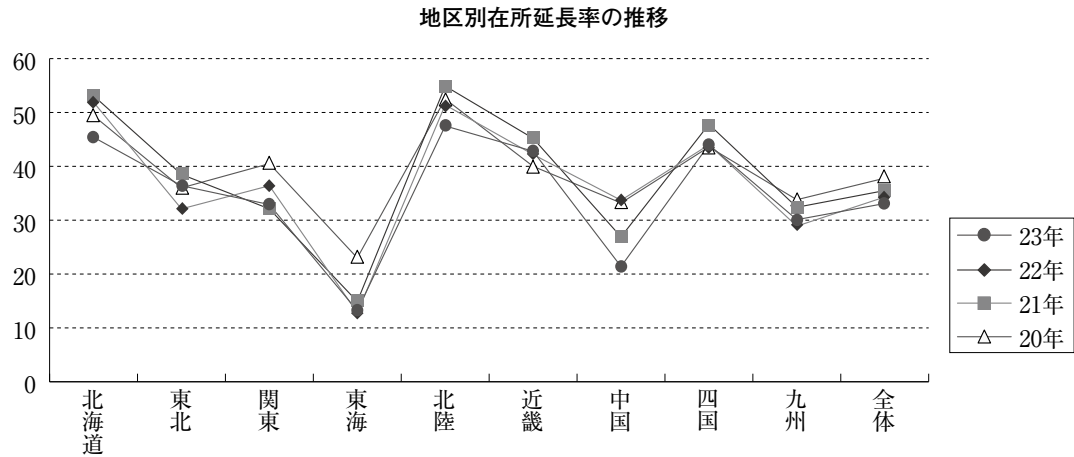


表20 過年齢児数及び地区別加齡児比率

	全体	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
人数	1,929	208	264	467	85	143	251	95	118	298
%	33.1	45.4	36.4	32.9	13.2	47.5	42.8	21.4	44.0	30.1

表21 平成23年度中に18歳在所延長となる対象児童数

	全体	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
措置	270	13	18	79	49	6	17	49	6	33
契約	312	11	35	50	5	8	70	21	21	91
計	582	24	53	129	54	14	87	70	27	124

表21－2 平成23年度中に20歳在所延長となる対象児童数

	全体	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
措置	75	3	5	27	11	2	12	1	1	13
契約	261	3	51	41	7	27	68	15	27	22
計	336	6	56	68	18	29	80	16	28	35

「満20歳以上の在籍率の状況」〔表22〕から、0％は41施設と前回調査と同様だが、20歳以上の在籍率20％未満の施設をみると、全体に占める割合は前回調査よりわずかながら増加している。

20歳以上が80％以上を占める8施設の動向とともに、平成30年度末までの児者分離に向けて各地域、各施設の将来展望に基づく模索が始まっておるとわれ、今後とも注視していく必要がある。

表22 満20歳以上の在籍率の状況

割 合	施設数	%			北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
0%	41	24.7	公	15	0	2	1	4	2	0	2	1	3
			民	26	3	3	6	2	1	1	5	1	4
10%未満	22	13.3	公	6	0	0	1	0	2	1	0	2	0
			民	16	1	1	5	4	0	1	2	0	2
10～20%未満	25	15.1	公	12	0	4	5	1	1	1	0	0	0
			民	13	1	0	6	1	0	1	2	0	2
20～30%未満	17	10.2	公	4	0	1	1	1	0	0	0	0	1
			民	13	0	1	2	2	0	4	2	0	2
30～40%未満	15	9.0	公	4	0	1	1	0	0	1	0	0	1
			民	11	0	3	1	1	0	2	0	1	3
40～50%未満	6	3.6	公	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
			民	5	1	1	0	0	0	0	0	1	2
50～60%未満	12	7.2	公	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
			民	11	1	1	1	0	1	2	1	1	3
60～80%未満	21	12.7	公	6	1	1	1	0	2	0	0	1	0
			民	15	2	1	4	0	1	2	1	1	3
80～100%未満	7	4.2	公	3	0	0	0	0	2	0	0	1	0
			民	4	1	0	2	0	0	0	1	0	0
100%	1	0.6	公	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			民	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	1	0.6	公	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			民	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0

2. 入所時の年齢

「児童の入所時の年齢」〔表23〕をみると、今回調査も6歳の小学校就学年齢時が一番多く、次いで15歳の高等部入学時が続いているが、6歳児は全体の入所時年齢の中で割合に変化はないものの、実数で51人減少し、15歳の入所時年齢は1ポイント強、実数にして38人前回調査より増加している。また、2歳から4歳までの幼児が増加しており、乳児院からの措置変更などが増加傾向にあることが背景になっている可能性がある。地域別にみると人口集中地域の関東地区はともかく、九州地区での就学前児童の入所実人数が他地域と比較して高いのが今回調査の特徴になっている。

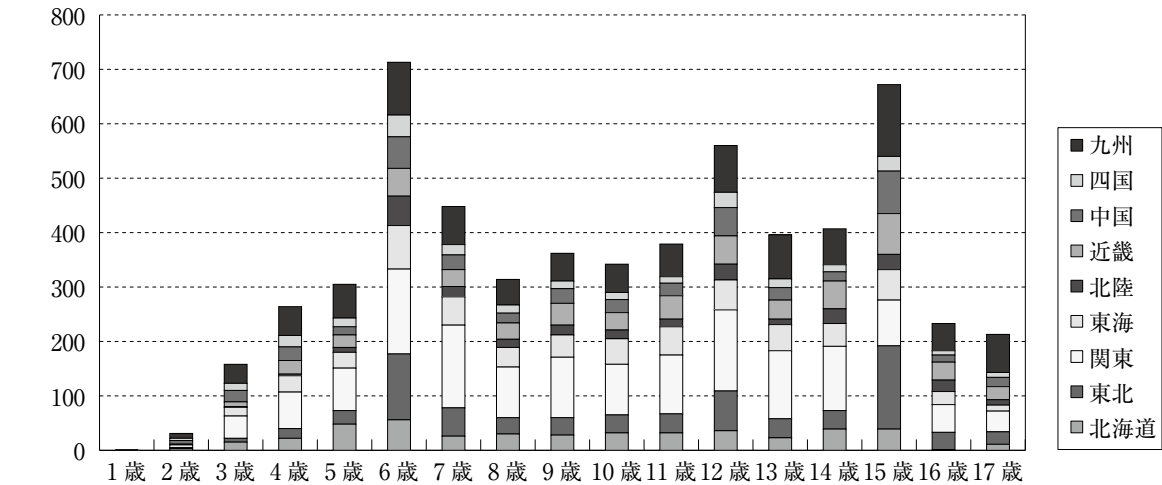


表23 入所時の年齢

	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	小計		不明	合計
合計	0	31	162	264	300	757	合計	98	98
%	0	0.5	2.8	4.5	5.1	13.0	%	100	100
男	0	19	121	181	231	552	男		
女	0	12	41	83	69	205	女		

	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	小計
合計	713	398	314	362	342	379	560	396	407	672	244	193	4,980
%	12.2	6.8	5.4	6.2	5.9	6.5	9.6	6.8	7.0	11.5	4.2	3.3	85.3
男	512	281	218	265	236	259	386	276	275	441	160	139	3,448
女	201	117	96	97	106	120	174	120	132	231	84	54	1,532

表24 地区別入所時の年齢（％は地区別在籍数比）

		1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	小計	%
北海道	男	0	3	10	17	34	64	14.0
	女	0	0	5	5	9	19	4.1
東 北	男	0	1	6	11	22	40	5.5
	女	0	1	1	7	3	12	1.7
関 東	男	0	0	30	40	55	125	8.8
	女	0	0	11	27	23	61	4.3
東 海	男	0	2	14	17	21	54	8.4
	女	0	3	2	13	8	26	4.0
北 陸	男	0	0	1	2	8	11	3.7
	女	0	0	0	1	1	2	0.7
近 畿	男	0	0	7	19	17	43	7.3
	女	0	2	6	6	6	20	3.4
中 国	男	0	5	15	20	11	51	11.5
	女	0	1	6	5	4	16	3.6
四 国	男	0	2	10	16	14	42	15.7
	女	0	2	3	5	2	12	4.5
九 州	男	0	6	28	39	49	122	12.3
	女	0	3	7	14	13	37	3.7

		6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	小計	計
北海道	男	41	17	22	20	19	28	27	15	29	27	9	8	262	326
	女	15	9	8	8	13	4	9	8	10	12	3	3	102	121
東 北	男	98	41	23	23	24	22	43	24	21	101	25	16	461	501
	女	23	11	7	9	9	13	30	11	13	52	7	7	192	204
関 東	男	115	77	62	74	69	74	104	91	82	57	30	30	865	990
	女	41	25	31	37	24	34	45	34	36	27	21	8	363	424
東 海	男	48	36	22	32	31	35	40	38	28	31	19	9	369	423
	女	32	16	14	9	16	17	15	10	14	25	5	2	175	201
北 陸	男	43	13	11	15	12	9	20	7	20	18	14	8	190	201
	女	11	6	4	3	4	5	9	3	7	10	7	2	71	73
近 畿	男	38	22	24	29	24	29	40	24	35	60	20	18	363	406
	女	13	9	6	11	8	14	12	11	16	15	13	6	134	154
中 国	男	39	17	12	21	15	16	33	17	9	49	6	7	241	292
	女	19	10	6	6	9	7	19	6	8	29	7	10	136	152
四 国	男	26	13	10	12	10	7	22	11	8	20	5	8	152	194
	女	14	6	5	2	3	5	6	5	5	7	3	1	62	74
九 州	男	64	45	32	39	32	39	57	49	43	78	32	35	545	667
	女	33	25	15	12	20	21	29	32	23	54	18	15	297	334

3. 在籍期間

「在籍期間」〔表25〕は、前回調査同様5～10年未満が1,433人（24.6％）と最も多く、次いで3～5年未満が934人（16.0％）と、前回調査と比べて傾向に変化はみられない。

20年以上は1.1ポイント減少しており、児者転換も含め平成24年改正児童福祉法の施行とともに、過年齢児への対応が本格的に始まっているとも読み取れるかもしれない。

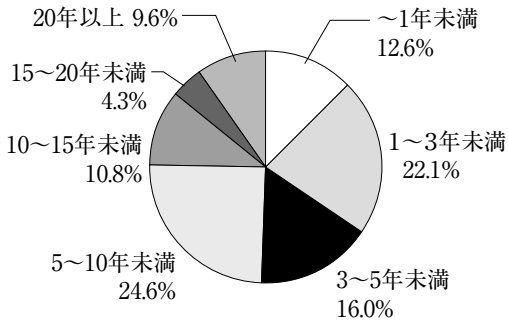


表25 在籍期間

	3ヶ月未満	3～6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20年以上	不明	計
合計	123	225	389	689	601	934	1,433	629	252	471	89	5,835
%	2.1	3.9	6.7	11.8	10.3	16.0	24.6	10.8	4.3	8.1	1.5	100
男	74	147	267	463	395	641	998	476	202	366		4,029
女	49	78	122	226	206	293	435	153	50	105		1,717

【在籍期間：地区別】

	3ヶ月未満	3～6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20年以上	不明	計
北海道	8	12	15	37	30	63	100	67	33	84	9	458
%	1.7	2.6	3.3	8.1	6.6	13.8	21.8	14.6	7.2	18.3	2.0	100
東北	5	33	45	100	77	114	169	81	39	45	17	725
%	0.7	4.6	6.2	13.8	10.6	15.7	23.3	11.2	5.4	6.2	2.3	100
関東	32	52	85	137	148	263	338	163	59	132	9	1,418
%	2.3	3.7	6.0	9.7	10.4	18.5	23.8	11.5	4.2	9.3	0.6	100
東海	17	33	75	92	70	115	181	33	13	14	0	643
%	2.6	5.1	11.7	14.3	10.9	17.9	28.1	5.1	2.0	2.2	0	100
北陸	2	6	10	29	32	34	73	36	16	37	26	301
%	0.7	2.0	3.3	9.6	10.6	11.3	24.3	12.0	5.3	12.3	8.6	100
近畿	16	27	37	73	41	89	136	55	33	53	27	587
%	2.7	4.6	6.3	12.4	7.0	15.2	23.2	9.4	5.6	9.0	4.6	100
中国	6	9	41	47	70	73	119	47	19	13	0	444
%	1.4	2.0	9.2	10.6	15.8	16.4	26.8	10.6	4.3	2.9	0	100
四国	7	7	7	26	20	33	74	35	14	44	1	268
%	2.6	2.6	2.6	9.7	7.5	12.3	27.6	13.1	5.2	16.4	0.4	100
九州	30	46	74	148	113	150	243	112	26	49	0	991
%	3.0	4.6	7.5	14.9	11.4	15.1	24.5	11.3	2.6	4.9	0	100

4. 入所の状況

(1) 入所の状況

「平成22年度の入所数」〔表26〕は、入所児童数は全体で822人、前年比9ポイント70人の増で、内訳は措置が平成23年度入所児童全体の400人（48.7％＝23人増）、契約が422人（51.3％＝47人増）で、入所率は12.1％と1.5ポイント増となっている。

822人の入所児童の中で最も多い年齢層は12～14歳の中学生年齢で250人（30.4％）、次いで15～17歳の高校生年齢の246人（29.9％）、小学生年齢222人（27％）となっており、わずかな差ではあるが、中学生年齢と高校生年齢が前回調査と逆転している。

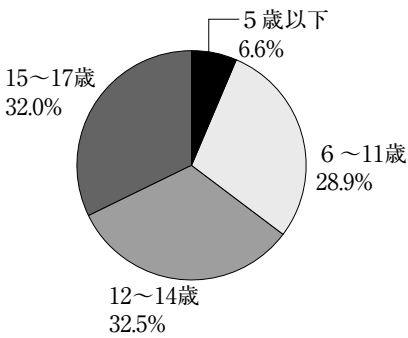
〔表26－2〕〔表26－3〕により平成22年度の新入所児童を措置、契約別にみると、契約で入所する児童の年齢が高くなるにつれて右肩上がりに増加しているのに対し、措置入所児童は前年同様小学生年齢時がピークになってはいるが、中学生年齢時も前年度と比較して5ポイント増加し、小学生年齢とほぼ同じ割合になっている。年齢が低くなるにつれて措置児童の割合が高くなっているのは前年度と同じだが、今回調査では、中学生年齢でも契約と措置が逆転し、措置の要件を満たす児童の範囲が広がっていることを示している。

障害の程度別にみると、療育手帳A－1・2が260人（31.6％）、B－2が255人（31.0％）と、ほぼ同じ割合・人数になっておりA及びA－1・2とB－1・2を比較するとB－1・2が新入所児童全体の56.5％と前回調査よりもさらに2.7ポイント増えており、前回調査より不明者が大幅に減っているにもかかわらず重度障害者の割合の減少傾向が続いている。その背景は前年度までと大きな相違はないと思われるが、被虐待児童や広汎性発達障害の児童など新入所児童に対する心理面での支援の必要性の高まりや、行動障害への対応など、障害児施設での支援の質の急速な多様性への対応が迫られていることが推察される。

23年度前期の入所数〔表28－1〕〔表28－2〕をみると、半年間ですでに22年度の年間新入所児童822人を超えて1,000人となっており、地域によっては年度前半で入所ニーズに対応できなくなり、待機児童を抱える施設が相当数になり、年度末の退所まで短期入所制度の長期利用や一時保護委託制度、自由契約や日中一時支援等の組み合わせで対応せざるを得ない状況も推察される。

表26 平成22年度中の新入所者数（全体）

	人数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	不明
全体	822	51	222	250	246	53
男	561	40	159	165	168	29
女	261	11	63	85	78	24



年齢別入所数

$$\text{入所率} = \frac{\text{入所者総数}}{\text{定員}} \times 100$$

22年度入所率	12.1%
---------	-------

表26－２ 平成22年度中の新入所者数（措置児）（下段は％）

	人数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	不明
措置	400	36	145	142	77	0
	100	9.0	36.3	35.5	19.3	0
男	253	29	97	86	41	0
	100	11.5	38.3	34.0	16.2	0
女	147	7	48	56	36	0
	100	4.8	32.7	38.1	24.5	0

表26－３ 平成22年度中の新入所者数（契約児）（下段は％）

	人数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	不明
契約	422	15	77	108	169	53
	87.4	3.6	18.2	25.6	40.0	12.6
男	308	11	62	79	127	29
	90.6	3.6	20.1	25.6	41.2	9.4
女	114	4	15	29	42	24
	78.9	3.5	13.2	25.4	36.8	21.1

表27 平成22年度新入所者の障害の程度（全体）

	人数	A	A－１・２	B－１	B－２	不明
全体	822	85	260	210	255	12
男	561	55	191	141	168	6
女	261	30	69	69	87	6

表27－２ 平成22年度新入所者の障害の程度（措置児）（下段は％）

	人数	A	A－１・２	B－１	B－２	不明
全体	400	28	82	114	164	12
	100	7.0	20.5	28.5	41.0	3.0
男	253	17	55	71	104	6
	100	6.7	21.7	28.1	41.1	2.4
女	147	11	27	43	60	6
	100	7.5	18.4	29.3	40.8	4.1

表27－３ 平成22年度新入所者の障害の程度（契約児）（下段は％）

	人数	A	A－１・２	B－１	B－２	不明
全体	422	57	178	96	91	0
	100	13.5	42.2	22.7	21.6	0
男	308	38	136	70	64	
	100	12.3	44.2	22.7	20.8	0
女	114	19	42	26	27	
	100	16.7	36.8	22.8	23.7	0

表28 平成23年前期（４月～９月－措置児）（下段は％）

	措置	人数	5 歳以下	6 ～11歳	12～14歳	15～17歳	不明
全体		453	33	143	100	177	0
		100	7.3	31.6	22.1	39.1	0
男		286	19	101	65	101	
		100	6.6	35.3	22.7	35.3	0
女		167	14	42	35	76	
		100	8.4	25.1	21.0	45.5	0

表28－２ 平成23年前期（４月～９月－契約児）（下段は％）

	契約	人数	5 歳以下	6 ～11歳	12～14歳	15～17歳	不明
全体		547	16	120	160	251	0
		100	2.9	21.9	29.3	45.9	0
男		373	15	82	104	172	
		100	4.0	22.0	27.9	46.1	0
女		174	1	38	56	79	
		100	0.6	21.8	32.2	45.4	0

それぞれの施設における年間新入所児童の数〔表29〕は、新入所児童数0人が20施設（12％）と前回調査とほとんど変わっていない。調査対象施設数が減少している中で、年間新入所児童が5人以上の施設が横ばいにとどまっており、逆にこの数字が児童施設の機能を維持していくという意思表示を明確にしつつあると推察することもできるかもしれない。

入所前の生活の場〔表30〕の調査では、前回調査同様「家庭から」が圧倒的に多く、前回調査より4ポイント近く下がったものの実人数では逆に19人増加している。不明が相当数増えていることから現実的には家庭が占める割合は変わっていないと思われる。児童養護施設からの入所も前年に比べ割合、実人数ともに増加の傾向にあり、被虐待児や広汎性発達障害児の増加や家庭における養育機能の低下などで児童養護施設の利用が増加傾向にあり、児童養護施設の集団での不適応をきたした子どもの療育目的での障害児施設入所が一因と推察されるのは前回調査と同じであろう。一方乳児院からの入所は1.4ポイントの増、実人数で倍増の22人となっている。その背景は不明だが、児童養護施設の充足率との関係や、障害の早期の確定判断などがあるものとみられ、今後推移を見守っていく必要がある。

表29 年間入所数の状況

入所数	施設数	％	公立	私立
0人	20	12.0	8	12
1人	15	9.0	5	10
2人	24	14.5	7	17
3人	21	12.7	5	16
4人	21	12.7	5	16
5人	13	7.8	4	9
6人	11	6.6	2	9
7人	10	6.0	2	8
8人	8	4.8	3	5
9人	7	4.2	3	4
10人	3	1.8	2	1
11人以上	13	7.8	6	7
計	166	100	52	114

表30 入所前の生活の場

	人数	％
家庭	592	72.0
他の知的障害児施設	25	3.0
児童養護施設	71	8.6
乳児院	22	2.7
その他の児童福祉施設	5	0.6
学校寄宿舎	6	0.7
病院等医療機関	21	2.6
その他	16	1.9
不明	64	7.8
計	822	100

入所に際しての協議状況〔表31〕については、割合や実数に多少の増減はあるものの有意な変化はほとんど見られない。ただし、「市町村担当者等関係機関と協議によるケアマネジメントを行った」は半減している。入所に際しての措置児童の増加が影響しているものとみられる。

契約・措置における意思確認の割合はわずかだが増えているが、意思確認の際本人が拒否した場合の現実的対応が制度として無いなかで、あるいはどこまで本人の意思が尊重されるかが不確な中で、制度的矛盾を露わにしているところでもある。

また、措置及び契約の変更は、措置から契約が10人、契約から措置が14人と前回調査と大きな変化は見られない。

表31 入所に際しての協議状況（複数回答）

		措置（人）	契約（人）	計（人）	%
短期入所利用から入所（措置・契約）に切り替えたケース		32	76	108	13.1
虐待や家族の疾病等から緊急保護対応で入所したケース				138	16.8
事前・及び入所に際して児童相談所・児童福祉司が同行した		338	126	464	56.4
市町村担当者等関係機関と協議によるケアマネジメントを行った				47	5.7
契約利用の場合児童相談所から事前に調査票等が送付された				133	16.2
契約・措置においても本人の意思の確認を行ったか	1 行った			379	46.1
	2 いいえ			31	3.8
	3 判断困難			271	33.0
22年度新入所者				822	100
22年度中に契約・措置の決定に変更があった	契約→措置	14	措置→契約		10
23年度前期に契約・措置の決定に変更があった	契約→措置	5	措置→契約		3

表32 一時保護委託の状況

	22年度	23年度
法33条の一次保護委託を受けているか	172	105

(2) 入所の理由

「入所の理由」〔表33〕については前回調査と同様に「家族の状況等」「本人の状況等」に分けて複数回答を求めた。どちらも前回調査と比べ傾向に大きな変化はみられず、それぞれの項目での主要因と付随要因の割合も同様の割合で推移している。ただし家族の状況等の中の保護者の養育力・障害理由は前回と比べ20％（464人）、虐待・養育放棄は17.9％（206人）増加し、ここ数年改善の傾向はみられていない。この二つの項目で主要因、付随要因を合わせると22年度入所児童に占める割合は増加しており、特に養育力面については10ポイントと高い増加がみられ、保護者の子育てにおける孤独感や心理的な葛藤なども含めきめ細やかな背景の把握と支援策の必要性を表しているものと推察される。

また、前年度調査で指摘されていた「貧困」に起因する入所理由につながる親の離婚・死別や家庭の経済的理由及び保護者の疾病・出産等の理由での入所は横ばいといえる結果となったが、支援の現場での実感からは、種々の理由の陰に貧困のもたらす負の影響を強く感じ取れることも多く、引き続き注視していく必要があるだろう。

一方、本人の状況等では、ADL・生活習慣の確立と行動上の課題改善のいわゆる療育目的の入所理由が圧倒的に多く、中でも行動上の課題改善のための入所はより増加傾向にあり、在籍者に占める割合も6ポイント近く増加している。背景には養育力の低下による規範意識の弱さや、広汎性発達障害に伴う行動障害などが推測される。

前回調査で、地域によって学校の寄宿舎的な役割を障害児施設が担っている傾向が指摘されていたが、入所理由に占める割合は減少したものの、在籍児童に占める割合は前年度に比べ2％程度増加し依然その傾向は継続している。同じく教育関連の学校での不適応・不登校は微増にとどまり傾向に大きな変化は見られない。

いずれにしても入所理由のいかんにかかわらず、多様な生活環境から強い影響を受けて施設入所に至った児童の支援にあたって、「貰いそこない」や背負いきれないほどの「重い荷物」を負って入所し

てくる児童に、安心・安全を自身が感じられ、自分自身を肯定できるような丁寧な個人の生活歴に即した個別ニーズに寄り添っていく支援が一層求められているのが障害児入所施設の今日的役割となっているのではないか。

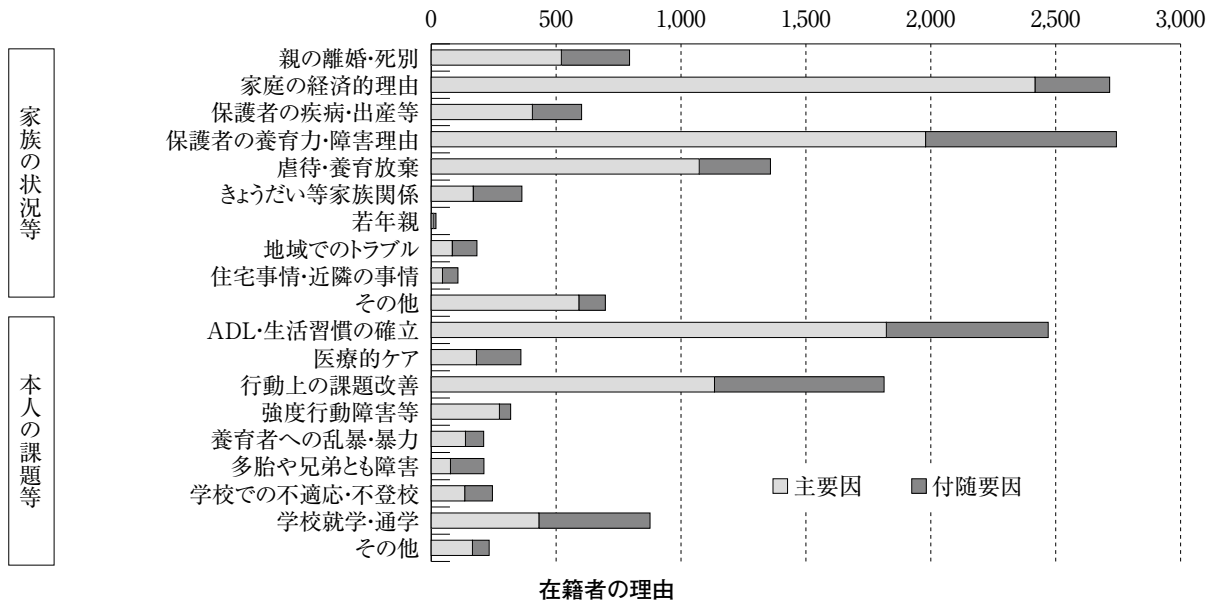


表33 入所理由（複数回答）

内 容		在籍者全員について						うち22年度入所者について					
		主たる要因		付随する要因		計	在籍者比	主たる要因		付随する要因		計	22年度入所者比
		措置	契約	措置	契約			措置	契約	措置	契約		
家族の状況等	親の離婚・死別	208	313	142	131	794	13.6	24	19	12	16	71	8.6
	家庭の経済的理由	85	132	169	130	516	8.8	6	15	25	9	55	6.7
	保護者の疾病・出産等	192	213	90	107	602	10.3	24	41	14	7	86	10.5
	保護者の養育力・障害理由	897	1,082	505	259	2,743	47.0	120	91	116	45	372	45.3
	虐待・養育放棄	971	102	226	59	1,358	23.3	167	9	42	15	233	28.3
	きょうだい等家族関係	53	115	64	131	363	6.2	10	7	16	16	49	6.0
	若年親	6	2	9	2	19	0.3	1	0	0	0	1	0.1
	地域でのトラブル	39	45	50	49	183	3.1	10	9	10	14	43	5.2
	住宅事情・近隣の事情	7	38	18	48	111	1.9	3	4	2	3	12	1.5
本人の課題等	その他	81	510	42	64	697	11.9	23	80	8	7	118	14.4
	A D L ・生活習慣の確立	757	1,065	387	461	2,670	45.8	104	74	51	69	298	36.3
	医療的ケア	123	58	88	90	359	6.2	9	4	11	7	31	3.8
	行動上の課題改善	533	601	309	370	1,813	31.1	80	88	32	28	228	27.7
	強度行動障害等	79	194	15	30	318	5.4	8	22	0	0	30	3.6
	養育者への乱暴・暴力	58	79	36	37	210	3.6	9	11	11	4	35	4.3
	多胎や兄弟とも障害	37	40	94	40	211	3.6	6	3	7	7	23	2.8
	学校での不適応・不登校	52	82	82	29	245	4.2	18	6	20	9	53	6.4
	学校就学・通学	120	311	240	205	876	15.0	25	45	39	28	137	16.7
計	その他	82	83	32	45	242	4.1	19	16	4	4	43	5.2
	計	4,380	5,065	2,598	2,287	14,330		666	544	420	288	1,918	

(3) 虐待による入所の状況

「虐待による入所数」〔表34〕を見ると微増という結果になっているが、入所理由の家族の状況等での〔表33〕と比較すると、虐待が家庭内に潜在化する傾向が高いことを考えるとまだまだ潜在的に歯止めがかかっていないことが窺える。

特に被虐待児童が障害児の場合に身体的虐待や性的虐待に比べ心理的虐待やネグレクトは顕在化しにくいという特性もあり、一人一人の行動に細かな配慮が求められるところであろう。

平成12年の児童の虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）施行以降の虐待による児童数の推移をみても、法の趣旨、役割が社会に浸透してきたというだけではなく、障害児入所施設においては平成18年の児童福祉法改正による契約制度の導入で一時的な減少はみられたものの、この10年以上にわたっての経年変化をみると確実に増加傾向にあることにかんがみ、その対応はもとより、児童相談所や市町村の家庭児童相談室、保健センターや相談支援事業所あるいは要保護児童地域対策協議会など広範な関係機関と連絡調整を図りながら、一層の早期発見に努め、児童虐待の撲滅に向けて具体的な取り組みが求められる。

「虐待の内容」〔表36〕についても、虐待の種類や割合の傾向に大きな変化はみられないが、心理的虐待はむしろ増えており、ネグレクトとあわせて心理的な影響を受けた入所児童の受け入れについて十分な配慮が求められる。

表34 虐待による入所数

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	計
男	69	80	76	156	184	223	205	199	200	223	229	1,775
女	56	60	50	128	152	156	119	131	168	150	151	1,265
計	125	140	126	284	336	379	324	330	368	373	380	3,040

表35 平成22年度 被虐待入所児童の内訳

	児相判断	施設判断
男	173	56
女	123	43
計	296	99

22年度被虐待児加算認定児童の数 257名
23年度（10月1日まで）被虐待児加算児童の数 140名
うち、契約により入所26名

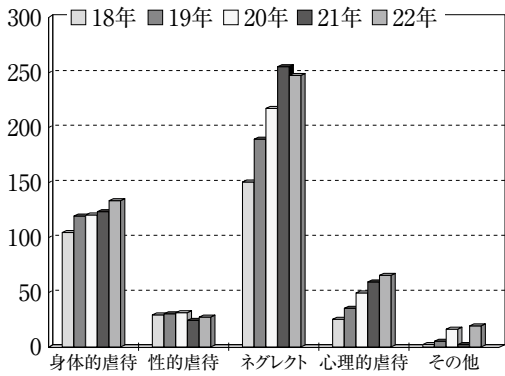


表36 虐待の内容（※複数回答）

		計	入所数比	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他
12年	人数	125		55	26	52	22	8
13年	人数	140		87	24	59	20	17
14年	人数	126	9.6	77	24	77	24	3
15年	人数	284	24.1	140	34	131	46	5
16年	人数	336	29.3	156	35	162	24	6
17年	人数	379	30.4	164	42	231	34	1
18年	人数	324	34.0	107	32	153	28	5
19年	人数	330	40.0	122	33	192	38	8
20年	人数	373	49.6	123	34	220	52	19
21年	人数	380	49.4	126	27	258	62	5
22年	人数	380	46.2	136	30	250	68	22
	%	100		35.8	7.9	65.8	17.9	5.8
	男	229	60.3	86	2	158	34	15
	女	151	39.7	50	28	92	34	7

5. 退所の状況

〔表37〕によれば、平成22年度の退所者数は857人で、うち措置316人、契約541人である。

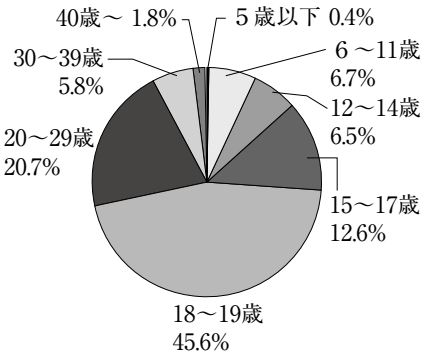
年齢では18～19歳の退所が391人（45.6%）ともっとも多く、前年38.3%と比して7.3ポイント高く、高等部卒業年との関連が大きいと思われる。次いで20～29歳が177人（20.7%）、15～17歳が108人（12.6%）と順位は変わらないが、満18歳以上の退所が633人73.9%と22年調査より5.6ポイント増加し、22年調査に比較して障害者福祉サービスへの移行が増加している

と思われる。措置・契約別では、契約が541人と措置316人より5割弱ほど高くなっている。

23年度の上半期（4月～9月）は281人と、前回の半期の245人を40人余り上回っている。

表37 平成22年度退所数 (下段は%)

		退所数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳以上
16年度		1,191	20	113	70	165	411	298	82	32
		100	1.6	9.2	5.7	13.5	33.6	24.4	6.7	2.6
17年度		1,161	22	98	65	133	476	306	56	5
		100	1.6	9.2	5.7	13.5	33.6	24.4	6.7	2.6
18年度		1,150	12	101	89	158	405	288	89	8
		100	1.0	8.7	7.7	13.6	34.9	24.8	7.7	0.7
19年度		880	13	69	45	89	362	219	76	7
		100	1.5	7.8	5.1	10.1	41.1	24.9	8.6	0.8
20年度		853	7	62	55	96	377	174	80	2
		100	0.8	7.3	6.4	11.3	44.2	20.4	9.4	0.2
21年度		802	19	56	51	98	325	191	48	14
		100	2.4	7.0	6.4	12.2	40.5	23.8	6.0	1.7
22年度	措置	316	2	27	25	36	186	34	5	1
		100	0.6	8.5	7.9	11.4	58.9	10.8	1.6	0.3
	契約	541	1	30	31	72	205	143	45	14
		100	0.2	5.5	5.7	13.3	37.9	26.4	8.3	2.6
北海道	措置	12	0	1	1	0	6	2	1	1
	契約	33	0	1	1	0	14	12	1	4
東北	措置	23	1	1	0	3	16	2	0	0
	契約	88	0	1	6	13	42	23	3	0
関東	措置	86	1	13	11	4	50	7	0	0
	契約	125	1	13	10	17	32	43	9	0
東海	措置	77	0	8	5	9	47	7	1	0
	契約	43	0	1	0	7	12	4	15	4
北陸	措置	5	0	0	1	0	4	0	0	0
	契約	13	0	1	0	0	7	3	2	0
近畿	措置	35	0	2	1	5	19	5	3	0
	契約	66	0	3	2	6	24	19	8	4
中国	措置	27	0	0	1	6	19	1	0	0
	契約	39	0	1	0	7	22	7	2	0
四国	措置	4	0	0	0	0	4	0	0	0
	契約	22	0	1	2	3	12	3	1	0
九州	措置	47	0	2	5	9	21	10	0	0
	契約	112	0	8	10	19	40	29	4	2



年齢別退所数

表37－2 平成23年4月から9月の退所状況

		退所数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳以上
23年 4月～9月	措置	102	0	12	8	22	44	15	1	0
	契約	179	2	13	12	19	46	47	20	20
北海道	措置	6	0	0	0	1	1	3	1	0
	契約	22	2	0	2	4	9	2	2	1
東北	措置	5	0	0	1	2	1	1	0	0
	契約	13	0	0	0	3	1	8	1	0
関東	措置	35	0	7	4	3	14	7	0	0
	契約	70	0	10	5	3	13	15	9	15
東海	措置	11	0	3	1	5	1	1	0	0
	契約	3	0	0	0	0	1	2	0	0
北陸	措置	4	0	1	1	0	2	0	0	0
	契約	10	0	0	0	2	3	3	2	0
近畿	措置	10	0	1	0	0	7	2	0	0
	契約	18	0	2	1	1	4	5	4	1
中国	措置	6	0	0	1	2	3	0	0	0
	契約	8	0	0	0	1	4	3	0	0
四国	措置	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	契約	11	0	0	4	2	1	2	1	1
九州	措置	25	0	0	0	9	15	1	0	0
	契約	24	0	1	0	3	10	7	1	2

平成22年度の月別の退所状況〔表38〕は、3月に414人（48.3%）、4月に72人（8.4%）と、この2ヶ月間で半数以上の57%が退所している。3月の学校卒業に合わせた年度替わりに退所する傾向は依然顕著で、学校と共に退所に向けたプログラムを展開していること等、卒業イコール退所の流れができてい

と考えられる。契約利用で経済的負担を理由に退所〔表38－3〕したのは3名、利用料滞納のまま退所〔表38－4〕したのは25人となっている。

平成22年度の施設の年間退所人数〔表38－5〕は、0人が18施設（10.8%）、1～2人が45施設と約27%を占め、3～5人が45施設約27%となっている。通過型施設である児童施設としては退所がゼロというのは在所延長措置があることも関係している。10人以上の退所は28施設16.8%と前回調査より2.9ポイント増加している。いずれにしても児童施設として入れ替わりが少ないのが特徴といえる。

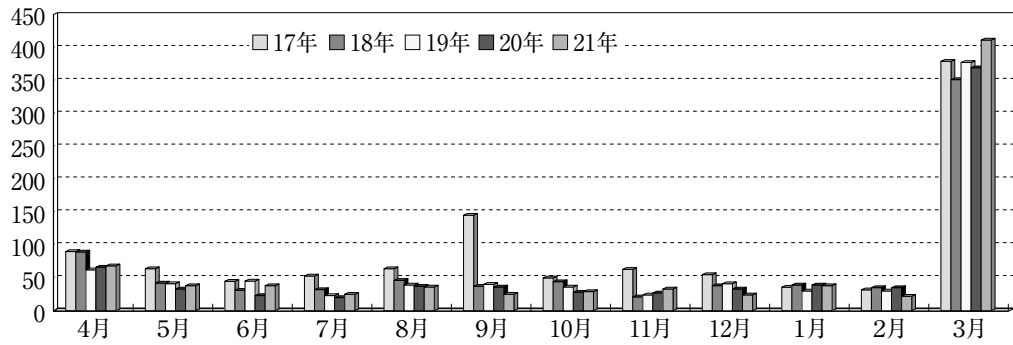


表38 平成22年度 月別の退所の状況

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	不明	計
退所数	72	42	42	29	40	29	33	37	28	42	26	414	23	857
%	8.4	4.9	4.9	3.4	4.7	3.4	3.9	4.3	3.3	4.9	3.0	48.3	2.7	100

表38－2 平成23年4月～9月の月別の退所の状況

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	不明	計
退所数	62	43	38	29	41	57	11	281
%	22.1	15.3	13.5	10.3	14.6	20.3	3.9	100

表38－3 契約児童で経済的負担を理由とする退所

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
22年度	3	0.4	0	2	0	0	0	1	0	0	0
23年度（9月末）	2	0.7	1	0	0	0	0	0	0	0	1

表38－4 契約児童で利用料滞納のまま退所

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
22年度	25	2.9	0	6	7	2	0	1	1	3	5
23年度（9月末）	9	3.2	2	0	3	0	0	1	1	2	0

表38－5 平成22年度 年間退所数別の状況

退所数	施設数	%	公立	民立
0人	18	10.8	7	11
1人	16	9.6	5	11
2人	29	17.5	8	21
3人	16	9.6	3	13
4人	17	10.2	4	13
5人	12	7.2	2	10
6人	9	5.4	3	6
7人	4	2.4	1	3
8人	10	6.0	4	6
9人	7	4.2	2	5
10人	7	4.2	2	5
11～14人	15	9.0	8	7
15～19人	4	2.4	2	2
20人以上	2	1.2	1	1
計	166	100	52	114

○入退所の推移

ここ11ヵ年の入退所の推移を整理したものが〔表38－6〕である。回答数が毎年異なるので全施設の状況とは言えないが、17年を除き入所数より退所数が上回り在籍数の減少傾向を示している。

施設の在籍数の増減をみると、減少したのが63施設（36.4%）、増加したのが67施設（38.7%）となっている。

表38－6 平成22年度の在籍数の増減（入所数－退所数）

増減	施設数	%	公立	民立
～-10	5	2.9	1	4
-9～-5	10	5.8	4	6
-4～-1	48	27.7	12	36
0	43	24.9	7	36
1～4	63	36.4	17	46
5～9	3	1.7	0	3
10～	1	0.6	1	0
計	173	100	42	131

増 減

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	計
入所数	1,230	1,219	1,303	1,177	1,145	1,246	954	826	817	752	822	11,491
退所数	1,355	1,363	1,470	1,222	1,191	1,161	1,150	880	832	802	857	12,283
増減	-125	-144	-167	-45	-46	85	-196	-54	-15	-50	-35	-792

6. 進路の状況

(1) 進路の状況

進路先の状況〔表39〕は、生活の場は「入所更生施設」258人（29.2％）と前回調査より1.6ポイント減少している。「入所授産施設」44人を加えると約34％が成人入所施設となっており、基本的な傾向は変わらない。生活の場が「家庭」とするのは260人（29.4％）、前年比で228人、1ポイント増加している。幼児・学童に限れば横ばい状態であり、これは被虐待や養護事情からの入所が多い現状を考えれば納得できよう。

グループホーム等への移行は、20年調査102人（11.6％）、21年調査99人（11.9％）、22年調査134人（16.7％）、23年調査166人（18.8％）となっており、年々増加している。一般就労は75人（8.5％）で、22年調査70人（8.7％）とさほど変化はみられなかった。

退所後の予後指導〔表38〕は、「実施した」が94施設（56.6％）336人（38.1％）と、施設数、人数共に22年調査とあまり変化はみられない。「実施していない」43施設（25.9％）は、18年以降調査とほぼ同様の数値であり、児童施設として次の機関につなげる動きの鈍さがうかがえる。

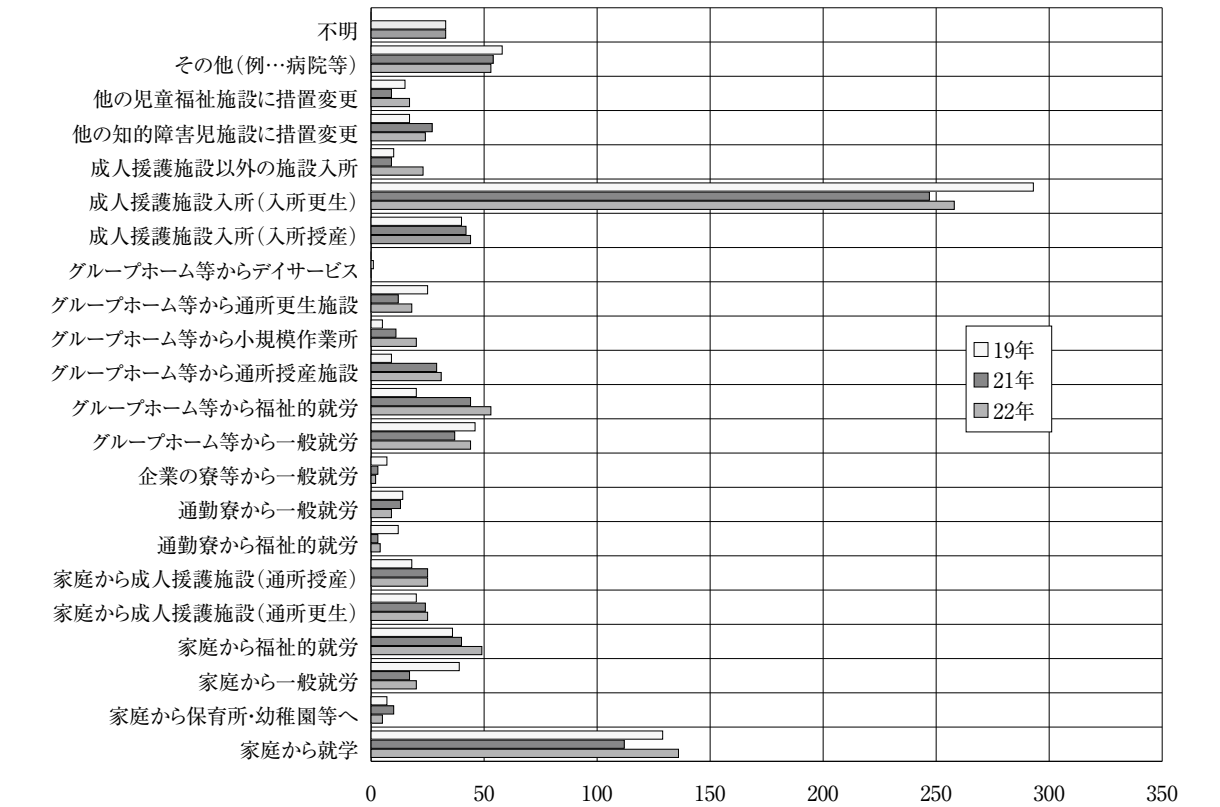


表39 22年度退所児童の進路

		人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
家庭から就学	措置	44	14.4	1	1	13	14	1	6	3	0	5
	契約	92	15.9	4	13	35	6	1	7	2	4	20
家庭から保育所・幼稚園等へ	措置	4	1.3	0	0	3	0	0	0	1	0	0
	契約	1	0.2	0	0	1	0	0	0	0	0	0
家庭から一般就労	措置	6	2.0	0	1	1	0	0	2	0	0	2
	契約	14	2.4	0	3	0	1	1	1	4	0	4
家庭から福祉的就労	措置	16	5.2	0	4	1	3	1	1	3	0	3
	契約	33	5.7	0	15	3	0	3	3	4	1	4
家庭から成人援護施設（通所更生）	措置	11	3.6	2	1	0	4	0	0	4	0	0
	契約	14	2.4	0	3	0	3	3	1	0	0	4
家庭から成人援護施設（通所授産）	措置	6	2.0	0	0	0	4	0	0	0	0	2
	契約	19	3.3	1	4	4	0	1	2	1	1	5
通勤寮から福祉的就労	措置	4	1.3	0	0	4	0	0	0	0	0	0
	契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤寮から一般就労	措置	7	2.3	0	0	3	1	0	2	1	0	0
	契約	2	0.3	0	0	1	0	0	0	0	0	1
企業の寮等から一般就労	措置	2	0.7	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
グループホーム等から一般就労	措置	24	7.9	1	1	13	2	0	1	1	0	5
	契約	20	3.5	0	6	2	1	0	2	4	4	1
グループホーム等から福祉的就労	措置	26	8.5	0	2	4	5	1	5	4	0	5
	契約	27	4.7	2	3	12	0	0	2	2	1	5
グループホーム等から通所授産施設	措置	12	3.9	0	2	2	3	0	3	0	0	2
	契約	19	3.3	1	4	2	0	1	4	0	0	7
グループホーム等から小規模作業所	措置	8	2.6	0	0	3	2	0	2	1	0	0
	契約	12	2.1	0	0	1	1	1	6	0	0	3
グループホーム等から通所更生施設	措置	8	2.6	2	0	1	0	0	2	2	0	1
	契約	10	1.7	0	1	3	2	0	1	0	0	3
グループホーム等から地域活動センター	措置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成人援護施設入所（入所授産）	措置	17	5.6	1	1	9	1	1	0	2	0	2
	契約	27	4.7	0	2	3	3	0	10	1	1	7
成人援護施設入所（入所更生）	措置	57	18.7	1	3	7	22	0	3	7	2	12
	契約	201	34.8	20	30	64	9	7	22	10	7	32
成人援護施設以外の施設入所	措置	2	0.7	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	契約	11	1.9	5	0	1	0	0	0	1	0	4
他の知的障害児施設に措置変更	措置	13	4.3	0	1	6	4	0	2	0	0	0
	契約	11	1.9	0	0	3	0	0	2	0	1	5
他の児童福祉施設に措置変更	措置	15	4.9	1	0	7	2	0	0	1	0	4
	契約	2	0.3	0	0	0	0	0	1	0	0	1
その他（例…病院等）	措置	17	5.6	1	2	4	4	1	1	0	0	4
	契約	36	6.2	4	5	15	1	1	2	2	1	5
不明	措置	6	2.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	契約	27	4.7	－	－	－	－	－	－	－	－	－
計	措置	305	100	10	19	81	71	5	30	30	3	50
	契約	578	100	37	89	150	27	19	66	31	21	111

表40 22年度退所者の予後指導

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実施した	94	56.6	4	11	21	13	4	11	8	3	19
実施していない	43	25.9	3	6	12	3	4	3	4	2	6
無回答	29	17.5	5	4	4	0	4	3	2	4	3
計	166	100	12	21	37	16	12	17	14	9	28

【実施した人数】

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
予後指導実施	336	38.1	14	32	54	57	17	46	40	13	63
予後指導実施回数	664	75.2	19	77	86	220	17	87	53	23	82
退所者	883	100	45	18	105	14	18	28	14	26	49

(2) 進路・地域生活に向けた対応

退所に向けたプログラムを保護者と作成〔表41〕したのは40施設（24.1％）269人（4.6％）と22年調査とほぼ同数である。保護者と進路方針の決定は98施設（59.0％）716人（12.3％）と、こちらは前回調査より14施設5.7ポイント、167人1.7ポイント減少している。

児童相談所との退所に向けた協議〔表42〕は、64施設（38.6％）325人（5.6％）についても、22年調査より施設数・人数ともポイントは増加している。入所児童の家族背景により児童相談所と連携して進路を進める必要のあるケースが増加してきたのかもしれない。

市町村を交えた進路協議は74施設（44.6％）と4.7ポイント増加している。人数については340人と前年に比して62人増加している。認定区分の関係や、退所後の市町村の関わりの重要性は増しており、施設側からの積極的な働きかけも重要である。

地域生活移行に向けたサービス調整会議の実施〔表43〕は、120施設（72.3％）と22年調査より31施設20.9ポイント大きく増加した。実施していない35施設（21.1％）と減少している。障害者自立支援法の下、サービス体系が細分化され、各々の事業間同士の連携や調整が不可欠なものになったことを表している。

表41 保護者と退所へのプログラムの作成

			%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
保護者と退所プログラムを作成した	人数	269	4.6	0	80	35	29	59	45	5	9	7
	施設数	40	24.1	0	6	10	5	6	6	1	2	4

表41－2 保護者と進路方針の決定

			%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
保護者と進路方針を決定した	人数	716	12.3	25	76	178	86	75	63	54	19	140
	施設数	98	59.0	6	12	21	9	7	11	8	5	19

表42 児童相談所との協議

			%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
児相と協議した	人数	325	5.6	36	4	59	113	13	58	25	3	14
	施設数	64	38.6	3	3	18	10	4	8	8	2	8

表42－2 児相・家庭・市町村と四者による協議

			%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
四者で協議した	人数	340	5.8	3	9	102	111	14	31	26	8	36
	施設数	74	44.6	3	5	18	13	6	11	4	2	12

表43 退所・地域生活移行に向けた関係機関との調整会議の開催

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実施している	120	72.3	8	14	26	16	10	13	9	5	19
実施していない	35	21.1	4	3	9	0	2	3	5	2	7
無回答	11	6.6	0	4	2	0	0	1	0	2	2
計	166	100	12	21	37	16	12	17	14	9	28

表43－2 平成22年度の調整会議ケース数

ケース数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
655	20	80	133	160	75	64	27	19	77

7. 家庭の状況

(1) 家庭の状況

家庭の状況〔表44〕は、両親世帯が2,669人（45.7％）と22年調査より0.5％増加している。母子世帯の構成比率が33.4％で2.3ポイント上昇し、父子世帯の構成比率は14.0％と0.5ポイント減少している。親がいないと推測される「兄弟」「親戚」「祖父母」「その他」が451人（7.8％）と前回調査時点より12人増加している。

（今回調査より前回まで「その他」に含まれていたと推察される「祖父母」を独立した項目に起こして調査）

世帯別の措置率をみると母子世帯49.5％、父子世帯40.2％、両親世帯30.2％と、一人親世帯に措置が多くなっているが、両親世帯であっても22年調査に比べ1.6％増加している。親戚や祖父母等は契約の法的根拠のない場合においても契約が多くみられている。また、兄弟・姉妹で入所しているのが170世帯、429人で1世帯平均2.5人となっている。

このような家庭基盤の状況は、家庭での養育困難、扶養力の低下等が背景にあり、また、親がいなかった場合や社会的養護を要することが多く、児童福祉法改正での利用契約による施設利用が難しいケースが多いことから公的責任で対応する必要性が高いことが示されている。

法定代理人等をみると、未成年後見19人で6名減、また成年後見14人で27名の減となっている。

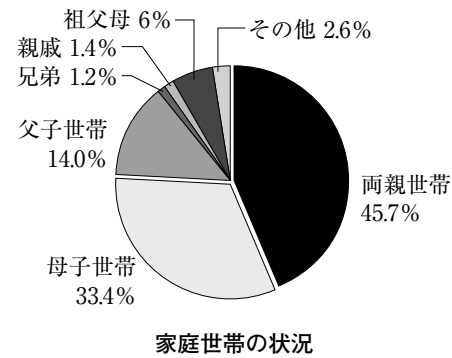
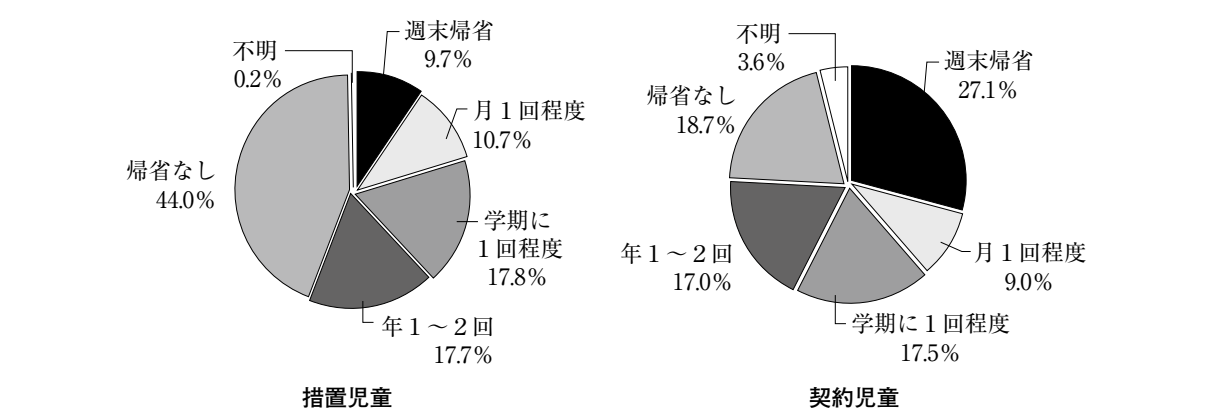


表44 家庭の状況

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
両親世帯 (うち措置)	2,669	45.7	216	416	546	292	180	229	197	140	453
母子世帯 (うち措置)	807	30.2	34	54	212	182	35	70	83	20	117
父子世帯 (うち措置)	1,947	33.4	169	193	468	227	82	221	140	76	371
兄弟 (うち措置)	963	49.5	69	63	261	165	33	77	87	23	185
親戚 (うち措置)	815	14.0	45	88	236	77	24	110	67	29	139
祖父母が保護者 (うち措置)	328	40.2	16	25	97	52	8	39	38	8	45
その他 (うち措置)	68	1.2	4	5	22	5	0	16	1	2	13
未成年後見 (うち措置)	33	48.5	0	5	9	4	0	5	1	1	8
成年後見 (うち措置)	83	1.4	6	6	23	5	5	10	6	3	19
兄弟姉妹で入所 (うち措置)	43	51.8	4	1	15	4	2	5	2	1	9
祖父母が保護者 (うち措置)	149	2.6	14	10	39	13	1	14	17	14	27
その他 (うち措置)	90	60.4	10	5	24	12	1	7	11	7	13
未成年後見 (うち措置)	151	2.6	4	5	48	23	4	16	16	3	32
成年後見 (うち措置)	116	76.8	4	2	37	18	3	11	16	3	22
兄弟姉妹で入所 (うち措置)	19	0.3	3	1	6	3	1	0	1	0	4
成年後見 (うち措置)	11	57.9	2	0	5	3	1	0	0	0	0
未成年後見 (うち措置)	14	0.2	0	1	7	1	2	2	0	0	1
成年後見 (うち措置)	1	7.1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
兄弟姉妹で入所 (うち措置)	170	—	17	29	34	16	6	9	15	8	36
成年後見 (うち措置)	429	7.4	40	64	77	40	17	24	31	23	113
未成年後見 (うち措置)	119	—	7	14	28	15	5	7	11	6	26
成年後見 (うち措置)	296	—	15	31	60	38	11	20	23	12	86



これらの家庭状況を背景にした帰省の状況〔表45〕では、帰省が全く無く家族交流がない児童は1,718人（29.4％）と22年調査より1.9ポイント増加している。

週末帰省は19.7％と1ポイント減少し、月1回程度も13.7％で66％余りが年に数回か、まったく帰省できない状況にあり、家庭の味を知らないまま育つ子どもが多いことを示している。

帰省できない理由〔表46〕は、「親がいない」が184人（3.2％）、「家庭の事情（や虐待等の事情）で帰せない」は989人（16.9％）、「本人の事情で帰らない」192人（3.3％）と合わせると、家はありながらも何らかの理由で帰省ができない児童の比率は高い。

措置・契約別でみると措置の家庭が帰省・面会が少なく、契約でも契約児童の10.7％が帰省できないことは契約制度適用が子どもの最善の利益からみて問題があるといえよう。

帰省なしの子どもに対する配慮〔表47〕は、「外出」が139施設83.7％で一番多い。また、「旅行」が22施設13.3％、「職員宅のステイ」が17施設10.2％で、各施設で何らかの対応をしていることが推測され

る。また、特に何もしていないが10施設6.0％で22年調査より3.8ポイント減少している。

面会〔表48〕は月1～2回が23.3％と最も多いが、前年より0.8％増加している。被虐待等で制限されている家庭が、141人と93人減少している。家族の訪問なしは、945人（16.2％）で0.5ポイント増加している。面会者は、母親が25.5％ともっとも多く、次いで両親、父親、祖父母等、きょうだいの順位になっているが、きょうだいの来園以外の項目の数が減少しており、施設入所後の子どもと家族・親との係わりが薄くなっていることがうかがえる。

家庭基盤そのものが脆弱化し、崩壊して入所に至る児童の多いことがここにも表れている。家族との再統合も含め、親や家族との関係改善が今後の課題になってくると思われる。

表45 帰省の状況

		人	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
週末帰省	措置	240	4.1	6	11	26	88	22	8	47	6	26
	契約	908	15.6	69	246	125	58	121	50	77	54	108
月1回程度	措置	265	4.5	5	16	42	77	14	41	26	14	30
	契約	539	9.2	66	95	83	27	23	55	29	44	117
学期に1回程度	措置	442	7.6	12	22	100	90	7	59	62	10	80
	契約	587	10.1	64	70	124	21	18	75	38	35	142
年1～2回	措置	439	7.5	32	22	103	72	12	36	42	8	112
	契約	571	9.8	54	51	189	10	27	36	24	24	156
帰省なし	措置	1,092	18.7	66	73	379	158	28	124	72	30	162
	契約	626	10.7	56	44	189	21	33	131	39	27	86
契約児童の総数	人	5,835	—	458	725	1,418	643	301	587	444	268	991
	日	110,566	—	13,879	36,217	8,602	3,287	3,161	3,021	3,397	4,448	34,554

※ %は在籍数による。不明数は未記入

表46 帰省できない理由

			%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
親がいない	人数	184	3.2	13	7	54	19	10	28	12	6	35
	事業所数	90	—	9	5	25	11	6	10	5	3	16
地理的条件	人数	22	0.4	5	4	0	2	0	2	1	1	7
	事業所数	18	—	5	4	0	1	0	2	1	1	4
本人の事情で帰らない	人数	192	3.3	15	8	60	22	13	39	15	5	15
	事業所数	54	—	5	5	15	7	4	6	6	1	5
家庭状況から返せない	人数	989	16.9	89	85	330	116	25	129	51	39	125
	事業所数	131	—	10	14	30	16	10	13	10	6	22
その他	人数	50	0.9	3	11	12	5	2	4	7	0	6

表47 帰宅できない子どもに対する配慮（重複回答）

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
旅行	22	13.3	4	1	4	2	0	2	0	2	7
外出	139	83.7	11	17	33	14	9	13	10	6	26
職員宅にステイ	17	10.2	4	2	4	1	0	3	0	0	3
特にしていない	10	6.0	1	0	1	2	3	1	2	0	0
その他	35	21.1	3	3	7	7	1	5	5	1	3

表48 面会等の状況

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
家族の訪問なし	945	16.2	90	42	324	74	16	134	60	29	176
月1～2回来園	1,360	23.3	60	150	284	226	133	171	63	82	191
学期に1回来園	1,097	18.8	85	124	241	115	22	134	79	42	255
年に1～2回来園	809	13.9	78	45	232	104	18	74	43	46	169
職員引率で家庭に	57	1.0	1	8	16	3	4	9	3	1	12
面会の制限が必要	141	2.4	12	12	51	13	5	22	8	4	14

表49 面会者の状況

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
両親	840	14.4	64	104	186	113	60	67	37	59	150
きょうだいの来園	259	4.4	11	34	83	26	10	30	8	3	54
父親	664	11.4	40	89	166	91	23	78	40	30	107
母親	1,489	25.5	137	199	321	165	104	167	87	65	244
祖父母等	264	4.5	14	21	70	31	10	29	21	16	52

(2) 保護者との連携

家庭の状況を受けて施設と家庭との連携では、家庭訪問の実施〔表50〕は「実施している」71施設（42.8％）で、訪問回数延べ432回と前年調査より183回減少している。制度の変更や子どもの多様化に対する支援の対応など、施設内業務の多忙、人員・経費の不足等により十分な対応となっていない。

保護者会〔表52〕は、136施設で組織されているが13施設で組織されていない。施設と保護者との懇談の場〔表53〕を設けているのは155施設、回数は年1回が42施設（27.1％）と多く、年2回が38施設（24.5％）と前年より全体数は減少している。年10回以上は17施設（11.0％）に止まっている。

個別支援計画を保護者と作成〔表55〕しているのは、122施設（73.5％）で22年調査より3.4ポイント減少している。保護者への記録類の開示〔表56〕は122施設（73.5％）で、3.4ポイント増加している。家庭（家族）との再統合の課題や、子どもの育ちを施設と保護者が一体となって保障するという状況を作るためには更なる努力が必要といえるだろう。

表50 家庭訪問の実施

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実施している	71	42.8	4	14	10	8	6	7	6	2	14
実施していない	88	53.0	7	6	23	8	6	10	8	6	14
無回答	7	4.2	1	1	4	0	0	0	0	1	0

表51 22年度 家庭訪問実績

	数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
訪問施設数	71	－	4	14	10	8	6	7	6	2	14
訪問延べ回数	432	－	15	96	53	52	33	43	40	15	85

表52 保護者会の状況

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
組織されている	136	81.9	11	20	30	11	12	10	12	8	22
ない	13	7.8	1	0	3	4	0	1	0	1	3
参加が少なく成立しない	11	6.6	0	1	2	1	0	4	1	0	2
無回答	6	3.6	0	0	2	0	0	2	1	0	1

表53 保護者との懇談の場

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
設けている	155	93.4	11	21	32	15	12	16	13	8	27
設けていない	4	2.4	1	0	2	1	0	0	0	0	0
今後実施予定	5	3.0	0	0	2	0	0	0	1	1	1
無回答	2	1.2	0	0	1	0	0	1	0	0	0

表54 懇談の回数

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
年1回	42	27.1	7	7	8	3	1	3	4	0	9
年2回	38	24.5	2	6	10	2	3	3	3	2	7
年3回	23	14.8	1	3	2	2	4	2	2	1	6
年4～9回	18	11.6	1	2	3	4	2	3	0	2	1
年10回以上	17	11.0	0	0	6	3	1	4	1	0	2
無回答	17	11.0	0	3	3	1	1	1	3	3	2

表55 保護者と個別支援計画の作成

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
している	122	73.5	9	18	28	10	8	12	9	7	21
していない	30	18.1	3	3	4	6	3	3	3	2	3
今後実施予定	12	7.2	0	0	4	0	1	1	2	0	4
無回答	2	1.2	0	0	1	0	0	1	0	0	0

表56 生活記録の開示の状況

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
いる	122	73.5	7	18	27	10	7	11	11	7	24
いない	36	21.7	5	3	9	6	5	2	2	2	2
今後実施予定	5	3.0	0	0	0	0	0	2	1	0	2
無回答	3	1.8	0	0	1	0	0	2	0	0	0

8. 就学の状況

(1) 就学の状況

就学形態〔表57〕では、地域の特別支援学校への通学が123施設で2,092人と一番多く22年調査より927人増加している。地域の小・中学校の特別支援学級は483人で22年調査より52人減少している。施設提携特別支援学校は36施設（21.7％）1,025人、訪問教育4施設19人、施設内分校・分教室は施設9施設、193人である。また、小中学校の普通学級は6施設、9人となっている。入所児の状況の多様化に伴い入所児童の通学校やその手段も広がってきている。全体的には特別支援学校への通学が増える。

就学前の対応は、園内訓練39施設、74人、幼稚園への通園は、12施設21人、保育園への通園は2施設2人、通園施設等の療育機関5施設13人と、入所児童の状況に合わせ、社会資源活用が行われていることが分かる。

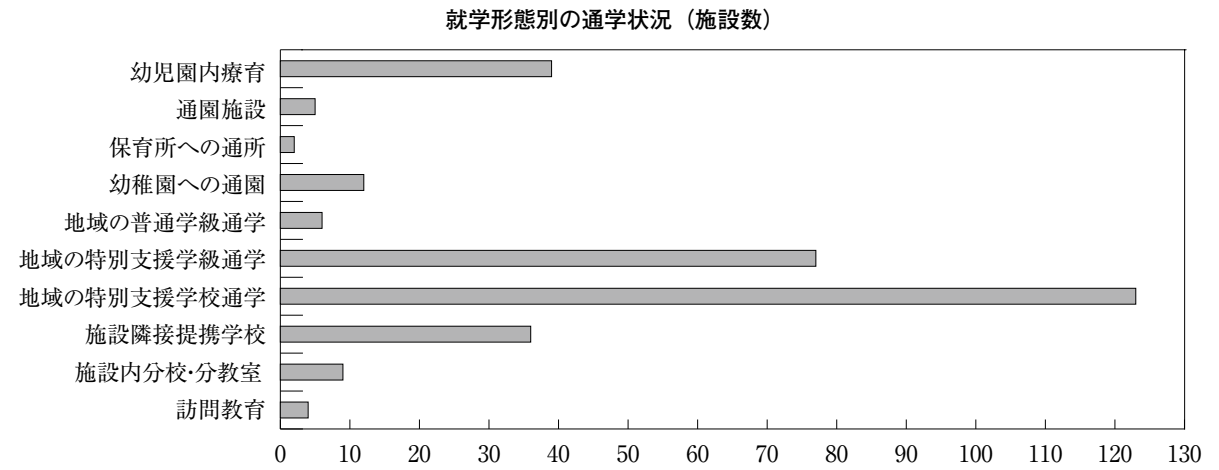


表57 就学形態別の就学状況

就学形態		計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
訪問教育	人数	19	0.5	1	0	13	0	4	0	1	0	0
	施設数	4	2.4	1	0	1	0	1	0	1	0	0
施設内分校・分教室	人数	193	4.9	60	0	20	113	0	0	0	0	0
	施設数	9	5.4	4	0	1	4	0	0	0	0	0
施設隣接提携特別支援学校	人数	1,025	26.1	72	233	229	167	97	35	46	0	146
	施設数	36	21.7	3	7	8	5	5	2	2	0	4
地域の特別支援学校通学	人数	2,092	53.2	53	205	546	192	48	281	189	142	436
	施設数	123	74.1	6	14	30	11	6	15	9	8	24
地域の小中学校の特別支援学級通学	人数	483	12.3	36	16	134	72	10	32	87	8	88
	施設数	77	46.4	6	7	17	10	1	10	6	3	17
地域の小中学校の普通学級通学	人数	9	0.2	1	0	0	2	0	5	0	0	1
	施設数	6	3.6	1	0	0	2	0	2	0	0	1
就学前	幼稚園への通園	人数	21	0.5	0	2	2	10	1	4	0	2
		施設数	12	7.2	0	1	1	4	1	3	0	2
	保育所に通所	人数	2	0.1	0	0	1	1	0	0	0	0
		施設数	2	1.2	0	0	1	1	0	0	0	0
	通園施設・児童デイ等療育機関	人数	13	0.3	0	3	0	8	0	1	0	1
		施設数	5	3.0	0	1	0	2	0	1	0	1
	園内訓練	人数	74	1.9	2	5	20	19	1	5	2	15
		施設数	39	23.5	1	5	9	5	1	4	2	9
	その他	人数	12	0.3	0	7	3	2	0	0	0	0
		施設数	4	2.4	0	1	1	2	0	0	0	0

通学する学校の状況〔表58〕は、小学校62施設で80校、中学校58施設で64校、特別支援学校161施設251校、普通高校6施設で8校である。

通学する学校の数〔表59〕は、もっとも多い「1校のみ」が71施設（42.8％）と前回調査より4.1ポイント増加、一方、「0校」が5施設と1.6ポイント減少、「5校以上」が14施設（8.4％）あり、児童の状況に合わせた多様な通学先選択が増加している。

表58 通学する学校の状況

			%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
小学校	学校数	80	19.9	6	1	19	20	0	9	3	3	19
	施設数	62	34.1	6	1	15	9	0	9	3	3	16
中学校	学校数	64	15.9	5	6	17	9	0	7	2	1	17
	施設数	58	31.9	4	6	15	8	0	7	2	1	15
特別支援学校	学校数	251	62.3	20	41	51	24	13	19	42	7	34
	施設数	161	88.5	11	21	37	16	12	16	13	7	28
普通高校	学校数	8	2.0	1	1	1	0	0	2	0	0	3
	施設数	6	3.3	1	1	1	0	0	1	0	0	2
学校数		403	100	32	49	88	53	13	37	47	11	73
施設実数		182	100	11	26	39	18	12	20	16	9	31

表59 通学する学校の数

通学校の数	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
0校	5	3.0	1	0	0	0	0	1	1	2	0
1校	71	42.8	3	12	16	5	11	5	7	4	8
2校	34	20.5	2	6	6	3	1	3	4	2	7
3校	31	18.7	2	2	8	3	0	6	1	1	8
4校	11	6.6	3	0	3	1	0	2	0	0	2
5校以上	14	8.4	1	1	4	4	0	0	1	0	3
計	166	100	12	21	37	16	12	17	14	9	28

就学児童数〔表60〕は3,836人で、在籍数の就学率は65.7％である。21年調査から22年調査では増加していたが、本調査でも1.3ポイントさらに増加している。これはここ数年増加傾向に転じた。少子化、在宅志向、特別支援学校の寄宿舍活用、施設の過剰児問題など、複合的要素により学童入所数が減少傾向にあったが、さらに逆転したことになる。

学年別では、小学生1,031人（26.9％）、中学生1,154人（30.1％）、高等部1,651人（43.0％）、となっており、21年調査とほぼ同様の割合である。通学方法〔表61〕によれば、スクールバス通学1,319人（34.6％）がもっとも多く、次いで1,139人（29.9％）の敷地内徒歩が続く。

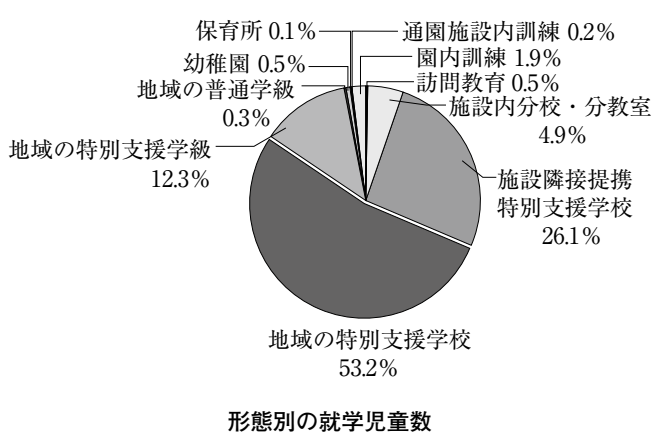


表60 学年別就学数

	人数	就学率	小 学						中 学			高 校		
			1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3
児童数	3,836	65.7	103	124	149	200	225	230	296	386	472	556	556	539
北海道	255	55.7	7	6	14	12	22	19	20	27	32	28	40	28
東北	446	61.5	3	11	11	16	23	24	26	43	43	88	92	66
関東	924	65.2	26	38	31	45	57	69	75	94	130	116	115	128
東海	539	83.8	24	27	24	26	40	29	48	62	75	69	57	58
北陸	159	52.8	3	1	5	9	10	10	11	17	27	21	24	21
近畿	351	59.8	13	8	8	18	11	19	22	40	46	54	60	52
中国	322	72.5	5	7	10	21	17	25	25	24	32	62	41	53
四国	148	55.2	6	1	13	9	10	8	18	11	14	21	15	22
九州	692	69.8	16	25	33	44	35	27	51	68	73	97	112	111

表61 通学方法

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
スクールバス	1,319	34.6	40	58	393	102	9	228	177	18	294
徒歩（敷地外）	453	11.9	56	61	141	54	16	10	14	25	76
徒歩（敷地内）	1,139	29.9	11	194	294	135	46	73	69	85	232
施設車両送迎	695	18.2	120	120	52	229	84	16	6	0	68
交通機関利用	203	5.3	28	6	60	26	1	25	16	17	24
計	3,809	100	255	439	940	546	156	352	282	145	694

表61－2 通学引率回数

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
1回	71	44.1	3	12	16	5	11	5	7	4	8
2回	34	21.1	2	6	6	3	1	3	4	2	7
3回	31	19.3	2	2	8	3	0	6	1	1	8
4回	11	6.8	3	0	3	1	0	2	0	0	2
5回以上	14	8.7	1	1	4	4	0	0	1	0	3

(2) 学校との連携

学校との連携では、定期的な連絡会の開催〔表62〕は、143施設で開催しているとの回答であった。年12回以上（月1回以上）が35施設（24.5％）と最も多く、年3回が32施設（22.4％）と続き、年1回が24施設（16.8％）、年2回が22施設（15.4％）、年5～11回が12施設（8.4％）の順となっている。

個別ケースの協議〔表64〕は、定期・随時含めると154施設（94.6％）で行われている。全体的に見ると連絡会や個別ケースの協議は22年調査に比べて増加している結果となった。

PTA活動への参加〔表66〕は、84施設（50.6％）が参加しているが、76施設（45.8％）がしていないと回答しており、これは活動自体が在宅や寄宿舍利用の保護者中心に進められていることも要因としてあると思われる。しかし行事や授業参観には160施設（96.4％）が参加している。

制度改正により契約利用〔表68〕は、学校経費が保護者負担となったがその扱いについては、完全に保護者任せが92施設（55.4％）、事情により施設が関与しているのが、保護者の状況に応じて含め39施設（23.5％）となっている。就学奨励費を受給していない児童〔表69〕は157人、うち経費の滞納があるのは15人、修学旅行に参加できなかった〔表69－2〕のは22年2人、23年2人、校外学習等の不参加が22年0人、23年0人であった。

表62 連絡会の開催状況

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
開催している	143	86.1	10	21	31	16	11	12	11	5	26
していない	18	10.8	1	0	6	0	1	4	1	3	2
無回答	5	3.0	1	0	0	0	0	1	2	1	0

表63 連絡会の回数

年の回数	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
1回	24	16.8	2	1	11	4	1	1	1	1	2
2回	22	15.4	0	2	6	2	1	1	2	3	5
3回	32	22.4	3	4	4	2	3	4	4	1	7
4回	8	5.6	1	0	1	1	1	0	0	0	4
5～11回	12	8.4	2	2	2	2	0	3	0	0	1
12回以上	35	24.5	2	12	5	4	4	0	2	0	6
無回答	10	7.0	0	0	2	1	1	3	2	0	1

表64 個別ケース協議の実施

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
行っている	157	94.6	11	21	35	16	11	17	13	7	26
いない	5	3.0	0	0	2	0	1	0	0	1	1
無回答	4	2.4	1	0	0	0	0	0	1	1	1

表65 個別ケース協議の頻度

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
定期的に	49	29.5	4	9	9	7	3	2	4	3	8
年1回	4	8.2	0	0	3	0	0	1	0	0	0
2回	20	40.8	1	5	3	3	0	1	0	2	5
3回	16	32.7	2	2	3	3	2	0	3	0	1
4回以上	9	18.4	1	2	0	1	1	0	1	1	2
随時	105	63.3	7	11	25	9	8	14	9	4	18
無回答	12	7.2	1	1	3	0	1	1	1	2	2

表66 P T A活動への参加

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
参加している	84	50.6	9	12	22	5	2	9	4	3	18
していない	76	45.8	2	8	15	11	9	8	8	5	10
無回答	6	3.6	1	1	0	0	1	0	2	1	0

表67 授業参観・行事参加

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
参加している	160	96.4	11	21	36	16	12	17	13	6	28
していない	2	1.2	0	0	1	0	0	0	0	1	0
無回答	4	2.4	1	0	0	0	0	0	1	2	0

表68 契約児童の学校経費の扱い

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
施設が代行	18	10.8	1	0	4	4	1	3	0	0	5
保護者の事情で代行	39	23.5	1	3	12	1	2	4	5	5	6
保護者まかせ	92	55.4	9	17	18	6	7	10	6	3	16
無回答	17	10.2	1	1	3	5	2	0	3	1	1

表69 就学奨励費の状況

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
支給無し	157	5	42	25	4	10	5	11	5	50	157
うち学校経費の滞納数	15	0	1	1	0	1	2	0	0	10	15

表69－2 修学旅行等の状況

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
22年修学旅行不参加	2	0.0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
23年修学旅行不参加	2	0.0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
22年校外学習不参加	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23年校外学習不参加	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

9. 障害程度の状況

障害の程度別の状況〔表70〕は、最重度1,416人（24.4％）、重度1,888人（32.6％）で、重度児の割合は52.5％である。22年調査55.5％との比較では0.3ポイント減少し、ここ数年減少し続けている。

一方、中軽度は2,489人（43.0％）で前年38.2％より4.8ポイント増加し、過去の調査からみて中軽度が増え続けている傾向が見られる。中軽度の割合は、年齢が低いほど顕著で、6歳未満では全体の約62.5％、小学生年齢で55.8％、中学生年齢で55.6％、高校生年齢で57.1％、18歳以上では15.8％と年齢が上がるほど中軽度が多くなっている。18歳以上の最重度、重度者の割合が多くなり、成人援護への移行が困難で在所延長となることも児童施設の滞留の要因の一つといえよう。地区別での重度者率をみると北海道（72.1％）がもっとも高く、北陸（71.7％）、近畿（66.0％）が続き、九州（49.0％）、中国（45.3％）が50％を切っている。

23年度の重度認定数〔表72〕は、1,753人（30.2％）、内訳は措置450人（措置児の7.8％）、契約1,303人（契約児の22.5％）と契約が14.7ポイント上回っている。年少者の中軽度の児童の増加傾向は「措置」に当たるケースの増加が背景にあると推察できる。中軽度児の増える一方、強度行動障害の認定される児童も増加し、障害の多様化、複雑化を表していると読み取れる。

表70 程度別の状況

	計	％	最重度	重度	中軽度	不明
計	5,793	100	1,416	1,888	2,489	
％	100		24.4	32.6	43.0	
3歳未満	2	0.0	0	0	2	
3～6歳未満	94	1.6	6	30	58	
6～12歳未満	958	16.5	137	286	535	
12～15歳未満	1,094	18.9	178	307	609	
15～18歳未満	1,712	29.6	276	458	978	
18歳以上	1,933	33.4	819	807	307	

表71 地区別程度別数

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
最重度	188	140	377	128	47	157	52	50	277	1,416
重度	142	277	357	199	168	259	149	98	239	1,888
中軽度	128	281	593	316	85	214	243	92	537	2,489
計	458	698	1,327	643	300	630	444	240	1,053	5,793
重度率	72.1	59.7	55.3	50.9	71.7	66.0	45.3	61.7	49.0	57.0

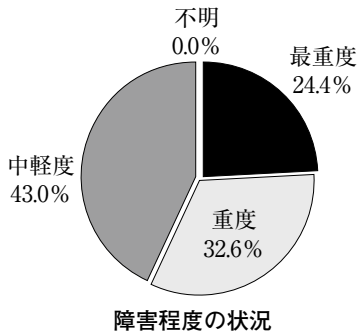


表72 重度認定数

	施設	人数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
22年度国重度加算数（措置）	75	531	28	42	150	135	15	123	2	1	35
認定率		8.4	8.6	4.4	10.9	18.8	4.	15.1	0.7	0.4	2.9
22年度国重度加算数（契約）	84	1,355	172	154	435	89	114	193	25	11	162
認定率		21.6	52.6	16.1	31.5	12.4	30.1	23.7	9.3	4.4	13.6
23年度国重度加算数（措置）	75	450	19	23	128	125	15	54	26	22	38
認定率		7.8	4.1	3.3	9.6	19.4	5.0	8.6	5.9	9.2	3.6
23年度国重度加算数（契約）	84	1,303	194	194	409	58	111	124	32	62	119
認定率		22.5	42.4	27.8	30.8	9.0	37.0	19.7	7.2	25.8	11.3
23年度都道府県国重度加算数	56	615	78	32	109	61	11	62	26	9	227

10. 重複障害の状況

重複障害〔表73〕の状況は、てんかんが1,426人（24.6％）で前回調査よりも0.3ポイント増。自閉症（傾向）が1,820人（31.4％）で、前回調査より2.7ポイント増加している。また肢体不自由は、438人（8.2％）、内部障害は342人（7.2％）と前回調査と変わらない。

今回の調査では初めて発達障害に診断の状況を聞いたが、広汎性発達障害（PDD）が365人（6.3％）、アスペルガー症候群67人（1.2％）、注意欠陥多動症候群（ADHD）170人（2.9％）、学習障害（LD）71人（1.2％）であった。児童福祉法改正により障害児福祉サービスの利用が出来るようになることから知的障害が軽度、また、伴わない児童に対する対応を検討していく必要がある。

身体障害者手帳の所持〔表75〕は、135施設391人（6.7％）で、前回調査と比率はほぼ同じである。重度重複加算〔表76〕は、198人（3.4％）うち措置64人、契約134人である。前回調査では措置107人、契約234人、計341人で在籍総数の約5.4％が重度重複加算の対象だったが、今年は2.0ポイント減少している。

表73 重複障害の状況

		施設	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
てんかん		164	1,426	24.6	114	179	378	123	92	161	104	59	216
自閉症（傾向）		154	1,820	31.4	221	239	375	240	87	148	178	85	247
その他の精神障害		98	449	7.8	14	67	151	53	27	19	26	13	79
視覚障害		62	82	1.4	8	3	22	10	3	11	8	2	15
聴覚障害		54	70	1.2	8	11	16	8	3	4	3	3	14
肢体不自由	上肢	60	101	8.2	15	16	19	8	0	12	3	9	19
	下肢	85	168		23	27	35	14	9	8	6	14	32
	体幹	61	104		15	14	30	9	7	14	5	2	8
	運動機能	45	65		12	10	11	14	4	5	3	0	6
内部疾患	心臓	76	128	7.2	12	19	31	16	6	11	11	4	18
	腎臓	18	12		0	2	4	0	0	0	1	3	2
	喘息	75	109		5	19	29	9	3	9	11	7	17
	糖尿	12	10		1	2	2	2	0	1	1	0	1
	その他	43	83		5	14	8	5	4	5	17	12	13

（複数回答・％は在籍数による）

表74 発達障害等の診断状況

	施設	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
PDD	45	365	6.3	27	12	93	62	5	32	60	5	69
アスペルガー症候群	28	67	1.2	5	7	7	8	0	3	4	1	32
ADHD	66	170	2.9	9	21	42	26	4	16	24	8	20
LD	11	71	1.2	2	42	8	1	0	2	0	0	16

表75 身体障害者手帳の所持状況

		施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
所持	施設数	135	81.3	11	16	30	14	9	14	12	7	22
	人数	391	6.7	53	46	88	37	21	36	26	21	63
内訳	1級	61	36.7	7	10	7	3	7	3	3	12	11
		101	1.7	11	15	12	4	11	4	7	19	23
	2級	76	45.8	8	8	19	8	4	6	5	3	15
		132	2.3	23	15	23	12	11	11	7	6	24
	3級	80	48.2	9	9	18	6	5	8	8	4	13
		153	2.6	18	19	34	17	6	13	15	8	23

表76 重度重複加算の状況

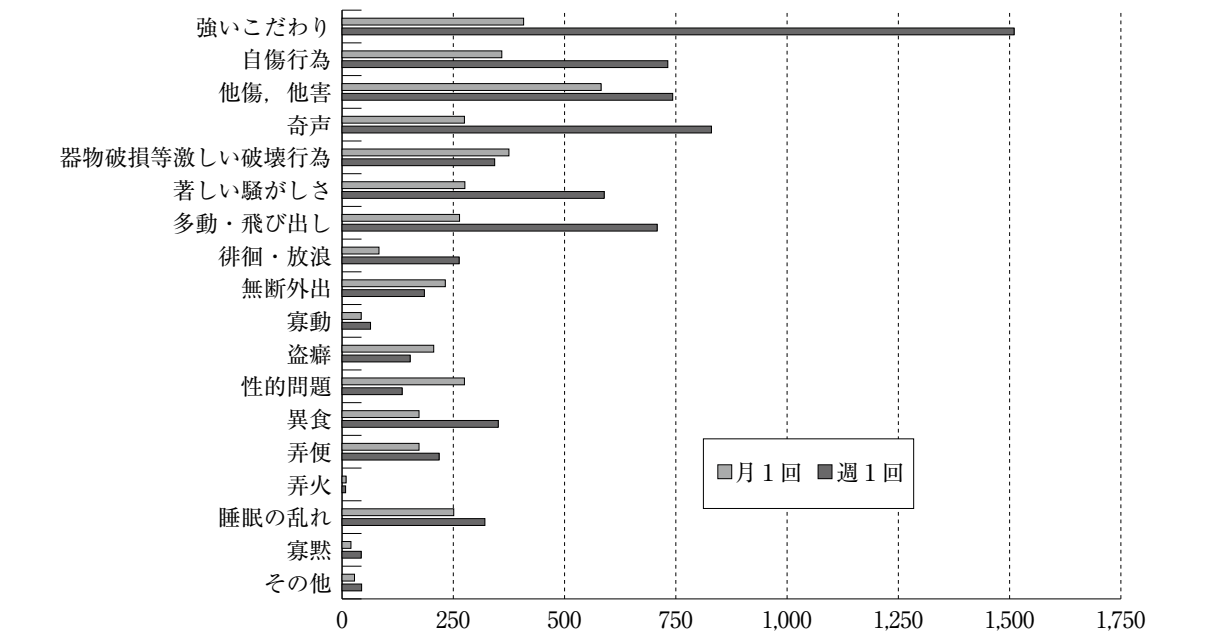
	施設数	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
22年度認定数	72	341	5.4	8	49	72	32	38	54	9	13	66
23年10月1日認定数（措置）	24	64	1.1	3	10	31	4	0	4	8	2	2
23年10月1日認定数（契約）	48	134	2.3	21	28	12	2	2	23	13	6	27

11. 療育上の困難な課題の状況

調査に回答した在籍児童数5,835人に対し、療育上困難な課題を呈する行動〔表77〕は、複数回答で月1回程度が4,032人、週1回程度が7,240人という結果が示された。在籍している児童が何らかの課題を抱えていると推測される。週1回程度は、常時配慮が必要となることを意味しており、これら行動上の課題を重複して有している児童が多いことが示されている。

困難な行動における前回調査との比較では、突出した変化はなく、強いこだわり、他傷・他害、自傷、多動・飛び出し行為が圧倒的に上位ランキングを占めている。特に強いこだわりは、週1回と月1回を合計すると1,918人（33.1％）で週1回が月1回程度の3.7倍となり、集団生活に及ぼす影響が大であり、個別的な支援に対する配慮も必要となっている。

強度な行動障害や生命の危険をもたらす行動等、療育上の課題への対応が必要な一方で、非行等の育成上からくる課題への対応も求められ、複雑さを増した現場の状況が示されている。



これらの行動に対して〔表78〕、常時見守りが152施設、1,738人（30.0％）が必要となっている。22年調査27.2％と比べると2.8％増加している。設備面等で安全対策を必要とするのも107施設652人（11.3％）で22年調査とは2ポイントの減である。これらの状況から、施設には、安全のための施設設備の改善や環境調整、療育技能の専門性の向上と共に、職員配置数の充実が求められているといえよう。

強度行動障害加算基準の認定数〔表78－2〕は、22年度59人、23年度27人と今回は減少している。

表77 療育上の行動課題 (複数回答)

	頻度	施設数	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
強いこだわり	月1回	75	408	7.0	39	40	107	54	8	65	10	37	48
	週1回	154	1,510	26.1	152	212	362	120	103	171	124	73	193
自傷行為	月1回	98	359	6.2	34	43	91	34	13	68	13	20	43
	週1回	133	732	12.6	97	79	177	71	66	52	43	36	111
他傷, 他害	月1回	112	582	10.0	61	60	162	76	25	93	25	27	53
	週1回	125	743	12.8	77	85	180	67	52	74	51	38	119
奇声	月1回	74	275	4.7	33	26	70	34	17	39	10	18	28
	週1回	139	830	14.3	101	104	228	69	47	76	40	44	121
無断外出	月1回	72	232	4.0	33	28	45	35	10	19	5	10	47
	週1回	45	185	3.2	42	29	50	4	15	2	14	0	29
器物破損等激しい破壊行為	月1回	105	375	6.5	27	47	100	42	20	40	20	25	54
	週1回	87	343	5.9	63	29	83	36	27	30	17	15	43
著しい騒がしさ	月1回	62	276	4.8	47	25	75	16	7	47	9	19	31
	週1回	116	589	10.2	69	84	150	39	45	50	30	29	93
多動・飛び出し	月1回	69	264	4.6	34	30	53	34	15	30	4	13	51
	週1回	128	708	12.2	54	93	190	70	68	51	47	29	106
寡動	月1回	21	43	0.7	8	11	7	4	0	0	2	3	8
	週1回	35	64	1.1	7	9	18	4	1	10	4	1	10
徘徊・放浪	月1回	28	83	1.4	7	8	13	10	10	9	0	13	13
	週1回	66	263	4.5	24	50	68	4	37	15	12	15	38
盗癖	月1回	81	206	3.6	16	24	54	25	6	26	12	9	34
	週1回	58	153	2.6	6	30	49	5	4	18	13	3	25
性的問題	月1回	76	275	4.7	10	10	105	37	4	44	9	6	50
	週1回	52	135	2.3	9	22	45	7	5	15	12	7	13
異食	月1回	53	173	3.0	0	49	45	8	10	26	9	7	19
	週1回	101	351	6.1	46	41	92	33	31	32	22	9	45
弄便	月1回	62	173	3.0	17	37	41	19	19	14	3	8	15
	週1回	77	218	3.8	33	31	60	16	12	19	21	5	21
弄火	月1回	7	9	0.2	1	1	4	1	0	0	2	0	0
	週1回	5	8	0.1	2	0	3	0	0	2	0	0	1
睡眠の乱れ	月1回	70	251	4.3	33	29	55	23	19	30	5	8	49
	週1回	104	321	5.5	42	47	82	26	24	31	23	11	35
寡黙	月1回	13	20	0.3	0	4	4	2	0	0	2	3	5
	週1回	29	43	0.7	1	4	11	3	1	3	8	3	9
その他	月1回	10	28	0.5	0	12	9	3	1	1	0	0	2
	週1回	13	44	0.8	1	0	10	27	0	2	2	0	2
計	月1回		4,032		400	484	1,040	457	184	551	140	226	550
	週1回		7,240		826	949	1,858	601	538	653	483	318	1,014

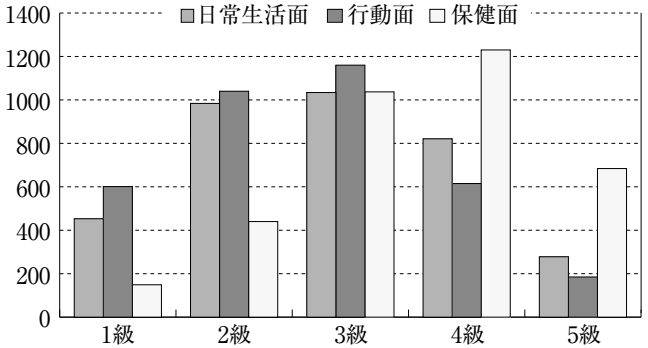
表78 対応の状況

	施設	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
常時見守り	152	1,738	30.0	141	247	409	166	138	171	131	93	242
時々声がけ	146	2,032	35.1	167	202	499	238	96	234	170	76	350
設備面等安全対策	107	652	11.3	60	40	165	98	54	82	63	26	64

表78－2 強度行動障害加算

	人数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
22年度強度行動障害加算数（措置）	8	0	2	1	1	0	3	1	0	0
認定率（6施設）	0.1		0.2	0.1	0.1		0.4	0.4		
22年度強度行動障害加算数（契約）	51	4	7	11	3	1	11	8	0	6
認定率（16施設）	0.8	1.2	0.7	0.8	0.4	0.3	1.3	3.0		0.5
23年度強度行動障害加算数（措置）	8	0	1	2	3	0	2	0	0	0
認定率（6施設）	0.1		0.1	0.2	0.5		0.3			
23年度強度行動障害加算数（契約）	19	4	3	3	2	1	6	0	0	0
認定率（16施設）	0.3	0.9	0.4	0.2	0.3	0.3	1.0			

介護度の状況〔表79〕によれば、常時全ての面で介護が必要とする1級では、行動面での対応が601人（16.7％）と一番多く、日常生活面が453人（12.7％）と22年調査より6.7ポイント、5.9ポイント増加している。2級でも行動面が1,040人（28.9％）、日常生活面984人（27.6％）と22年調査と比べ増加しており、前年調査では在籍児童数と回答数の差を不明として扱い、生活面30.2％、行動面30.3％、保健面31.1％に及んでいた。今年は、有効回答数による分散率をみたので前年より比率が高くなったが施設現場の支援のあり方が複雑化し、また、多様な対応が必要な児童が増えていることを示している。



○介護度の指標

1級	常時全ての面で介護が必要な状態
2級	常時多くの面で介護が必要な状態
3級	時々又は一時的にあるいは一部介護が必要な状態
4級	点検・注意又は配慮が必要な状態
5級	ほぼ自立

表79 介護度の状況 % =回答項目毎の人数比

介護度	1級	2級	3級	4級	5級	計
日常生活面	453	984	1,034	821	278	3,570
%	12.7	27.6	29.0	23.0	7.8	100
行動面	601	1,040	1,160	615	185	3,601
%	16.7	28.9	32.2	17.1	5.1	100
保健面	149	440	1,037	1,230	684	3,540
%	4.2	12.4	29.3	34.7	19.3	100

12. 医療対応の状況

(1) 診療科目の受診・服薬の状況

診療科目別の実人員〔表80〕では、小児科・内科は5,117人（87.7％）延22,121回、精神科・脳神経外科3,506人（60.1％）、歯科3,082人（52.8％）、皮膚科1,929人（33.1％）と医療対応する比率が高くなっている。

年間の通院回数は77,004回、施設あたり463.9回、 1人平均13.2回である。通院にかかる負担が高く、看護師の配置等健康・安全衛生に対する体制整備が必要なことを示している。看護師の配置を要望してきたが21年度から加算配置措置が講じられている。

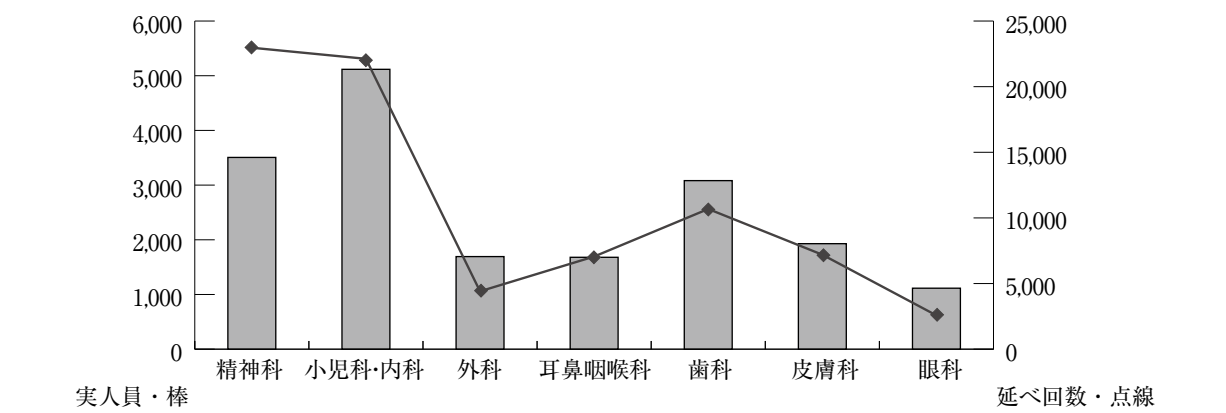


表80 診療科目別の通院の状況

	施設数	実人数	在籍比	延べ回数	1施設平均	1人平均
精神科・脳神経外科	152	3,506	60.1	22,966	138.3	3.9
小児科・内科	151	5,117	87.7	22,121	133.3	3.8
外科・整形	144	1,693	29.0	4,409	26.6	0.8
耳鼻咽喉科	140	1,680	28.8	7,058	42.5	1.2
歯科	147	3,082	52.8	10,680	64.3	1.8
皮膚科	141	1,929	33.1	7,197	43.4	1.2
眼科	135	1,115	19.1	2,573	15.5	0.4
計				77,004	463.9	13.2

表81 地区別の状況

			北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
精神科・脳神経外科	延べ回数	22,966	3,155	2,040	6,647	2,370	1,216	2,494	984	983	3,077
	実人数	3,148	230	348	1,166	304	145	330	170	3	452
小児科・内科	延べ回数	21,581	2,558	2,163	5,287	1,794	1,042	2,643	1,644	1,313	3,137
	実人数	5,117	352	633	1,474	487	212	556	249	350	804
外科・整形	延べ回数	4,409	315	367	1,077	625	185	647	351	240	602
	実人数	1,693	103	130	397	136	74	150	77	120	506
耳鼻咽喉科	延べ回数	7,058	466	670	1,730	1,261	171	1,030	334	166	1,230
	実人数	1,680	112	137	434	257	76	232	88	55	289
歯科	延べ回数	10,680	974	1,022	3,005	1,297	548	856	814	517	1,647
	実人数	3,082	251	334	755	334	147	442	214	206	399
皮膚科	延べ回数	7,197	1,191	871	1,866	706	329	666	321	243	1,004
	実人数	1,929	209	221	524	179	84	174	146	101	291
眼科	延べ回数	2,573	282	153	617	289	104	430	111	92	495
	実人数	1,115	124	90	298	105	74	121	54	36	213

(2) 服薬の内容

服薬の状況〔表82〕をみると、抗てんかん薬の処方1,560人（26.7％）の児童が受けている。抗精神薬1,581人（27.1％）、抗不安薬602人（10.3％）、睡眠薬590人（10.1％）となっており、行動障害等の症状に対する服薬が圧倒的に多くなっている。

表82 服薬の状況

	施設数	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
抗てんかん薬	161	1,560	26.7	129	182	414	148	102	168	121	71	225
抗精神薬	150	1,581	27.1	116	207	419	205	91	143	178	41	181
抗不安薬	114	602	10.3	32	86	152	69	26	92	33	20	92
睡眠薬	137	590	10.1	57	77	135	78	46	75	46	15	61
心臓疾患	78	41	0.7	4	4	14	3	4	4	1	3	4
腎臓疾患	66	18	0.3	1	1	5	0	0	2	2	3	4
糖尿病	10	10	0.2	2	1	3	1	0	0	1	0	2
喘息	126	126	2.2	13	16	31	13	6	6	10	5	26
貧血	54	54	0.9	7	8	13	2	6	5	1	3	9
その他	87	481	8.2	83	73	103	51	8	58	25	24	56

(3) 入院の状況

入院〔表83〕は、22年度116施設（69.8％）で249人（在籍児5,835人の4.3％）、日数8,814日、 1人平均35.4日である。内訳は措置対象者109人（措置児童2,484人の4.4％）、日数4,577日 1人平均41.9日、契約対象者140人（契約児童3,351人の4.2％）、日数4,237日 1人平均30.2日である。

付き添いについては、保護者で対応43.1％と最も多くなり、職員で対応する施設が33.6％、職員・保護者で対応17.2％となっている。22年調査との比較では、「保護者で対応」が17.5％、職員で対応も6.5％増加している。職員体制では、職員が付き添うことに困難なため保護者に依頼するが、同時に保護者の協力が得られない家庭も数多く存在している。

表83 22年度入院の状況

	入院あり		%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
措置	施設数	61	36.7	5	6	14	11	3	6	5	2	9
	人数	109	4.4	9	9	23	30	3	9	8	3	15
	日数	4,577		237	217	1,115	1,520	9	43	517	61	858
契約	施設数	55	33.1	3	6	13	11	2	4	5	2	9
	人数	140	4.2	9	18	27	15	7	9	10	13	32
	日数	4,237		142	270	1,122	589	244	303	366	192	1,009

表84 23年度（9月末まで）入院の状況

	入院あり		%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
措置	施設数	41	24.7	3	2	7	10	4	3	4	2	6
	人数	50	0.9	3	2	8	16	4	3	4	2	8
	日数	1,376		25	51	131	712	39	6	134	115	163
契約	施設数	55	33.1	4	7	12	4	3	5	3	5	12
	人数	80	1.4	6	9	18	5	4	5	5	9	19
	日数	2,602		143	309	515	550	47	106	226	100	606

(%はそれぞれ施設数比、在籍数比)

表85 入院付き添いの状況（%は該当数による）

	施設数	%	人数	%
職員で対応	39	33.6	146	58.6
保護者で対応	50	43.1	84	33.7
職員・保護者で対応	20	17.2	33	13.3
第三者依頼	14	12.1	52	20.9

(4) 契約制度の影響

契約制度導入の問題として浮上した保険証の資格停止等による10割負担児童〔表86〕を見ると、地域によりばらつきがあるが20年調査229人であったものが23年調査時に4人と、この問題は解消の方向にあると思われる。全体的に措置率が上がっていることもあり、公費負担への切り替えが進んでいるよう。

しかしながら経済的負担を理由とした通院見合わせ〔表87〕は、1年半で13人、延べ回数21回あり、22年調査より2人、延べ4回増加し、保護者の経済的な理由で通院することを見合わせるということが依然として起こっている。一方、医療費の支払いの滞納〔表88〕を見ると、通院をしても医療費の滞納がある児童が20人で、総額620,535円の滞納金額があり、22年調査より2人増えたが金額は355,905円減になっている。通院しても医療費が払えなかったりする児童がおり、児童の最善の利益を保障するということを考慮すれば、保護者の状況によって医療さえ受けられない制度は非常に問題が大きく、公費負担とするなど早急に解決しなければならない課題である。

表86 保険証の資格停止等による10割負担児童

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
22年度	4	0.1	0	1	2	0	0	0	0	0	1
23年10月1日現在	4	0.1	0	1	2	0	0	0	0	0	1

表87 経済的負担を理由とした通院見合わせ

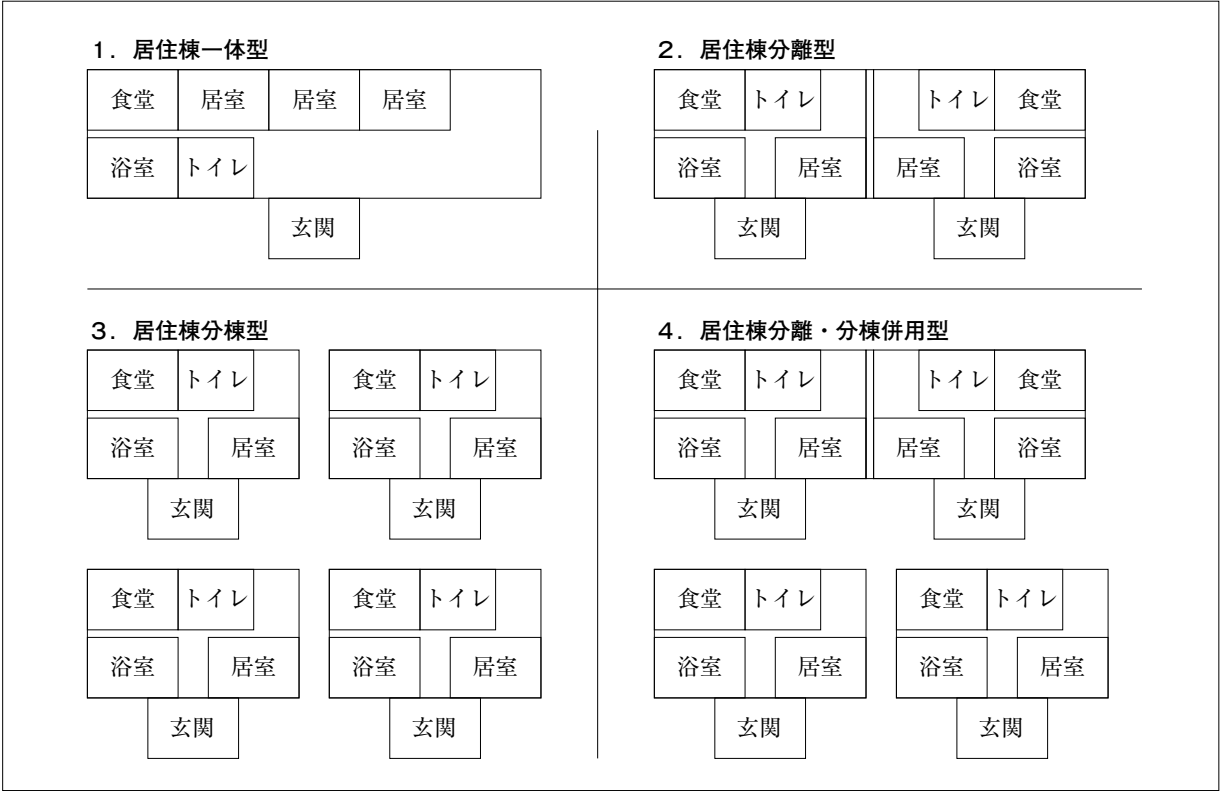
通院見合わせ			北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
22年度～ 23年10月1日まで	人数	13	0	3	2	0	0	1	1	1	5
	延べ回数	21	0	7	2	0	0	3	3	0	6

表88 医療費の支払いの滞納

滞納			北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
23年9月末現在	人数	20	0	1	3	0	1	1	2	0	12
	延べ(円)	620,535	0	0	47,090	0	85,050	68,100	241,720	0	178,575

Ⅲ 施設の設備・環境と暮らしの状況

1. 施設建物の形態



形態分類

1. 居住棟一体型（多層構造や渡り廊下等で連なっている構造も含む）
2. 居住棟分離型（構造上は一体型であるが、出入口や仕切り等を設け、生活単位を分けて使用している構造）
3. 居住棟分棟型（生活単位がすべて敷地内に分散した形で設置されている構造）
4. 住棟分離・分棟併用型（敷地内に上記2、3を合わせて設けている構造）
5. 敷地外に生活の場を設けている

建物の形態〔表89〕は、質の高い暮らしを保障する環境を検討するため上記分類で調査を行い、居住棟一体型が94施設（56.6％）と最も多い。分離型は33施設（19.9％）、分棟型は5施設（3.0％）、分離・分棟併用型は6施設（3.6％）、敷地外に生活の場は5施設（3.0％）となっている。本来児童の生活の場は小規模が適切と考えるため、今後は生活環境の整備に課題が残っている。

また、敷地外に生活の場を設けている施設における食事の提供方法は、自前調理1施設、本体施設からの配食1施設、併用方式1施設、無回答2施設である。

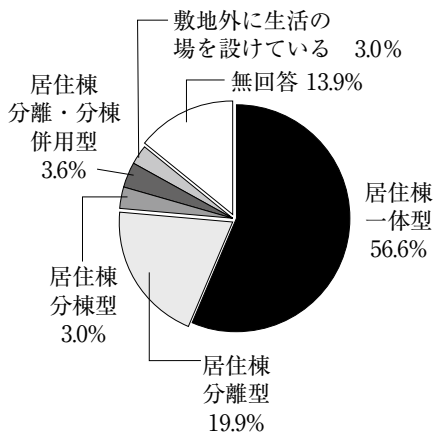


表89 施設の形態

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
居住棟一体型	94	56.6	6	11	26	4	6	11	9	5	16
居住棟分離型	33	19.9	3	4	5	6	4	3	3	1	4
居住棟分棟型	5	3.0	0	1	1	2	0	0	0	0	1
居住棟分離・分棟併用型	6	3.6	1	0	0	2	0	0	1	1	1
敷地外に生活の場を設けている	5	3.0	0	4	0	0	0	1	0	0	0
食事の提供方法	本体から配食	1	20.0	0	1	0	0	0	0	0	0
	自前調理	1	20.0	0	1	0	0	0	0	0	0
	配食＋自前	1	20.0	0	1	0	0	0	0	0	0

敷地外の生活の場 1箇所－5施設 2箇所以上－0施設

2. 居住スペースと生活支援スタッフの構成

生活単位とは入所児と固定されたスタッフを中心に、衣食住など基本的な生活が営まれる基礎グループであり、環境・構造的にも独立した形態をもつ単位。

(1) 生活単位の設置数

生活単位〔表90〕の設置数は、166施設で505単位が設置され、1施設平均3.0単位で構成されている。

規模別施設数では最も多かったのは、16～20人（47施設）だが、6人～10人（42施設）、11～15人（41施設）、21人以上（43施設）とほぼ横並びである。前回と比べると、5人以下（25.0％）および21人以上（20.0％）の比率が減少し、6人以上20人以下の3つのゾーンの比率が増加している。

また5人以下の生活単位は1施設平均7.4単位であり、これは大集団の生活単位の施設でも小規模生活単位を併せ持っていることを示している。

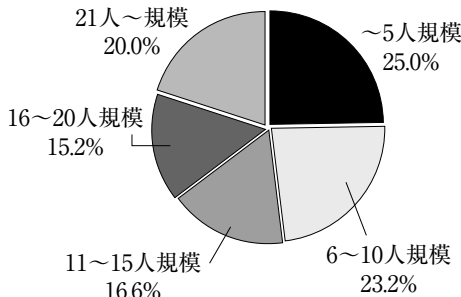


表90 生活単位の設置数

（複数回答）

	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16～20人規模	21人～規模	計
計	126	117	84	77	101	505
%	25.0	23.2	16.6	15.2	20.0	100
公立	58	20	18	44	34	174
民立	68	97	66	33	67	331
施設数	17	42	41	47	43	166
施設平均	7.4	2.8	2.0	1.6	2.3	3.0

(2) 専任スタッフ数

生活単位におけるスタッフ数〔表91〕は、505単位に対して2,142人配置され、1単位平均4.2人で、前回の4.3人から0.1人減少している。

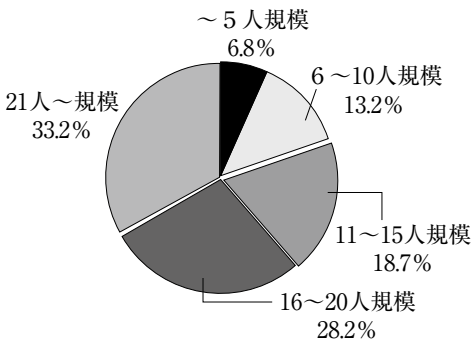
規模別で前年と比較すると、21人以上の規模では、5.9人から7.0人と1.1人増えているが、それ以外の全区分で減少している。（～5人規模 1.4→1.2人、6～10人規模 2.9→2.4人、11～15人規模 6.2→4.8人、16人～20人 9.0→7.8人）

定員6,803人に対しては、2,142人のスタッフ数となり、児童3.2人に1名の職員配置となり、前年度から変わらない。

職員配置については、障害児施設にも社会的養護の高い利用者の入所が増えている現状を踏まえて職員定数の見直しを検討すべきであろう。

表91 専任スタッフ数

	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16～20人規模	21人～規模	計
計（人）	145	283	400	603	711	2,142
単位平均	1.2	2.4	4.8	7.8	7.0	4.2
公立（人）	92	95	133	385	339	1,044
民立（人）	53	188	267	218	372	1,098
施設数	16	39	38	43	44	173
平均	9.1	7.3	10.5	14.0	16.2	12.4



3. 居室の状況

居室の状況〔表92〕は、総居室数3,200室で、その内、個室は117施設（64.3％）で1,216室（38.0％）、2人部屋が141施設（77.5％）で1,031室（32.2％）を設置している。前回に比べ個室が6.1ポイント上がり、2人部屋は4.6ポイント下がり、3人部屋は0.8ポイント上昇している。個室化が進んでいるといえよう。

一方、全体的に少人数化は進んでいるが、依然として4人部屋が516室16.1％、5人部屋以上の居室が133室（4.2％）

あり、最低基準改定により居室面積が広がったが、すべての施設が基準を満たすのにはまだ時間を要すると思われる。

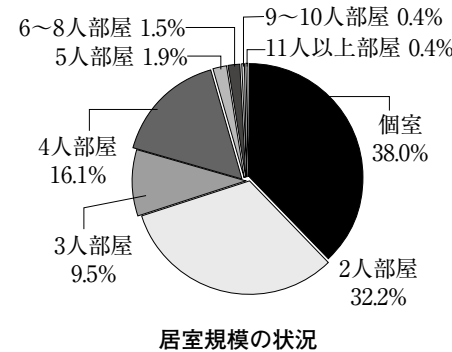


表92 居室の状況

		個室	2人部屋	3人部屋	4人部屋	5人部屋	6～8人	9～10人	11人以上	計
全 体	公立	357	412	105	229	0	10	9	12	1,134
	民立	859	619	199	287	60	38	4	0	2,066
	計	1,216	1,031	304	516	60	48	13	12	3,200
	%	38.0	32.2	9.5	16.1	1.9	1.5	0.4	0.4	100
	施設数	117	141	64	95	21	15	5	1	182
	%	64.3	77.5	35.2	52.2	11.5	8.2	2.7	0.5	100
北 海 道	公立	6	10	2	0	0	0	0	0	18
	民立	131	59	36	21	3	3	0	0	253
	計	137	69	38	21	3	3	0	0	271
	%	50.6	25.5	14.0	7.7	1.1	1.1	0	0	100
東 北	公立	26	103	13	30	0	10	0	0	182
	民立	119	76	30	32	10	0	0	0	267
	計	145	179	43	62	10	10	0	0	449
	%	32.3	39.9	9.6	13.8	2.2	2.2	0	0	100
関 東	公立	146	130	30	45	0	0	0	0	351
	民立	105	156	48	54	24	1	0	0	388
	計	251	286	78	99	24	1	0	0	739
	%	34.0	38.7	10.6	13.4	3.2	0.1	0	0	100
東 海	公立	0	47	18	39	0	0	9	12	125
	民立	203	27	7	9	2	10	0	0	258
	計	203	74	25	48	2	10	9	12	383
	%	53.0	19.3	6.5	12.5	0.5	2.6	2.3	3.1	100
北 陸	公立	71	37	4	34	0	0	0	0	146
	民立	12	4	4	8	0	0	0	0	28
	計	83	41	8	42	0	0	0	0	174
	%	47.7	23.6	4.6	24.1	0	0	0	0	100
近 畿	公立	56	27	0	0	0	0	0	0	83
	民立	110	71	6	44	8	8	3	0	250
	計	166	98	6	44	8	8	3	0	333
	%	49.8	29.4	1.8	13.2	2.4	2.4	0.9	0	100
中 国	公立	16	28	11	2	0	0	0	0	57
	民立	43	84	36	18	0	4	0	0	185
	計	59	112	47	20	0	4	0	0	242
	%	24.4	46.3	19.4	8.3	0	1.7	0	0	100
四 国	公立	18	14	4	46	0	0	0	0	82
	民立	22	22	1	10	0	2	0	0	57
	計	40	36	5	56	0	2	0	0	139
	%	28.8	25.9	3.6	40.3	0	1.4	0	0	100
九 州	公立	18	16	23	33	0	0	0	0	90
	民立	114	120	31	91	13	10	1	0	380
	計	132	136	54	124	13	10	1	0	470
	%	28.1	28.9	11.5	26.4	2.8	2.1	0.2	0	100

居室の規模に応じて児童数を推計〔表93〕すると4人部屋で2,064人（35.4％）が暮らしている。次いで2人部屋が2,062（35.3％）、1人部屋が1,216人（20.8％）、3人部屋が912人（15.6％）で、少人数化が進み、個室で生活する児童も年々増加している。個々の発達の要求を満たす居室の規模や暮らし方は、児童施設の基盤である。児童の特性に対応しやすく社会性を育成することから個室や2人部屋の整備が重要である。また生活機能をユニットごとに完備した小規模な家庭的規模の生活、いわゆるユニットケアの在り方についてもすでに先進的に取り組まれている施設を参考に、児童本来の暮らし方を保障していかなければならない。

居室面積は3.3㎡から4.95㎡に改定され、その基準を満たすためには、今後、定員減を図るか、または増改築するかなければならないが、いずれにしても関係機関との調整や多額の費用がかかるため、すべての施設が基準を満たすことはすぐにはできないという状況がある。

表93 部屋規模別の利用の状況

	施設数	%	部屋数	%	利用定数(推計)	在籍数比
個室	117	64.3	1,216	38.0	1,216	20.8
2人部屋	141	77.5	1,031	32.2	2,062	35.3
3人部屋	64	35.2	304	9.5	912	15.6
4人部屋	95	52.2	516	16.1	2,064	35.4
5人部屋	21	11.5	60	1.9	300	5.1
6～8人部屋	15	8.2	48	1.5	336	5.8
9～10人部屋	5	2.7	13	0.4	130	2.2
11人以上部屋	1	0.5	12	0.4	132	2.3
計	182	100	3,200	100	7,152	－

※「利用定数（推計）」の「6～8人部屋」は7人換算で、「9～10人部屋」は10人換算で、「11人部屋」は11人換算で算出

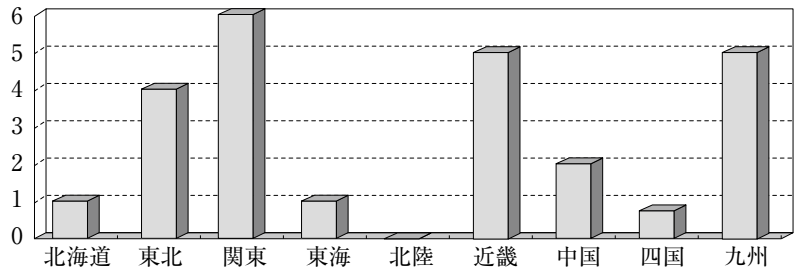
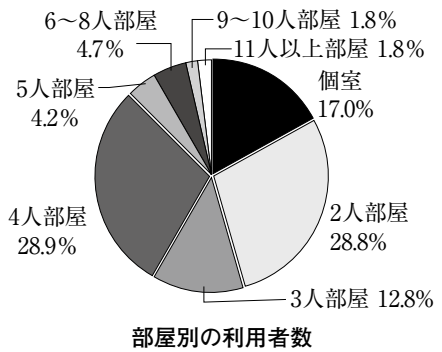


表94 自活訓練事業の実施

		計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実施施設数		25	15.1	1	4	6	1	0	5	2	1	5
公立	実施している	8	15.7	0	1	4	0	0	1	0	1	1
	加算（措置）人	9	－	0	1	6	0	0	0	0	1	1
	加算（契約）人	12	－	0	1	8	0	0	2	0	1	0
	対象外独自加算	4	－	0	0	4	0	0	0	0	0	0
	今後検討する	6	11.8	0	1	0	2	0	1	0	1	1
	実施しない	31	60.8	1	7	5	3	8	0	2	3	2
	不明・無回答	6	11.8	0	1	1	1	1	1	0	1	0
計		51	100	1	10	10	6	9	3	2	6	4
民立	実施している	17	14.9	1	3	2	1	0	4	2	0	4
	加算（措置）人	27	－	0	2	4	3	0	5	5	0	8
	加算（契約）人	16	－	0	6	2	2	0	1	0	0	5
	対象外独自加算	10	－	5	0	2	0	0	0	0	0	3
	今後検討する	23	20.2	1	0	3	2	0	5	2	1	9
	実施しない	62	54.4	5	8	19	6	2	5	7	2	8
	不明・無回答	12	10.5	4	0	3	1	1	0	0	1	2
計		114	100	11	11	27	10	3	14	11	4	23

4. 「自活訓練事業」の取り組み状況

施設機能強化推進事業の特別事業として制度化され継続している自活訓練事業の実施〔表94〕は、25施設（15.1％）で、設置主体別では公立が8施設（15.7％）、民立が17施設（14.9％）となっている。前回から公立は大きく増えた（2→8施設）が、民立は逆に減って（23→17施設）いる。

自活訓練事業を今後検討するとしている施設は、公立は6施設、民立は23施設で、実施しないと答えた施設が公民合わせて93施設あり、前回の調査において本事業要綱の条件等が入所児童の実態にそぐわないと指摘されたように、児童施設で本事業の定着を図るならば、早急な条件整備の取り組みが必要とされている。

5. 暮らしの時間

前々回から、施設での一日の生活時間の実情を取り上げ調査している。

(1) 食事時間

朝食時間〔表95〕は、学校登校時間に合わせることから7時30分までに132施設（79.5％）、8時までには162施設（97.6％）が終えている。

昼食時間は、すべての施設が12時前後に開始している。夕食時間は17時過ぎから18時30分の1時間半に144施設（86.7％）が食事を摂っている。

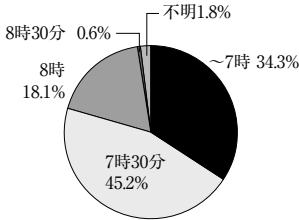


表95 食事時間

朝食	施設数	%	昼食	施設数	%	夕食	施設数	%
～7時	57	34.3	～12時	155	93.4	～17時	18	10.8
～7時30分	75	45.2	～12時30分	7	4.2	～17時30分	49	29.5
～8時	30	18.1	～13時	0	0	～18時	91	54.8
～8時30分	1	0.6	～13時30分	0	0	～18時30分	4	2.4
不明	3	1.8	不明	4	2.4	不明	4	2.4

(2) 学校登校時間

学校の登校時間〔表96〕は、通学手段や複数の学校、学年により異なっていることを反映して、前回同様分散している。早い時間帯では7時30分までに45施設、8時まで40施設、8時30分までに40施設が登校となっており前回とほぼ変わらない。

表96 登校時間

登校時間（早）	施設数	%	登校時間（遅）	施設数	%
～6時	0	0	～6時	0	0
～7時	19	11.4	～7時	0	0
～7時30分	26	15.7	～7時30分	1	0.6
～8時	40	24.1	～8時	9	5.4
～8時30分	40	24.1	～8時30分	38	22.9
8時30分以降	36	21.7	8時30分以降	55	33.1

(3) 学校下校時間

下校時間〔表97〕は時間帯が五月雨的に下校してくる施設が多い。早い時間で14時まで71施設、15時まで58施設、16時28施設、16時以降3施設となっている。遅い下校時間では16時以降が61施設あり、下校後の生活の流れは送迎や受入れ等複数の活動が混在している。

表97 下校時間

早い下校時間	施設数	%	遅い下校時間	施設数	%
～12時	4	2.4	～14時30分	2	1.2
～13時	9	5.4	～15時	14	8.4
～14時	58	34.9	～16時	56	33.7
～15時	58	34.9	～17時	40	24.1
～16時	28	16.9	～18時	15	9.0
16時以降	3	1.8	18時以降	6	3.6

(4) 入浴時間

入浴時間〔表98〕は、13時～15時に開始する施設が85施設、16時～17時が46施設と多い。18時以降（夕食後）の時間帯の入浴も32施設ある。

表98 入浴時間

入浴時間開始	施設数	%	入浴時間終了	施設数	%
～13時	12	7.2	～15時	17	10.2
～14時	30	18.1	～16時	18	10.8
～15時	43	25.9	～17時	61	36.7
～16時	37	22.3	～18時	23	13.9
～17時	9	5.4	～19時	2	1.2
～18時	5	3.0	～20時	22	13.3
～19時	26	15.7	～21時	17	10.2
19時以降	1	0.6	21時以降	2	1.2

※無回答が多いため参考程度に止める。

(5) 日中活動時間（学校等通学児童以外）

学齢児童以外の施設の日中活動〔表99〕は、児童施設単独64施設（38.6%）、併設施設の成人施設と合同で活動する41施設（24.7%）となっている。

○午前の活動の開始時間は9時台が65施設と最も多く、続いて10時台47施設となっている。活動時間数は2時間から3時間が多い。

○午後の活動開始時間は、13時台が93施設と多い。

○日中活動の対象は、就学前の幼児が90人、中学卒業児童が247人、高等部卒業が1,141人で、前回と比べ、就学前児童は6人増えているが、中学卒業児童は11人、高等部卒業は163人減少している。

○施設外実習等は17施設89人で前年度より2施設、5人減っている。

表99 日中活動形態

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
児童施設単独で活動	64	38.6	4	8	14	3	5	9	8	3	10
併設施設と合同で活動	41	24.7	3	4	11	5	3	3	5	4	3
施設外実習等	17	10.2	2	2	1	1	1	5	0	0	5
人数	89		32	12	1	1	3	30	0	0	10

表99－2 対象数

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
就学前児童	90	6.1	3	6	21	23	1	7	6	6	17
中学卒業児童	247	16.7	40	13	24	14	43	5	35	5	68
高等部卒業	1,141	77.2	96	136	279	51	51	202	80	29	217

表99－3 活動時間

午前活動開始時間	施設数	%	午前活動終了時間	施設数	%
8時台	3	2.5	10時台	2	1.6
9時台	65	53.3	11時台	77	63.1
10時台	47	38.5	12時台	37	30.3
11時台	1	0.8	その他	6	4.9
13時台	93	81.1	14時台	40	32.8
14時台	3	2.5	15時台	37	30.3
			16時台以降	24	19.7

6. 余暇等の状況

(1) クラブ活動の状況

クラブ活動の状況〔表100〕は、92施設（55.4％）で実施している。実施内容は、「運動」が68施設（73.9％）と高く、次に「音楽」が53施設、「創作」が39施設となっている。

表100 クラブ活動

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある	92	55.4	6	10	23	6	5	11	12	4	15
音楽	53	57.6	4	3	14	2	5	6	8	1	10
創作	39	42.4	3	2	11	4	2	6	6	0	5
運動	68	73.9	4	6	19	5	5	5	6	4	14
ない	68	41.0	6	10	14	10	7	4	2	2	13
無回答	6	3.6	0	1	0	0	0	2	0	3	0

(2) 外出の状況

施設全体での外出は〔表101〕、実施している施設が118施設（71.1％）、外出回数は、年1回の施設が47施設、2回が31施設、3回が17施設と年1回から3回までが実施施設全体の80.5％となっており、前年度より3.8％増えている。

生活単位・活動単位での外出を実施している施設〔表101－2〕は151施設（91.0％）で、高い実施率となっている。月間の外出回数は1回が81施設、2回が13施設であり、週単位での外出をも実施することが困難な状況であることは前年同様である。

個人単位での外出を実施している施設〔表101－3〕は、139施設（83.7％）で月間の外出回数は1回以下が95施設（68.3％）ともっとも多く、次いで2回が12施設、3回が5施設で前年とほぼ同様である。

このように施設の環境・立地条件等に違いがあっても「施設全体での外出」や「生活単位での外出」、「個人単位での外出」等、外出の機会を多く提供しようと各施設では努力している。

宿泊を伴う外出行事を実施している施設〔表101－4〕は、67施設（40.4％）で、ほぼ前回同様である。実施しないが93施設あり契約制度導入による影響が行事の取り組みにも大きく影響していると思われる。

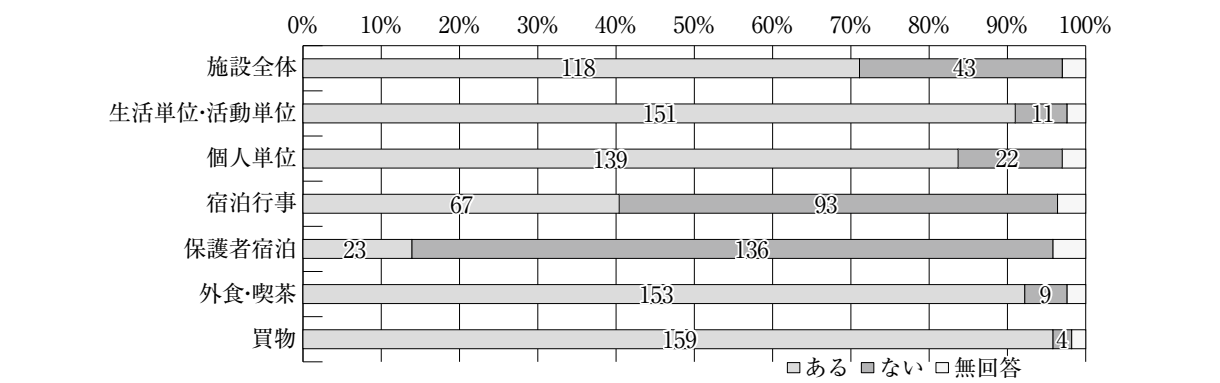


表101 施設全体での外出

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある	118	71.1	6	16	24	11	3	15	12	7	24
ない	43	25.9	6	4	12	5	9	2	1	1	3
無回答	5	3.0	0	1	1	0	0	0	1	1	1
年間の外出回数	1回47施設	2回31施設	3回17施設	4回6施設	5回3施設	6～10回9施設					

表101－2 生活単位・活動単位での外出

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある	151	91.0	11	18	32	16	11	16	13	7	27
ない	11	6.6	1	2	4	0	1	0	1	1	1
無回答	4	2.4	0	1	1	0	0	1	0	1	0

表101－2－1 生活単位・活動単位の月間の外出回数

回数	～1	2	3	4	5～10	～15	～30
施設数	81	13	4	13	7	3	1

表101－3 個人単位での外出

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある	139	83.7	11	18	30	13	10	15	13	7	22
ない	22	13.3	1	3	6	3	2	1	1	1	4
無回答	5	3.0	0	0	1	0	0	1	0	1	2

表101－3－2 個人単位の月間の外出回数

回数	～1	2	3	4	5
施設数	95	12	5	3	1

表101－4 宿泊を伴う外出

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある	67	40.4	7	4	18	4	1	9	7	3	14
ない	93	56.0	5	16	18	12	11	7	6	5	13
無回答	6	3.6	0	1	1	0	0	1	1	1	1
回数	年間1回55施設	2回5施設	5回1施設	10回1施設	20回1施設						

(3) 買物・外食の状況

外食・喫茶の機会〔表102〕では、実施している施設は153施設（92.2％）で多くの施設で取り組んでいる。月間の回数は、1回以下が96施設となっている。

買物の機会〔表103〕では、実施している施設は159施設（95.8％）、その頻度は「月1回程度」が最も多く89施設、学期に1回43施設で、週1回以上が14施設にとどまっている。

表102 外食・喫茶の機会

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある	153	92.2	12	19	36	14	11	15	14	7	25
ない	9	5.4	0	2	1	2	1	1	0	0	2
無回答	4	2.4	0	0	0	0	0	1	0	2	1

表102－２ 外食・喫茶の月間の回数

回数	～１	２	３	４	５	～10
施設数	96	8	2	2	1	1

表103 買物の機会

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある	159	95.8	12	21	37	14	12	16	13	7	27
ない	4	2.4	0	0	0	2	0	0	1	0	1
無回答	3	1.8	0	0	0	0	0	1	0	2	0

表103－２ 買物の機会の頻度

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
週１回以上	14	8.8	3	1	7	1	0	1	0	0	1
月１回程度	89	56.0	8	11	18	10	5	8	6	5	18
学期に１回程度	43	27.0	0	8	10	2	7	6	3	2	5
無回答	13	8.2	1	1	2	1	0	1	4	0	3

(4) 保護者の行事参加の状況

保護者が参加する宿泊行事〔表104〕を実施している施設は23施設（13.9％）で前回とほぼ同じである。実施しない施設は136施設（81.9％）である。ひとり親世帯等の社会的養護世帯が確実に増えていること、契約制度等様々な理由があると考えられる。年間の回数は、年１回が基本となっている。

保護者が参加する園内行事〔表104－２〕を実施している施設は159施設（95.8％）で、年間１～４回の施設が123施設で77.3％を占めているが、一方では、積極的に年間５回以上実施している施設が22施設ある。

表104 保護者が参加する宿泊行事

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある	23	13.9	3	4	4	0	2	2	2	0	6
ない	136	81.9	9	16	33	16	9	14	12	5	22
無回答	7	4.2	0	1	0	0	1	1	0	4	0

回数　１回22施設

表104－２ 保護者が参加する園内行事

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある	159	95.8	12	21	35	16	12	16	14	6	27
ない	3	1.8	0	0	2	0	0	0	0	0	1
無回答	4	2.4	0	0	0	0	0	1	0	3	0

表104－２－２ 保護者が参加する園内行事の回数

回数	１回	２回	３回	４回	５回	６回	７回	８回以上
施設数	20	43	39	21	11	4	2	5

(5) 地域の行事への参加

地域の行事等への参加〔表105〕は、参加しているが142施設（85.5％）と前回とほぼ同じである。年間の回数は２回が37施設ともっとも多く、次いで１回が33施設、３回が20施設と１～３回が多い。一方で、年間５回以上参加している施設が34施設と前回より７施設増えている。施設の所在地等の地域環境に左右されることもあるが積極的に進めている施設も数多くあることから、今後はどの児童施設においても地域との交流の機会を増やす努力が求められる。

表105 地域の行事に参加

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある	142	85.5	9	19	32	14	11	12	14	5	26
ない	17	10.2	3	1	4	2	1	4	0	1	1
無回答	7	4.2	0	1	1	0	0	1	0	3	1

表105－２ 地域の行事に参加する回数

回数	１回	２回	３回	４回	５回	６回以上
施設数	33	37	20	11	14	20

7. 苦情解決等の実施状況

苦情解決の実施状況は、苦情受付件数〔表106〕が０件の施設は78施設（47.0％）で2.1ポイント、１～４件が44施設（26.5％）で5.3ポイント、５件から９件が10施設（6.0％）で0.4ポイント、いずれも前回の調査より下がっている。反面、10件以上は９施設から12施設に増加しており、苦情に対し積極的に取り組む傾向が伺える。

苦情の内容〔表106－２〕は、「生活支援に関すること」が54施設290件で前回より60件と大きく減り、「その他」が36施設203件で71件と大きく増えており、苦情の内容が多様化してきている。地域別では、今回も九州が238件と突出して多く、関東89件、中国67件である。北海道、北陸、四国が少ない結果になっている。

苦情受付方法〔表106－３〕については、「随時受付」を155施設（93.4％）が行っており、「ご意見箱等の設置」も108施設（65.1％）が行っている。「相談室等の開設」は23施設（13.9％）で、前年より２施設増えている。

苦情受付総数は前回とほぼ同様であるが、施設運営や生活支援に対する苦情が潜在化しないためにも、日々の実践の中で見落としのないようにしていかなければならない。

第三者委員等の活動〔表106－４〕は、157施設が回答し、その活動頻度については最も多いのが「年に１回」71施設（42.8％）、次いで「学期に１回」31施設（18.7％）で、「月１回」は14施設（8.4％）と前回同様、日常的な活動というより形式的なレベルに止まっている状況は変わらない。「相談の機会は

ない」との回答は41施設（24.7％）で前回とほとんど変わらない。今後、第三者委員の活動が、形式的な段階に止まらずに、福祉サービスの質の向上が図られるような実質的な活動にしていくためには、今回の調査結果から見ると苦情件数の幅が地域により非常に大きいため、積極的に取り組んでいる施設の活動等を参考にしていくことが必要である。

表106 苦情受付件数

	施設数	%	件数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
総数	144		510	3	21	89	18	11	49	67	14	238
0件	78	47.0		5	11	19	9	5	4	6	3	16
1～4件	44	26.5		1	7	6	5	6	7	4	2	6
5～9件	10	6.0		0	0	3	2	0	0	2	2	1
10件～	12	7.2		0	1	2	0	0	2	2	0	5
無回答	22	13.3		6	2	7	0	1	4	0	2	0

表106－2 苦情の内容

	施設数	%	件数計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
施設運営に関する	11	6.6	9	0	0	3	1	0	1	0	2	2
生活支援に関する	54	32.5	290	3	14	27	12	9	34	23	8	160
その他	36	21.7	203	0	7	52	5	2	13	44	4	76

表106－3 苦情受付方法

（複数回答）

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
随時受付	155	93.4	12	19	35	16	11	15	14	8	25
ご意見箱等の設置	108	65.1	7	14	22	9	9	11	11	6	19
相談室等の開設	23	13.9	1	1	6	0	0	3	3	2	7
その他	12	7.2	1	1	5	0	0	1	1	0	3

表106－4 第三者委員等の活動

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
月1回	14	8.4	0	1	7	1	0	1	0	1	3
学期に1回	31	18.7	2	6	8	2	2	3	2	2	4
年に1回	71	42.8	5	11	10	8	8	4	8	2	15
相談の機会はない	41	24.7	5	2	9	4	2	6	4	4	5
無回答	9	5.4	0	1	3	1	0	3	0	0	1

Ⅳ 在宅支援サービスの状況

1. 障害児（者）地域療育等支援事業の実施状況

(1) 事業の実施状況

地域療育等支援事業を実施している施設〔表107〕は32施設（19.3％）、法人内の他種別施設が既に実施している事業所が21施設（12.7％）、合わせて53施設（32.0％）が実施している。

障害者自立支援法の相談支援事業については、事業指定を受けて実施している施設が33施設だが、自主事業として実施している施設も16施設ある。

地域療育等支援事業については、今年度の実施している、法人内の他施設が実施しているを合わせた53施設（32.0％）で前年度74施設（42.7％）より減少しているが、相談支援事業については今後申請予定、自主事業として実施しているをあわせて22施設増加している。

表107 障害児（者）地域療育等支援事業の実施数

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実施している	32	19.3	0	4	5	5	4	3	5	1	5
法人内の他施設が既に実施	21	12.7	1	6	3	3	1	2	4	0	1
実施していない	96	57.8	6	9	27	6	7	9	5	6	21
無回答	17	10.2	5	2	2	2	0	3	0	2	1
計	166	100	12	21	37	16	12	17	14	9	28

表107－2 自立支援法の相談支援事業

事業指定を受けている	33	19.9	2	6	4	4	2	1	5	1	8
今後申請予定	22	13.3	1	2	5	1	2	3	0	1	7
自主事業として実施	16	9.6	1	2	5	1	3	2	0	1	1

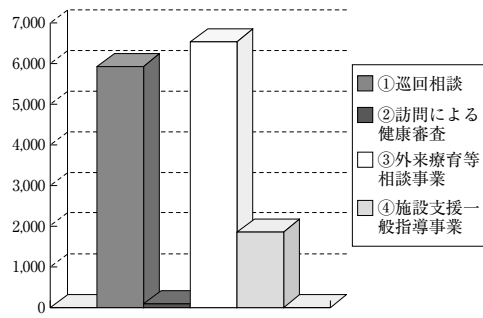
(2) 在宅支援訪問療育等指導事業の実績

在宅支援訪問療育等指導事業の実績〔表108〕は、巡回相談5,926件である。昨年は増加に転じていたが（前年6,667件、前々年5,703件）、今年は前々年の件数となっている。東北・四国地区での減少がみられる。

訪問による健康診査は96件で、前年実績よりも1,490件減である（前年1,586件、前々年354件）。東海地区の減少が顕著である。

外来療育等相談事業は6,534件であり、全体的には年々減少している（前年9,161件、前々年9,952件）。施設支援一般指導事業は、1,857件であり、前年実績よりも619件減である。

全体的に減少した中で、中国・九州地区は増加している。東北地区は、全般的に実績が減少している。関東地区は実績が微増した。東海地区は訪問による健康診査が0件（前年1,318件）となっている。北陸地区は外来相談が増加した。近畿地区は外来相談が減少した（前年比マイナス784件）。四国地区は全



体的に減少した。

表108 障害児（者）地域療育等支援事業の実施件数

	件数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
①巡回相談	5,926	0	230	1,572	1,463	105	1,097	437	106	916
②間による健康審査	96	0	0	0	0	0	79	10	0	7
③外来療育等相談事業	6,534	0	2,292	576	715	147	338	707	58	1,701
④施設支援一般指導事業	1,857	0	131	80	942	4	220	205	0	275
保育所	575	0	35	67	95	0	141	63	0	172
学 校	698	0	11	4	556	0	21	18	0	88
作業所	202	0	76	0	112	2	7	3	0	2
その他	382	0	9	7	179	2	51	121	0	13

地域生活支援事業（圏域における連絡会議等の開催）〔表109〕では、連絡会議開催が22施設、224回、1施設平均10.2回と前年と比べ実施施設数は減少したが、1施設平均の実施回数は概ね同様の回数となっている。また、サービス調整会議開催は、20施設、519回、施設平均26.0回と、こちらは前年と比べ施設数、回数、1施設平均回数ともに減少している。

表109 地域生活支援事業（圏域における連絡会議等の開催）

		計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
連絡会議の開催	回数	224	0	27	11	64	6	73	21	12	10
	施設数	22	0	2	3	4	3	2	4	1	3
サービス調整会議の開催	回数	519	0	17	12	254	22	139	58	1	16
	施設数	20	0	2	1	4	3	3	3	1	3

2. 短期入所事業の実施状況

(1) 障害児短期入所事業の実施状況

障害者自立支援法に基づく短期入所事業の事業所指定の状況〔表110〕は、124施設（74.7％）が事業所指定を受けている。短期入所事業のタイプ〔表110－2〕をみると、空床型＋併設型が82施設で、そのうち専用居室を設置しているのは62施設と251人分、空床型のみで実施しているものは20施設となっている。また、単独事業所は8施設36人となっている。従って、全国で知的障害児のための短期入所のベッド数は300人程度に止まると推測できる。

事業の主たる対象者〔表110－3〕では、障害児が117施設（94.4％）、43施設（34.7％）が知的障害者も主たる対象としている。身体障害、精神障害は共に0.8％に止まっている。

表110 児童短期入所事業の実施

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
支援法による事業所指定を受けている	124	74.7	7	18	29	12	7	12	12	5	22
単独事業所として実施している	1	0.6	0	0	1	0	0	0	0	0	0
今後実施する	1	0.6	0	0	1	0	0	0	0	0	0
実施していない	28	16.9	4	0	5	4	4	5	5	2	3
無回答	12	7.2	1	3	1	0	1	0	0	2	3
計	166	100	12	21	37	16	12	17	17	9	28

表110－2 短期入所事業の事業タイプ

	計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
空床＋併設型事業所数	82	7	9	17	8	2	12	7	2	18
専用居室 事業所数	62	2	9	14	8	9	4	5	3	8
人数	251	6	31	67	42	26	13	18	10	38
単独事業所 事業所数	8	0	1	1	0	1	0	1	0	4
定員	36	0	10	6	0	5	0	3	0	12

表110－3 短期入所事業実施の場合の主たる対象者

※％は実施施設数比

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
障害児	117	94.4	8	15	25	15	8	12	10	4	20
知的障害者	43	34.7	1	9	7	6	5	3	3	1	8
身体障害者	1	0.8	0	0	0	0	0	0	0	0	1
精神障害者	1	0.8	0	0	0	0	0	0	0	0	1

(2) 利用状況 ー平成20年度および21年度の利用状況

短期入所（宿泊）利用の状況〔表111〕は、利用実人員では21年4,300人、22年5,373人と増加しているが、延べ件数は19,020件で前年比850件の減である。延べ日数は60,476日で前年比2,151日の減となっている。実人員一人あたりの利用日数（平均11.3日）はやや減少した。1件あたりの利用日数（平均3.2日）については、ほぼ昨年並みである。

公立と民立の比較では、公立は、実人員、延べ件数、延べ日数共に比して増加している。民立では、実人員は増加しているが、延べ件数・延べ日数共に減となっている。平成23年4月から9月の半期の実績は前年度半期の利用実績を上回る数値を示している。

地区別〔表111－2〕では、人員・件数・日数の3項目ごとに地区別増減にばらつきがあり、全体としては実人員が増加している地区が多いが、延べ件数・日数に大きな変化は見られない。地域別に見た場合には、人員・件数・日数ともに増加している地区、実人員が増えているのに件数・日数ともに減少している地区、北海道地区のように実人員・件数・日数ともに増加している地区など状況はさまざまである。

利用の月別状況〔表111－3〕の人数をみると22年度前半は前年に比べ減少していたが、後半は増加に転じている。8月の学校の夏休み期間は例年同様に多くなっている。23年度は9月までではあるが、各月共に前年比増の利用がある。

表111 宿泊の利用状況

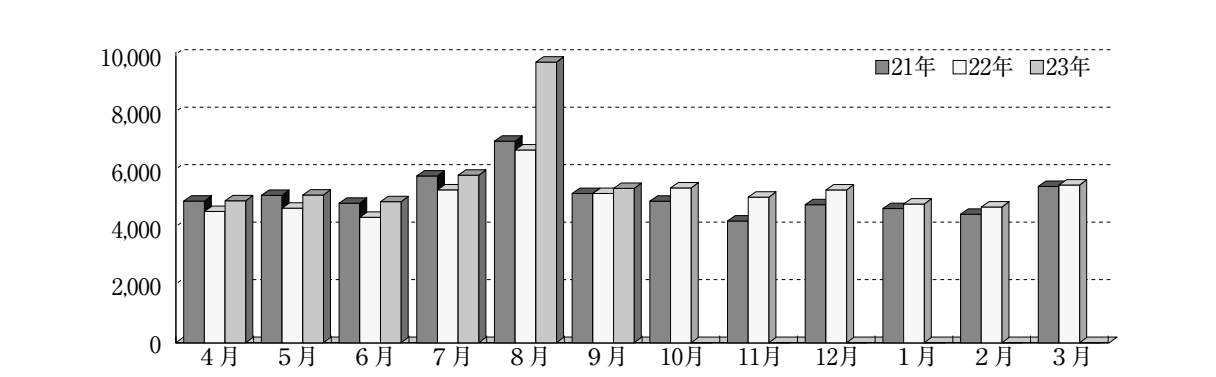
	利用者数			公立			民立		
	21年度	22年度	前年比	21年度	22年度	23年4～9月	21年度	22年度	23年4～9月
実人員（人）	4,300	5,373	1,073	1,047	1,427	939	3,253	3,946	2,300
延べ件数（件）	19,870	19,020	-850	3,614	5,523	2,824	16,256	13,497	6,120
延べ日数（日）	62,627	60,476	-2,151	11,029	16,216	8,857	51,598	44,260	22,947

表111－２ 地区別の利用状況

		計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
21年度	実人員（人）	4,300	123	404	982	816	159	638	209	113	856
	延べ件数（件）	19,870	485	2,446	2,693	4,083	576	3,499	478	607	5,003
	延べ日数（日）	62,627	2,215	5,881	13,699	10,431	1,422	13,677	2,978	2,037	10,287
22年度	実人員（人）	5,373	287	335	1,261	1,199	142	830	254	112	953
	延べ件数（件）	18,020	700	1,954	3,961	4,535	866	1,660	557	791	2,996
	延べ日数（日）	60,476	3,476	6,765	13,342	9,239	1,555	10,872	2,388	1,747	11,092

表111－３ 月別利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
21年	4,939	5,139	4,864	5,814	7,028	5,204	4,935	4,245	4,813	4,679	4,480	5,451
22年	4,577	4,693	4,375	5,330	6,721	5,205	5,398	5,077	5,328	4,837	4,733	5,500
前年比	-362	-446	-489	-484	-307	1	463	832	515	158	253	49
23年	4,950	5,150	4,919	5,842	9,784	5,382						
前年比	373	457	544	512	3,063	177						



1 回の利用日数〔表112〕を見ると、5 ～ 20 日未満が不明の32施設を除けば、全体の60％を占めている。それ以上の利用日数については、関東・九州地域に多く見られる。

表112 1 回の利用日数の状況（1 回の利用で一番日数の多いケース）

年間最長連続利用日数	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
5 日未満	25	15.1	2	5	2	2	4	0	5	0	5
5 ～10 日未満	29	17.5	3	6	3	4	4	2	2	2	3
10 ～20 日未満	27	16.3	1	5	6	2	2	3	3	2	3
20 ～30 日未満	11	6.6	1	1	1	1	0	1	1	0	5
30 ～40 日未満	25	15.7	2	1	8	2	1	5	1	0	5
40 ～50 日未満	4	2.4	0	0	0	2	0	0	0	0	2
50 ～100 日未満	9	5.4	1	0	5	0	0	1	0	0	2
100 日以上	4	2.4	0	1	2	0	0	1	0	0	0
不明	32	19.3	2	2	10	3	1	4	2	5	3
計	166	100	12	21	37	16	12	17	14	9	28

利用の実態〔表113〕をみると、20 ～ 30 日が53人、30 日超が74人で前年よりやや微増している。地区別では関東・近畿地区が多い。

訓練目的の利用は、19施設、435人、延べ2,466日で、前年（12施設、92人、293日）より増加している。幼児の利用は、前年比で微増している。

短期入所利用期間における就学対応は、学校まで送迎しているのが35施設421人で、前年に比して施設数は減少したものの人数は増えている。（前年37施設、369人）また、施設通学校での対応は37施設468人（前年26施設、138人）であった。

短期入所に伴う送迎の実施回数は、近畿地区2,546回と突出しており、次いで関東1,116回、東海1,099回となっている。

施設に入所までの待機としての利用は、33施設（19.8％）491人になっている。特に東海地区406人（前年9人）と激増している。次に多いのは関東地区となっている。回答施設平均して14.8人となることから短期入所している施設の待機というより県域等における入所待機と推察できる。

短期入所の契約状況は、127施設3,986人で、1施設平均31.3人契約していることになる。

表113 利用の実態

	人/日/回	施設数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
30 日を超える利用（人）	74	41	4	3	26	5	1	24	1	0	12
20 ～30 日の利用（人）	53	36	3	5	15	6	1	12	2	0	9
通学校まで送迎（人）	421	35	0	10	36	269	17	39	9	8	33
施設通学校で対応（人）	468	37	6	45	34	43	10	10	1	17	302
訓練目的の利用数（人）	435	19	82	15	1	32	19	2	39	0	245
訓練目的の利用日数（日）	2,466		233	111	2	298	152	30	174	0	1,466
幼児の利用数（人）	63	35	15	3	10	10	4	6	4	1	10
幼児の利用延べ日数（日）	1,403		214	141	403	382	6	45	26	5	181
送迎の実施数（回）	6,604	31	0	738	1,116	1,099	107	2,546	124	137	687
施設入所待機での利用（人）	491	33	7	9	48	406	5	5	6	0	5
短期入所での利用契約人数	3,986	127	211	370	650	708	113	586	351	142	855

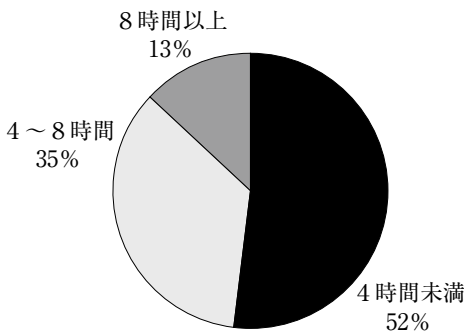
3. 日中一時支援事業の実施状況

(1) 日中一時支援事業の状況

日中一時支援事業は、平成18年10月障害者自立支援法の施行により短期入所の日中利用を市町村が実施する地域生活支援事業に移行した。日中一時支援事業の実施状況〔表114〕をみると、143施設86.1％（前年146施設、前々年140施設）が実施している。実施していると回答した143施設で利用する市町村数は494と、1施設平均3.4市町村であった。複数の市町村からの利用に対応すると送迎や事務量等が増大することとなる。

(2) 事業の利用状況

22年度の利用状況〔表114－2〕は、全体的には4時間未満の利用が最も多く、63,715人（53.5%）、次いで4～8時間39,409人、8時間以上15,919人となっている。前年とほぼ同様の傾向であるが、東海地区・九州地区では4～8時間の利用が最も多い。平日の放課後の時間の利用が多いことを示している。



日中利用及び日中一時支援事業の実績は22年度延べ

119,043人が利用している。23年度実績は9月までのものであるが、22年度実績の半数強の数字になっている。地区別〔表114－3〕では、九州、東北、東海の各地区の利用者の多さが際立っている。

月別利用状況〔表114－4〕から見てみると、宿泊利用状況と同様に学校の夏休みの利用が多くなっている。利用件数をみると放課後等の活動保障としては児童デイサービス事業もあるが日中一時支援事業が定着してきたことを示している。

表114 日中一時支援事業の状況

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実施している	143	86.1	9	20	28	15	11	16	11	6	27
実施していない	19	11.4	2	1	8	1	0	1	2	3	1
無回答	4	2.4	1	0	1	0	1	0	1	0	0
計	166	100	12	21	37	16	12	17	14	9	28
実施の市町村数	494		15	93	95	71	34	46	17	22	101

表114－2 日中利用及び日中一時支援事業の実績

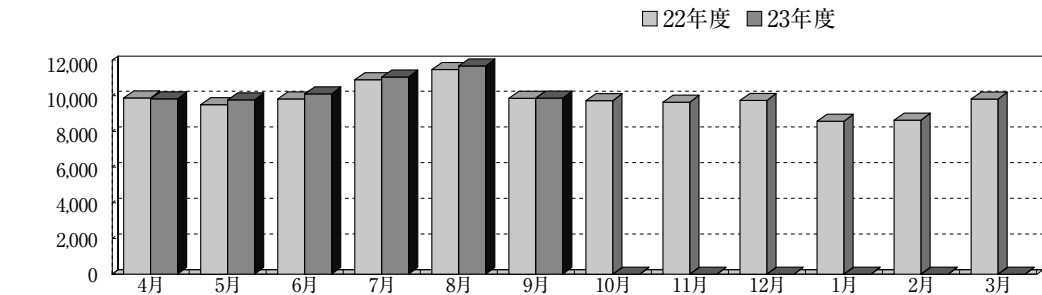
時 間	4 H未満		4～8時間		8 H以上	
	実人数	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員
22年4月～23年3月	4,649	63,715	5,860	39,409	2,636	15,919
23年4月～23年9月	2,899	33,691	4,747	22,224	1,651	9,588

表114－3 地区別の利用状況

	区分		計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
22年4月～23年3月	4 H未満	実人数	4,649	80	372	316	788	227	301	468	195	1,902
		延べ人数	63,715	1,887	12,123	4,785	7,100	5,738	2,554	7,509	2,695	19,324
	4～8時間	実人数	5,860	88	423	869	1,379	217	436	315	202	1,931
		延べ人数	39,409	1,098	4,699	4,375	9,312	3,740	2,947	1,984	1,480	9,774
	8 H以上	実人数	2,636	34	102	268	577	74	272	153	79	1,077
		延べ人数	15,919	453	1,618	1,805	2,185	752	1,226	1,854	430	5,596
	計	実人数	13,145	202	897	1,453	2,744	518	1,009	936	476	4,910
		延べ人数	119,043	3,438	18,440	10,965	18,597	10,230	6,727	11,347	4,605	34,694
23年4月～23年9月	4 H未満	実人数	2,899	54	286	230	487	155	229	251	96	1,111
		延べ人数	33,691	984	5,975	3,214	8,787	3,178	1,120	3,487	1,274	10,672
	4～8時間	実人数	4,747	65	269	470	857	161	314	203	1,331	1,077
		延べ人数	22,224	475	2,244	2,750	5,539	2,166	1,387	1,173	778	5,712
	8 H以上	実人数	1,651	23	76	193	328	57	125	109	50	690
		延べ人数	9,588	253	853	952	1,489	620	470	1,131	271	3,549
	計	実人数	9,297	142	631	893	1,672	373	668	563	1,477	2,878
		延べ人数	65,503	1,712	9,072	6,916	10,815	5,964	2,977	5,791	2,323	19,933

表114－4 月別利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
22年度	10,077	9,691	10,021	11,118	11,701	1,0057	9,922	9,835	9,934	8,747	8,808	10,014
23年度	10,026	9,966	10,310	11,273	11,906	10,067						



(3) 受け入れ体制の状況

日中一時支援事業を実施している143施設〔表114〕のうち、〔表115〕入所児童と一体の同スペースで受け入れが110施設（63.6%）、専用スペースを用意している施設は25施設に止まっていることから、入所部門の「隙間」で実施している状況にあるといえよう。

表115 日中の受け入れ体制

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
入所児童と一体、同スペースで受入れている	110	63.6	8	14	25	10	7	14	8	5	19
入所児童とは別の専用スペースを使用して受け入れている	25	14.5	1	4	2	5	3	1	2	0	7
その他	6	3.5	0	2	1	0	1	1	1	0	0
無回答	2	1.4	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計	143	100	9	20	28	15	11	16	11	6	27

4. 児童デイサービス事業の実施状況

児童デイサービス事業の実施〔表116〕は、実施しているが21施設12.7%（前年20施設、前々年21施設）である。今後検討する施設は、公立10・民立22の32施設である。総じて、実施している・今後検討する施設は民立が多い。定員数は235人（前年193人、前々年235人）で平均11.2人（前年9.7人、前々年11.2人）となっている。年間実施日数は3,846日、施設平均183.1日実施し、延べ利用日数は23,197人となっている。契約数はⅠ型104人、Ⅱ型423人となっている。

表116 児童デイサービス事業（障害児通園事業）の事業所指定を受けての実施

		計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
1. 実施している（施設数）		21	12.7	4	5	1	0	0	2	1	1	7
	幼児中心療育Ⅰ型	2		0	0	0	0	0	1	1	0	0
	経過の事業所Ⅱ型	9		1	0	2	1	1	1	0	0	3
	実施利用定員（人）	235		45	45	10	0	0	20	25	10	80
	年間実施日数（日）	3,846		982	1,081	0	0	0	166	123	0	1,494
	延べ利用者数（人）	23,197		4,367	9,789	0	0	0	722	555	0	7,764
	児童デイⅠ型 （就学前契約人数）	77	74.0	40	0	0	0	0	12	25	0	0
	児童デイⅠ型 （学齢期契約人数）	27	26.0	27	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童デイⅡ型 （就学前契約人数）	357	84.4	107	110	0	0	0	0	0	0	140
	児童デイⅡ型 （学齢期契約人数）	66	15.6	9	0	0	0	0	0	0	0	57
2. 今後検討する		32	19.3	1	4	3	5	3	3	5	2	6
公立	1. 実施している	2	3.8	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	2. 今後検討する	10	19.2	0	2	0	1	3	1	1	1	1
	3. しない	27	51.9	1	5	4	2	6	2	1	4	2
	無回答	13	25.0	0	3	6	3	0	0	0	0	1
	計	52	100	1	10	10	6	9	3	3	5	5
民立	1. 実施している	19	16.7	4	5	1	0	0	2	0	1	6
	2. 今後検討する	22	19.3	1	2	3	4	0	2	4	1	5
	3. しない	46	40.4	4	2	16	4	1	7	6	1	5
	無回答	27	23.7	2	2	7	2	2	3	1	1	7
	計	114	100	11	11	27	10	3	14	11	4	23

5. 居宅介護事業（ホームヘルプ）の実施について

居宅介護事業〔表117〕について、実施施設は7施設（4.2％，公0，民7），実施しないが134施設（公44，民90）と、実施施設は依然として少ない。今後予定している施設は4施設（公立0，民立4）となっている。

移動支援事業〔表118〕を実施しているのは9施設（公0，民9）だが、今後予定しているのが171施設（公42，民129）もある。

表117 居宅介護事業の実施

		計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実施している		7	4.2	0	0	1	2	0	0	1	0	3
	登録ヘルパー数（人）	18		0	0	0	0	0	0	3	0	15
公立	実施している	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	今後予定する	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	実施しない	44	84.6	1	8	7	4	8	3	3	5	5
	無回答	8	15.4	0	2	3	2	1	0	0	0	0
	計	52	100	1	10	10	6	9	3	3	5	5
民立	実施している	7	6.1	0	0	1	2	0	0	1	0	3
	今後予定する	4	3.5	0	0	0	0	0	1	0	0	3
	実施しない	90	78.0	9	11	22	8	3	12	9	2	14
	無回答	13	11.4	2	0	4	0	0	1	1	2	3
	計	114	100	11	11	27	10	3	14	11	4	23

表118 移動支援事業の実施

		計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実施している		9	4.1	1	2	1	2	0	0	0	0	3
公立	実施している	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	実施していない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	今後予定する	42	80.8	1	8	6	4	8	3	3	4	5
	無回答	10	19.2	0	2	4	2	1	0	0	1	0
	計	52	100	1	10	10	6	9	3	3	5	5
民立	実施している	9	5.4	1	2	1	2	0	0	0	0	3
	実施していない	5	3.0	1	1	1	0	0	0	0	0	2
	今後予定する	129	77.7	9	16	28	12	11	16	13	6	18
	無回答	23	13.9	1	2	7	2	1	1	1	3	5
	計	166	100	12	21	37	16	12	17	14	9	28

6. 重症心身障害児（者）通園事業B型の実施状況

重症心身障害児（者）通園事業B型の実施〔表119〕は、実施施設が4施設である。今後の実施予定施設は1である。

表119 重症心身障害児（者）通園事業B型の実施

	実施数	%	公立	民立
実施している	4	2.4	2	2
今後実施予定	1	0.6	0	1
実施していない	133	80.3	42	91
無回答	28	16.7	8	20
計	166	100	52	114

7. グループホーム（国事業・都道府県事業）のバックアップ状況

グループホーム等のバックアップ状況〔表120〕について、児童施設としてグループホームをバックアップしているのは15施設（9.0％、公4、民11）と、ほぼ昨年並みである。今後予定しているのは11施設と前年よりも2施設増えている。

バックアップ箇所数とグループホーム利用者総数〔表120－2〕は、国のホームが12施設で37箇所、都道府県のホームが3施設、3箇所、合わせて40箇所、1施設平均2.6箇所をバックアップしている。その利用者は336名で1ヶ所平均8.4名となっている。

施設からの移行者数〔表120－3〕は12施設26名で、公立が2施設4名、民立が10施設22名となっており、利用者総数の12.9％が母体施設からグループホームに移行し地域生活をしている。

表120 グループホーム等のバックアップ状況

		計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実施している		15	9.0	0	5	3	1	0	2	2	0	2
公立	バックアップしている	4	7.7	0	3	1	0	0	0	0	0	0
	予定している	2	3.8	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	予定していない	39	75.0	1	6	4	4	8	3	3	5	5
	無回答	7	13.5	0	1	3	2	1	0	0	0	0
	計	52	100	1	10	10	6	9	3	3	5	5
民立	バックアップしている	11	9.6	0	2	2	1	0	2	2	0	2
	予定している	9	7.9	0	1	2	0	0	2	0	0	4
	予定していない	75	65.8	10	8	19	8	2	6	7	2	13
	無回答	19	16.7	1	0	4	1	1	4	2	2	4
	計	114	100	11	11	27	10	3	14	11	4	23

表120－2 バックアップ箇所数とグループホーム利用者総数

	総 計		公 立		民 立	
	施設数	箇所数	施設数	箇所数	施設数	箇所数
国	12	37	2	5	10	32
都道府県	3	3	1	1	2	2
利用者総数	20	336人	4	60人	16	276人

表120－3 施設からグループホームへの22年度移行者数

		計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
全体	移行者数	26	0	1	7	4	1	5	0	0	8
	施設数	12	0	1	4	1	1	2	0	0	3
公立	移行者数	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0
	施設数	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0
民立	移行者数	22	0	1	3	4	1	5	0	0	8
	施設数	10	0	1	2	1	1	2	0	0	3

8. 地域生活支援センターの設置状況

支援センターの設置数〔表121〕は、19施設である。設置数は昨年度23施設で減少している。職員数は専任・兼任を合わせて108人昨年度より24名増加している。今後設置を予定している施設は13施設である。

表121 支援センターの設置状況

				計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
設置している		施設数		19	11.4	1	3	4	5	1	1	2	0	2
内訳		公立		6	11.5	0	2	1	2	1	0	0	0	0
		民立		13	11.4	1	1	3	3	0	1	2	0	2
内 訳	敷地内に設置	5	公立	3	5.8	0	2	0	1	0	0	0	0	0
			民立	2	1.8	0	0	0	1	1	0	0	0	0
	敷地外に設置	14	公立	7	13.5	0	0	1	2	0	0	2	0	2
			民立	7	6.1	1	1	2	1	0	1	0	0	1
	専任職員数	68	公立	31		0	21	1	9	0	0	0	0	0
			民立	37		0	2	13	18	0	0	3	0	1
	兼任職員数	40	公立	31		0	1	20	7	3	0	0	0	0
			民立	9		0	0	1	2	0	0	1	0	5
	職員総数	108	公立	62		0	22	0	13	3	0	0	0	0
			民立	46		0	0	14	20	1	1	4	0	6
設置をしていない (予定もない)		118	公立	39		1	7	6	2	7	3	3	5	5
			民立	79		8	9	19	6	3	11	7	1	15
今後予定する		13	公立	2	3.8	0	0	1	0	1	0	0	0	0
			民立	11	9.6	1	1	2	1	0	1	0	1	4

9. 福祉教育事業の実施状況

福祉教育事業の実施施設〔表122〕は、128施設（77.1％）である。事業内容と受け入れ状況〔表108－2〕は、単位実習（保育士）事業が119施設（71.6％）、同じく単位実習（社会福祉士・主事）事業が54施設（32.5％）、これらに次いで、小中高生のボランティア交流が52施設、民間作業ボランティア59施設となっている。受け入れ人数では、民間作業ボランティアが3,741人（施設平均63.4人）となっている。次いで単位実習（保育士）2,407人（施設平均20.2人）となっている。教員免許修得に伴う受入れが50施設261人あるが、近年受け入れ数が減っている。

表122 福祉教育事業の実施状況

		施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実施している		128	77.1	9	18	26	14	9	13	11	5	23
公立	実施している	36	69.2	0	8	6	5	7	2	3	2	3
	今後予定している	1	1.9	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	予定していない	11	21.2	1	1	2	0	1	1	0	3	2
	無回答	4	7.7	0	1	2	1	0	0	0	0	0
	計	52	100	1	10	10	6	9	3	3	5	5
民立	実施している	92	80.6	9	10	20	9	2	11	8	3	20
	今後予定している	1	0.9	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	予定していない	15	13.2	1	1	6	1	0	1	3	0	2
	無回答	6	5.3	1	0	1	0	1	2	0	1	0
	計	114	100	11	11	27	10	3	14	11	4	23

表122ー2 事業内容と受け入れ状況

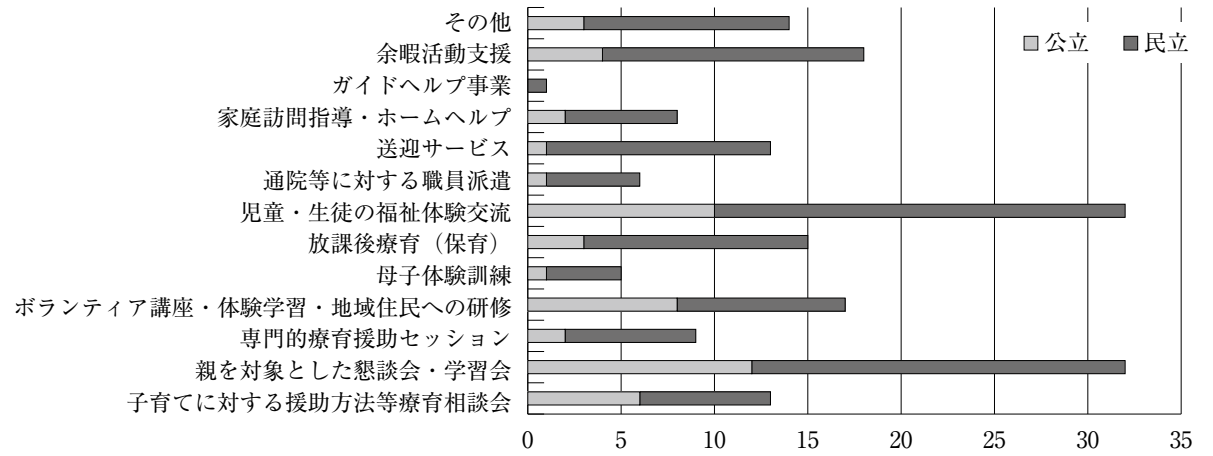
	総計		公立		民立	
	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数
小・中・高校生のボランティア	52	991	15	279	37	712
民間作業ボランティア	59	3,741	17	1,422	42	2,319
学校教員・教職免許の体験実習	50	261	19	91	31	170
単位実習〔保育士〕	119	2,407	34	754	85	1,653
単位実習〔社会福祉士・主事〕	54	206	17	68	37	138
施設職員の現任訓練	16	58	4	22	12	36

10. 在宅支援サービスの実施状況

短期入所，居宅介護，児童デイサービス以外の在宅支援サービスの実施状況〔表123〕については，親を対象とした懇談会・学習会32施設（19.3％），児童・生徒の福祉体験交流32施設（19.3％），余暇活動支援18施設（10.8％），ボランティア講座・体験学習・地域住民への研修17施設（10.2％）等が比較的高い実施率を示している。概ね前年と同じ傾向であるが地域での障害児支援の拠点として機能整備を進めていくことからみると更に積極的な取り組みが必要ではないか。

表123 在宅支援サービスの実施状況

サービス内容	施設数	%	公立	民立
子育てに対する援助方法等療育相談会	13	7.8	6	7
親を対象とした懇談会・学習会	32	19.3	12	20
専門的療育援助セッション	9	5.4	2	7
ボランティア講座・体験学習・地域住民への研修	17	10.2	8	9
母子体験訓練	5	3.0	1	4
放課後療育（保育）	15	9.0	3	12
児童・生徒の福祉体験交流	32	19.3	10	22
通院等に対する職員派遣	6	3.6	1	5
送迎サービス	14	8.4	1	12
家庭訪問指導・ホームヘルプ	8	4.3	2	6
ガイドヘルプ事業	1	0.6	0	1
余暇活動支援	18	10.8	4	14
その他	14	8.4	3	11



V 職員の状況

1. 職員の配置状況

知的障害児施設に従事する職員総数〔表124〕は、4,741人で1施設平均28.6人となっている。国の配置基準は2,346人で、2,395人が上回っている。

正職員数は3,411人で全職員に占める割合は71.9％、常勤的臨時職員は840人で17.7％、短時間非常勤職員は490人で10.3％となっており、正職員の割合が昨年度に比べ、やや増加している。

直接処遇職員の総数は2,996人で全職員に占める割合は63.2％である。そのうち、正職員数は2,298人で直接処遇職員総数に占める割合は76.7％、常勤的臨時職員は555人で18.5％、短時間非常勤職員は143人で4.8％となっており、昨年度の調査と比較すると、正職員数の比率がやや減少し、臨時職員数比率が増加している。

看護師の配置は、加算措置がついたこともあり、90施設（54.2％）の施設で正規、短時間等により配置している。

表124 職員の配置状況（平成23年10月1日現在）

職 種		国配置基準数		現 員							
				正職員数		常勤的臨時		短時間非常勤 (パート含む)		計	内自治体 補助人数
		職員数	施設数	職員数	施設数	職員数	施設数	職員数	施設数	職員数	職員数
施 設 長		126	126	155	156	3	3	0	0	158	1
事 務 員		113	110	253	156	18	15	17	15	288	7
直接 処遇 職員	児童指導員	1,349	139	1,258	159	378	82	86	39	1,722	81
	保育士（有資格）			875	141	152	48	38	23	1,065	82
	職業指導員	33	33	47	44	12	11	3	1	62	1
	ＯＴ・ＰＴ等	0	0	9	7	0	0	5	2	14	0
	看護師・保健師	0	0	109	69	13	12	11	9	133	9
	小計	1,382		2,298		555		143		2,996	173
栄 養 士		89	73	101	101	19	18	2	2	122	4
介 助 員		79	79	60	42	51	32	59	25	170	1
調 理 員		332	93	224	82	139	55	72	34	435	2
常勤医師		33	18	21	12	9	3	63	27	93	2
嘱託医		192	106	224	108					224	
コーディネーター等補助事業職種		－	－	21	8	4	1	3	2	28	0
そ の 他		－	－	54	33	42	21	131	39	227	2
合 計 () 内の数字は％		2,346		3,411 (71.9)		840 (17.7)		490 (10.3)		4,741 (100)	

2. 職員の勤務状況

職員の年間休日、超過勤務時間は、〔表125〕〔表125－2〕のとおりである。

休日日数は、80日未満が2施設（1.2％）、80～100日未満が25施設（15.1％）、100～120日未満が76施設（45.8％）、120日以上が47施設（28.3％）となっており、100～120日の休日の施設が増加し、120日以上が大幅に減少している。

超過勤務は、全く行われていない施設が12施設（7.2％）で、月平均1時間以下の施設が25施設（15.1％）で最も多い。ただし、39施設（23.5％）が回答を寄せていない。

表125 職員の年間休日日数

日 数	施設数	％	公立	私立
80日未満	2	1.2	0	2
80～100日未満	25	15.1	1	24
100～120日未満	76	45.8	16	60
120日以上	47	28.3	28	19
無回答	16	9.6	7	9
計	166	100	52	114

表125－2 職員の超過勤務時間（月平均）

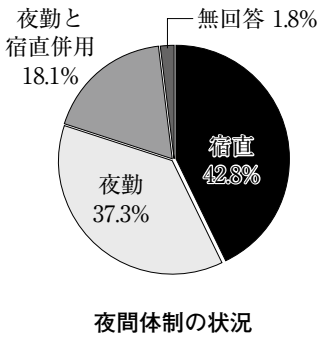
時間数	施設数	％	公立	私立
0時間	12	7.2	2	10
～1時間	25	15.1	9	16
～2時間	16	9.6	3	13
～3時間	21	12.7	6	15
～4時間	13	7.8	6	7
～5時間	11	6.6	4	7
～10時間	22	13.3	7	15
～20時間	6	3.6	2	4
20時間超	1	0.6	1	0
不明・無回答	39	23.5	12	27
計	166	100	52	114

3. 夜間勤務の状況

夜間勤務形態の状況〔表126〕は、宿直体制が71施設（42.8％）、夜勤体制が62施設（37.3％）、併用制が30施設（18.1％）となっている。昨年に比べ、宿直体制及び夜勤体制が減少し併用制が増加した。

一日の夜間勤務者数〔表126－2〕は2人が35施設（42.7％）と最も多く、次いで1人が29施設（35.4％）、3人が14施設（17.1％）となっている。

夜間勤務職員1名がみる児童数〔表126－5〕は16～20人が



夜間体制の状況

最も多く28施設（16.9％）、次いで11～15人が19施設（11.4％）、26人以上が16施設（9.6％）の順となっており、16～20人及び21～25人の施設が増加し、10人以下、26人以上が共に減少している。

夜間勤務の職員配置状況〔表126－6〕は、「すべての生活単位・寮舎ごとに配置」が67施設（40.4％）で昨年の61施設（35.3％）から増加し、「全体をカバーする形で配置」が72施設（43.4％）で昨年の86施設（49.7％）から減少し、より目が行き届き易くなってきている。

表126 夜間の勤務形態の状況

夜間勤務形態	人数と施設数		％	公立	民立
宿直体制	人数	149		33	116
	施設数	71	42.8	13	58
夜勤体制	人数	133		72	61
	施設数	62	37.3	28	34
夜勤体制と宿直体制併用	人数	100		46	54
	施設数	30	18.1	10	20
無回答	施設数	3	1.8	3	
計		166	100	166	

表126－2 一日の夜間勤務者数（宿直）

宿直	施設数	％	公立	民立
1人	29	35.4	4	25
2人	35	42.7	5	30
3人	14	17.1	6	8
4人	2	2.4	1	1
5人	1	1.2	0	1
6人	1	1.2	0	1
計	82	100	16	66

表126－3 一日の夜間勤務者数（夜勤）

夜勤	施設数	％	公立	民立
1人	23	31.5	5	18
2人	36	49.3	17	19
3人	5	6.8	2	3
4人	6	8.2	4	2
5人	2	2.7	2	0
7人	1	1.4	1	0
計	73	100	31	42

表126－4 一日の夜間勤務者数（夜勤と宿直）

夜勤と宿直	施設数	％	公立	民立
1人	0	0.0	0	0
2人	7	24.1	0	7
3人	7	24.1	4	3
4人	2	6.9	0	2
5人	1	3.4	1	0
6人	3	10.3	2	1
11人	1	3.4	1	0
無回答	8	27.6	1	7
計	29	100	9	20

表126－5 夜間1名の職員がみる児童数

	施設数	％	公立	民立
10人以下	13	7.8	9	4
11～15人	19	11.4	6	13
16～20人	28	16.9	8	20
21～25人	15	9.0	2	13
26人以上	16	9.6	1	15
無回答	75	45.2	26	49
計	166	100	52	114

表126－6 夜間勤務の職員の配置状況

	施設数	％	公立	民立
すべての生活単位・寮舎ごとに配置	67	40.4	29	38
一部の生活単位・寮舎には単独配置	15	9.0	3	12
全体をカバーする形で配置	72	43.4	18	54
無回答	12	7.2	2	10
計	166	100	52	114

4. 児童と直接処遇職員の比率

〔表127〕は児童定員と直接処遇職員数の比率である。定員比では、職員1人に対し児童2～2.5人が47施設（28.3％）と最も多く、職員1人に対し児童3人以下の合計が128施設（77.1％）となっている。設置主体別に見ると、職員1人に対し児童3人以下の施設が、公立42施設（80.8％）、民立86施設（75.6％）となっており、公民格差が依然として見られるが、格差は縮小している。

在籍数と直接処遇職員数の比率〔表114〕では職員1人に対して児童2～2.5人が58施設（34.9％）と最も多く、職員1人に対し児童3人以下の施設が合計148施設（89.1％）となっている。設置主体別では、職員1人に対し児童3人以下の施設が公立では合計51施設（98.2％）、民立では合計97施設（85.1％）となっている。

なお、在籍比で職員1人に対し児童2人以下の施設が62施設（37.3％）あり、昨年の70施設（40.4％）に比べ、3.1ポイント減少した。

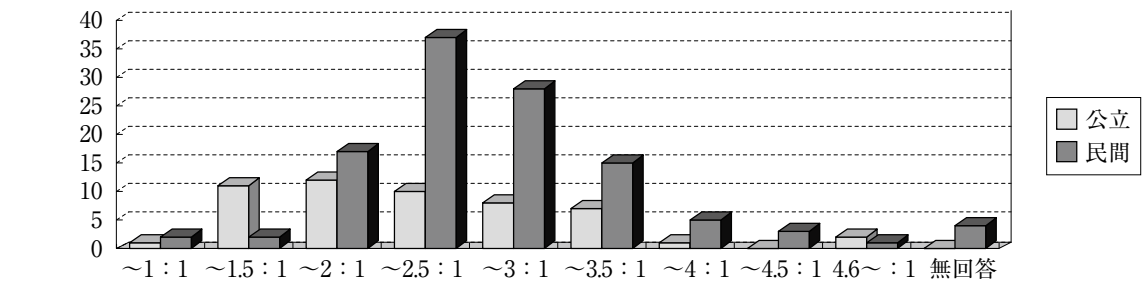


表127 定員：直接処遇職員の比率（平成23年10月1日現在）

定員：職員	～ 1：1	～1.5：1	～ 2：1	～2.5：1	～ 3：1	～3.5：1	～ 4：1	～4.5：1	4.6～：1	無回答	計
施設数	3	13	29	47	36	22	6	3	3	4	166
%	1.8	7.8	17.5	28.3	21.7	13.3	3.6	1.8	1.8	2.4	100
公立	1	11	12	10	8	7	1	0	2	0	52
%	1.9	21.2	23.1	19.2	15.4	13.5	1.9	0	3.8	0	100
民立	2	2	17	37	28	15	5	3	1	4	114
%	1.8	1.8	14.9	32.5	24.6	13.2	4.4	2.6	0.9	3.5	100

表128 在籍数：直接処遇職員の比率（平成23年10月1日現在）

在籍数：職員	～ 1：1	～1.5：1	～ 2：1	～2.5：1	～ 3：1	～3.5：1	～ 4：1	～4.5：1	4.6～：1	無回答	計
施設数	8	13	41	58	28	11	3	0	0	4	166
%	4.8	7.8	24.7	34.9	16.9	6.6	1.8	0	0	2.4	100
公立	7	12	16	11	5	0	1	0	0	0	52
%	13.5	23.1	30.8	21.2	9.6	0	1.9	0	0	0	100
民立	1	1	25	47	23	11	2	0	0	4	114
%	0.9	0.9	21.9	41.2	20.2	9.6	1.8	0	0	3.5	100

Ⅵ 施設運営・経営の課題

1. 施設の運営費について

(1) 地域区分・民改費区分の状況

施設措置費・給付費の地域区分は〔表129〕に示すとおりである。その他が77施設46.4％と多く、従前の「丙」が多いことになる。44施設（26.5％）が「不明・無回答」となっているが、昨年同様に地域区分の意味が徹底されていないためと思われる。

表129 新施設給付費の地域区分

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
1級	1	0.6	0	0	0	0	0	1	0	0	0
2級	3	1.8	0	0	1	0	0	2	0	0	0
3級	7	4.2	0	0	5	2	0	0	0	0	0
4級	9	5.4	0	0	1	0	3	4	1	0	0
5級	1	0.6	0	1	0	0	0	0	0	0	0
6級	8	4.8	2	0	1	3	0	1	1	0	0
7級	10	6.0	1	0	1	4	0	0	2	1	1
8級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10級	1	0.6	0	0	0	0	0	0	1	0	0
11級	5	3.0	0	0	2	2	1	0	0	0	0
その他	77	46.4	7	13	17	3	5	5	6	4	17
不明・無回答	44	26.5	2	7	9	2	3	4	3	4	10
計	166	100	12	21	37	16	12	17	14	9	28

表130 職員の平均勤続年数（職員基準配置職の職員数の平均）

	平均勤続年数
北海道	10年7ヶ月
東 北	10年7ヶ月
関 東	10年6ヶ月
東 海	7年10ヶ月
北 陸	13年11ヶ月
近 畿	8年11ヶ月
中 国	11年0ヶ月
四 国	10年1ヶ月
九 州	10年6ヶ月
全 国	10年5ヶ月

職員の平均勤続年数は、全国平均で10年5ヶ月となっており、北陸地区が13年11ヶ月で平均勤続年数が長く、東海地区が昨年の8年4ヵ月から7年10ヶ月と平均勤続年数が最も短くなっている。

民改費における勤続年数区分〔表131〕では、勤続14年以上のA区分が19施設（11.4％）、12年以上のB区分が19施設と10年以上のC区分が17施設、8年以上のD区分が16施設、6年以上のE区分が7施設、4年以上のF区分が4施設（2.4％）である。また「不明・無回答」が84施設（50.6％）と多く、契約制度による施設給付費の関係から民改費の概念がないこともあり、正確な職員の勤続年数が捉えられていない。

表131 民改費における勤続年数区分 公立施設は直接処遇職員の平均勤続

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
A 14年以上	19	11.4	0	4	5	0	2	1	2	1	4
B 12年以上	19	11.4	5	4	1	2	1	2	2	1	1
C 10年以上	17	10.2	0	1	7	2	1	0	1	1	4
D 8年以上	16	9.6	2	0	6	1	0	2	3	0	2
E 6年以上	7	4.2	1	0	2	1	0	1	0	0	2
F 4年以上	4	2.4	0	1	0	2	0	0	0	1	0
不明・無回答	84	50.6	4	11	16	8	8	11	6	5	15
計	166	100	12	21	37	16	12	17	14	9	28

(2) 運営費収入

施設の運営費は、年度の決算書から収入決算額、支出決算額の総額から施設定員で割れば定員1人当たりの総収入の状況が提示できると思い調査項目を設定したが、妥当性を欠く結果であったため回答された数字の集計をそのまま〔表132〕に示した。21年度と22年度の比較も正しく出来ないが児童施設の定員規模から1年間の収入が1億から2億までの間に88施設53.0％となっている。

表132 施設の総収入の状況（21年度・22年度収入決算額）

	21年度				22年度			
	施設数	%	公立	私立	施設数	%	公立	私立
1億未満	23	13.3	5	18	21	12.7	5	16
1億～1.5億未満	43	24.9	6	37	39	23.5	8	31
1.5億～2億未満	47	27.2	7	40	49	29.5	9	40
2億～2.5億未満	17	9.8	5	12	13	7.8	4	9
2.5億～3億未満	10	5.8	1	9	13	7.8	5	8
3億以上	6	3.5	1	5	7	4.2	3	4
不明・無回答	27	15.6	17	10	24	14.5	18	6
計	173	100	42	131	166	100	52	114

総収入における措置費収入の割合〔表133〕では、21年度に措置費収入が5,000万未満に96施設（55.5％）が集中し、そのうち2,000万未満が46施設（26.6％）を占めていた。22年度も同じように、5,000万未満に88施設（52.9％）が集中し、そのうち2,000万未満が42施設（25.3％）を占めている。

表133 総収入における措置費収入の割合（事務費・各種加算含む）

	21年度				22年度			
	施設数	%	公立	私立	施設数	%	公立	私立
～2,000万未満	46	26.6	9	37	42	25.3	11	31
～3,000万未満	13	7.5	5	8	10	6.0	2	8
～4,000万未満	23	13.3	2	21	16	9.6	4	12
～5,000万未満	14	8.1	0	14	20	12.0	0	20
～6,000万未満	10	5.8	1	9	7	4.2	2	5
～7,000万未満	6	3.5	0	6	9	5.4	0	9
～8,000万未満	6	3.5	0	6	5	3.0	1	4
～9,000万未満	2	1.2	0	2	3	1.8	0	3
～10,000万未満	3	1.7	1	2	6	3.6	1	5
10,000万以上	9	5.2	1	8	8	4.8	2	6
不明・無回答	41	23.7	23	18	40	24.1	29	11
計	173	100	42	131	166	100	52	114

総収入における措置費収入の割合（事業費）〔表133－2〕では、21年度は、1,000万未満が65施設（37.6％）となっていて、3,000万未満までを合わせると116施設（67.1％）になっていた。22年度も同様に、3,000万未満までの施設が合わせて111施設（66.8％）を占めている。

表133－2 総収入における措置費収入の割合（事業費）

	21年度				22年度			
	施設数	%	公立	私立	施設数	%	公立	私立
～1,000万未満	65	37.6	11	54	59	35.5	11	48
～2,000万未満	42	24.3	4	38	35	21.1	6	29
～3,000万未満	9	5.2	0	9	17	10.2	1	16
～4,000万未満	4	2.3	0	4	6	3.6	2	4
～5,000万未満	5	2.9	1	4	5	3.0	0	5
～6,000万未満	2	1.2	1	1	0	0	0	0
6,000万以上	0	0	0	0	0	0	0	0
不明・無回答	46	26.6	25	21	44	26.5	32	12
計	173	100	42	131	166	100	52	114

総収入における施設給付費収入の割合（基本・加算・補足給付含む）〔表133－3〕では、21年度と22年度を比較すると、6,000万以上の施設が21年度では87施設（50.3％）に対して22年度は84施設（50.5％）と減少しており、10,000万円以上が53施設（30.6％）から28施設（16.9％）に減少している。

表133－ 3 総収入における施設給付費収入の割合（基本・加算・補足給付含む）

	21年度				22年度			
	施設数	%	公立	私立	施設数	%	公立	私立
～1,000万未満	6	3.5	1	5	6	3.6	1	5
～2,000万未満	11	6.4	3	8	12	7.2	4	8
～3,000万未満	5	2.9	2	3	7	4.2	1	6
～4,000万未満	15	8.7	2	13	11	6.6	1	10
～5,000万未満	7	4.0	0	7	10	6.0	2	8
～6,000万未満	13	7.5	2	11	12	7.2	1	11
～7,000万未満	13	7.5	1	12	13	7.8	4	9
～8,000万未満	10	5.8	1	9	13	7.8	3	10
～9,000万未満	11	6.4	2	9	12	7.2	2	10
～10,000万未満	0	0	0	0	18	10.8	5	13
10,000万以上	53	30.6	11	42	28	16.9	8	20
不明・無回答	29	16.8	17	12	24	14.5	20	4
計	173	100	42	131	166	100	52	114

総収入における利用者負担収入の割合（１割分・食費・光熱水費）〔表133－ 4〕において、700万～800万未満が21年度 4 施設（2.3％）から22年度では 9 施設（5.4％）に増加し、100万未満が18施設（10.4％）から20施設（12.0％）に増加している。また1,000万以上では21年度39施設（22.5％）から22年は23施設（13.9％）と16施設減少した。

表133－ 4 総収入における利用者負担収入の割合（１割分・食費・光熱水費）

	21年度				22年度			
	施設数	%	公立	私立	施設数	%	公立	私立
～100万未満	18	10.4	4	14	20	12.0	6	14
～200万未満	13	7.5	2	11	15	9.0	1	14
～300万未満	18	10.4	2	16	19	11.4	7	12
～400万未満	15	8.7	6	9	19	11.4	6	13
～500万未満	12	6.9	0	12	13	7.8	3	10
～600万未満	7	4.0	2	5	12	7.2	3	9
～700万未満	10	5.8	0	10	4	2.4	0	4
～800万未満	4	2.3	0	4	9	5.4	2	7
～900万未満	4	2.3	1	3	4	2.4	1	3
～1,000万未満	4	2.3	0	4	6	3.6	1	5
1,000万以上	39	22.5	7	32	23	13.9	5	18
不明・無回答	29	16.8	18	11	22	13.3	17	5
計	173	100	42	131	166	100	52	114

総収入における経常経理補助金・補助事業収入の割合〔表133-5〕では、21年度と22年度を比較した場合、100万未満が13施設（7.5％）から10施設（6.0％）に、100万～300万未満が32施設（18.5％）から12施設（7.2％）に減少している。一方で300万～500万未満が17施設（9.8％）から24施設（14.5％）に、1,000万～2,000万未満が13施設（7.5％）から20施設（12.0％）に増加している。22年度では300万～500万未満が24施設（14.5％）で最も多く、次に500万～1,000万未満21施設（12.7％）の順になっている。

表133－ 5 総収入における経常経理補助金・補助事業収入の割合

	21年度				22年度			
	施設数	%	公立	私立	施設数	%	公立	私立
～100万未満	13	7.5	2	11	10	6.0	0	10
～300万未満	32	18.5	3	29	12	7.2	3	9
～500万未満	17	9.8	0	17	24	14.5	2	22
～1,000万未満	18	10.4	1	17	21	12.7	0	21
～2,000万未満	13	7.5	2	11	20	12.0	4	16
～3,000万未満	11	6.4	0	11	15	9.0	5	10
～5,000万未満	11	6.4	1	10	13	7.8	2	11
～10,000万未満	9	5.2	5	4	8	4.8	4	4
10,000万以上	5	2.9	0	5	7	4.2	4	3
不明・無回答	44	25.4	28	16	36	21.7	28	8
計	173	100	42	131	166	100	52	114

総収入における寄付金・雑収入等その他の収入の割合〔表133－ 6〕では、21年度と22年度を比較した場合、100万未満の施設が30施設（17.3％）から24施設（14.5％）に減少しているが、全体としては、21年度とほとんど変化はない。

表133－ 6 総収入における寄付金・雑収入等その他の収入の割合

	21年度				22年度			
	施設数	%	公立	私立	施設数	%	公立	私立
～100万未満	30	17.3	3	27	24	14.5	6	18
～300万未満	52	30.1	8	44	53	31.9	12	41
～500万未満	23	13.3	2	21	25	15.1	3	22
～1,000万未満	23	13.3	2	21	22	13.3	1	21
～2,000万未満	6	3.5	1	5	9	5.4	2	7
2,000万以上	6	3.5	3	3	6	3.6	5	1
不明・無回答	33	19.1	23	10	27	16.3	23	4
計	173	100	42	131	166	100	52	114

総収入における会計単位・経理区分間繰入金等収入の割合〔表133－ 7〕では、22年度に100万未満が16施設（9.6％）で一番多かった。しかしながら不明・無回答が21年度よりは減少したものの103施設（62.0％）もあることから現状を正確に把握できていないといえる。

表133－7 総収入における会計単位・経理区分間繰入金等収入の割合

	21年度				22年度			
	施設数	%	公立	民立	施設数	%	公立	民立
～100万未満	17	9.8	1	16	16	9.6	1	15
～300万未満	7	4.0	1	6	14	8.4	1	13
～500万未満	7	4.0	1	6	7	4.2	2	5
～1,000万未満	12	6.9	1	11	9	5.4	2	7
～2,000万未満	3	1.7	0	3	6	3.6	0	6
2,000万以上	12	6.9	3	9	11	6.6	2	9
不明・無回答	115	66.5	35	80	103	62.0	44	59
計	173	100	42	131	166	100	52	114

経常活動による収支 経常支出決算額〔表133－8〕では、21年度の10,000万～20,000万未満が80施設（46.2％）あり、22年度も74施設（44.6％）となっている。22年度では21年度から10,000万未満、30,000万以上が増加し、10,000万～20,000万未満、20,000万～30,000万未満が減少している。

表133－8 経常活動による収支 経常支出決算額

	21年度				22年度			
	施設数	%	公立	民立	施設数	%	公立	民立
～5,000万	16	9.2	2	14	15	9.0	3	12
～10,000万未満	17	9.8	1	16	22	13.3	3	19
～20,000万未満	80	46.2	8	72	74	44.6	14	60
～30,000万未満	23	13.3	6	17	19	11.4	8	11
30,000万以上	3	1.7	1	2	9	5.4	5	4
不明・無回答	34	19.7	24	10	27	16.3	19	8
計	173	100	42	131	166	100	52	114

当期資金収支差額〔表133－9〕では、収支差額がプラスの部分では21年度22年度とも同様の傾向を示しているのに対し、マイナスの部分では12施設（7.0％）から23施設（13.8％）に増加している。

表133－9 当期資金収支差額

	21年度				22年度			
	施設数	%	公立	民立	施設数	%	公立	民立
～△1,001万未満	5	2.9	2	3	9	5.4	3	6
～△1,000万未満	5	2.9	0	5	5	3.0	1	4
～△500万未満	2	1.2	0	2	9	5.4	3	6
0	5	2.9	3	2	5	3.0	4	1
～500万未満	48	27.7	4	44	53	31.9	8	45
～1,000万未満	28	16.2	3	25	24	14.5	5	19
1,000万以上	44	25.4	3	41	32	19.3	6	26
不明・無回答	36	20.8	27	9	29	17.5	22	7
計	173	100	42	131	166	100	52	114

短期入所事業の総収入〔表133－10〕では、21年度が100万～500万が49施設（28.3％）で、22年度も51施設（30.7％）と最も多くなっている。1名以上の職員を配置するには500万円以上が必要となるが、その実積があるのは22年度では42施設で、事業実施の25.3％となっている。

表133－10 短期入所事業の総収入

	21年度				22年度			
	施設数	%	公立	民立	施設数	%	公立	民立
～100万未満	25	14.5	2	23	29	17.5	5	24
～500万未満	49	28.3	10	39	51	30.7	15	36
～1,000万未満	23	13.3	2	21	28	16.9	7	21
1,000万以上	19	11.0	2	17	14	8.4	2	12
不明・無回答	57	32.9	26	31	44	26.5	23	21
計	173	100	42	131	166	100	52	114

平成21年度に新設された加算の22年度〔表134〕は、栄養士加算が124施設（74.7％）、福祉専門加算が129施設（77.7％）で最も多く、看護師加算が66施設（39.8％）、心理士配置加算が26施設（15.7％）、栄養マネジメント加算が39施設（23.5％）であった。これを21年度と比較すると、看護師加算が62施設から66施設に、心理士配置加算が20施設から26施設に、栄養士加算が123施設から124施設に、福祉専門加算が123施設から129施設になるなど、それぞれの加算において施設数が増加している。

表134 平成22年度 各種加算の申請状況

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
看護師加算	66	39.8	4	7	13	8	6	4	4	4	16
心理士配置加算	26	15.7	3	1	5	3	1	4	2	0	7
栄養士加算 （給付費のみ）	124	74.7	9	16	30	12	10	10	9	6	22
栄養マネジメント加算 （給付費のみ）	39	23.5	1	6	9	4	1	2	4	3	9
福祉専門加算（Ⅰ・Ⅱ）	129	77.7	10	18	31	10	7	13	12	5	23
計	166	100	12	21	37	16	12	17	14	9	28

自治体の加算措置〔表135〕における人件費等の事務費の補助は、「ある」が48施設（28.9％）、「ない」が90施設（54.2％）と、昨年調査と比べると「ある」が4施設増加し、「ない」が1施設減少している。事業費に対する加算は、「ある」が41施設（24.7％）、「ない」が94施設（56.6％）と、昨年調査と比べると「ある」が5施設増加し、「ない」が2施設減少している。

表135 自治体の加算措置 ー職員配置等の事務費の補助ー

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある	48	28.9	1	4	12	6	6	5	3	3	8
ない	90	54.2	8	13	18	7	5	9	9	4	17
不明・無回答	28	16.9	3	4	7	3	1	3	2	2	3
計	166	100	12	21	37	16	12	17	14	9	28

表135ー2 自治体の加算措置 ー事業費に対する加算措置ー

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある	41	24.7	2	3	11	6	4	6	1	3	5
措置のみ	7	4.2	1	1	0	1	0	1	0	1	2
契約含む	12	7.2	1	0	4	2	2	1	1	1	0
無回答	22	13.3	0	2	7	3	2	4	0	1	3
ない	94	56.6	8	14	17	8	6	8	10	4	19
不明・無回答	31	18.7	2	4	9	2	2	3	3	2	4
計	166	100	12	21	37	16	12	17	14	9	28

2. 他種別施設の併設の状況

同一敷地内に知的障害者更生施設（障害者支援施設）の併設〔表136〕では、併設をしている施設は73施設（44.0％）と昨年の78施設より5施設減少している。併設をしていない施設は79施設でこちらも1施設減少している。全体の回答数が7施設少ないことが原因かもしれない。

施設・設備の共用は、事務所55施設（75.3％）、厨房59施設（80.8％）、食堂30施設（41.1％）、指導室9施設（12.3％）となっている。

表136 併設施設の状況

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
併設している	73	44.0	5	5	16	8	7	5	7	5	15
公立	26	15.7	0	3	6	4	6	1	2	2	2
民立	47	28.3	5	2	10	4	1	4	5	3	13
併設していない	79	47.6	6	14	15	7	5	11	7	3	11
不明・無回答	14	8.4	1	2	6	1	0	1	0	1	2
計	166	100	12	21	37	16	12	17	14	9	28

○同一敷地内の併設施設の共用部分

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
事務所	55	75.3	2	5	12	5	7	3	7	4	10
厨房	59	80.8	3	5	11	6	6	4	7	4	13
食堂	30	41.1	2	3	6	2	4	0	2	4	7
指導室	9	12.3	1	0	2	2	1	0	1	1	1
その他	25	34.2	0	2	6	2	4	0	2	3	6

3. 今後の施設整備計画について

施設の築年数〔表137〕は、40年以上が昨年より8施設減少し、22施設（13.3％）となった。35～40年未満も18施設（10.8％）あり、30～35年未満も14施設（8.4％）、25～30年未満も10施設（6.0％）と合わせると築年数25年以上が64施設あり、半数近くが老朽改築等を要する時期が来ている。一方、15年未満の62施設（37.4％）は、老朽改築が済んだ施設となる。

表137 施設の築年数

	施設数	%	公立	民立
5年未満	21	12.7	3	18
5～10年未満	21	12.7	4	17
10～15年未満	20	12.0	9	11
15～20年未満	19	11.4	10	9
20～25年未満	12	7.2	4	8
25～30年未満	10	6.0	6	4
30～35年未満	14	8.4	3	11
35～40年未満	18	10.8	4	14
40年以上	22	13.3	7	15
不明・無回答	9	5.4	2	7
計	166	100	52	114

老朽化による改築・大規模修繕の計画〔表138〕では「23年度改築中」14施設（8.4％）,「具体的に計画・協議している」11施設（6.6％）,「検討している」29施設（17.5％）で、具体的に計画・協議している年度は21年度18施設、22年度11施設となっている。

〔表138ー3〕によれば、整備計画のない100施設では改築済みが50施設（50.0％）で、改築していないところが9施設（9.0％）である。2000年以降をみると、毎年1～4施設の改築がなされていて、22年度には12施設、23年度には3施設が改築を行っている。〔表138ー4〕

138 老朽化等による改築・大規模修繕等計画

	施設数	%	公立	民立
23年度改築中	14	8.4	2	12
具体的に計画・協議している	11	6.6	6	5
施設・法人で検討している	29	17.5	8	21
計画していない	100	60.2	32	68
不明・無回答	12	7.2	4	8
計	166	100	52	114

表138ー2 具体的に計画・協議している年度

	施設数	%	公立	民立
2012（平成24年度）	2	18.2	1	1
2013（平成25年度）	4	36.4	2	2
2014（平成26年度）	1	9.1	0	1
2015（平成27年度）	2	18.2	1	1
2020（平成32年度）	1	9.1	1	0
未定	1	9.1	1	0
不明・無回答	0	0	0	0
計	11	100	6	5

表138－３ 整備計画のない施設の状況

	施設数	%	公立	民立
改築済み	50	50.0	11	39
改築していない	9	9.0	3	6
不明・無回答	41	41.0	18	23
計	100	100	32	68

表138－４ 改築済みの施設の実施年度

	施設数	%	公立	民立
～1990	1	2.0	0	1
1991～1999	8	16.0	4	4
2000（平成12年度）	1	2.0	0	1
2001（平成13年度）	2	4.0	0	2
2002（平成14年度）	4	8.0	0	4
2003（平成15年度）	4	8.0	0	4
2004（平成16年度）	1	2.0	0	1
2005（平成17年度）	3	6.0	1	2
2006（平成18年度）	3	6.0	0	3
2007（平成19年度）	1	2.0	0	1
2008（平成20年度）	4	8.0	1	3
2009（平成21年度）	2	4.0	0	2
2010（平成22年度）	12	24.0	4	8
2011（平成23年度）	3	6.0	0	3
無回答	1	2.0	1	0
計	50	100	11	39

4. 今後の児童施設としての計画について

(1) 児童施設として整備する

今後の計画〔表139〕については、「定員の変更なし」は、109施設、「定員を削減する」が30施設で、削減予定数は413人となっている。内訳は、公立9施設83人、民立が21施設330人となっている。暫定定員廃止と18歳以上の成人制度への移行、施設基準（居室面積等）の見直しから定員の見直しが検討されている状況を示している。

表139 今後の計画

				%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
定員の変更なし	109	公立	33	60.0	1	6	8	5	4	3	1	3	2
		民立	76	59.8	5	5	21	9	2	12	8	1	13
定員を削減する	30	公立	9	16.4	0	1	0	1	2	0	2	1	2
		民立	21	16.5	3	3	2	1	1	1	1	3	6
削減数（人）	413	公立	83		0	20	0	0	13	0	10	0	40
		民立	330		50	30	55	0	25	20	20	55	75
定員を増員する	2	公立	1	1.8	0	0	0	0	1	0	0	0	0
		民立	1	0.8	0	0	1	0	0	0	0	0	0
増員数（人）	11	公立	5		0	0	0	0	5	0	0	0	0
		民立	6		0	0	6	0	0	0	0	0	0

＊ %の数字は、全公立55施設、全民立127施設に対するそれぞれの％

(2) 「11年児者併設型施設」の導入

「11年児者併設型」施設の導入〔表140〕では、「導入する」が15施設（9.0％）,「推移を見て検討する」が31施設（18.7％）,「導入しない」が88施設（53.0％）となっている。今後の児童施設新事業体系への動向を見つつ、児童施設としての機能を構築していく方向で検討されている施設が大半のようである。

導入する15施設の本体施設の種類〔表140－４〕は、児童施設が7施設、成人施設が7施設になっている。

表140 「11年児者併設型施設」の導入

	施設数	%	公	民	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
導入する	15	9.0	0	4	0	0	5	0	0	2	4	1	3
推移を見て検討する	31	18.7	2	22	4	4	3	1	0	7	4	1	7
導入しない	88	53.0	33	73	6	10	23	13	6	6	5	4	15
無回答	32	19.3	20	28	2	7	6	2	6	2	1	3	3
計	166	100	55	127	12	21	37	16	12	17	14	9	28

表140－２ 導入すると回答した事業所の検討状況

検討状況	施設数
具体的な年度を予定し協議に入っている	7
法人内で導入することを決めている	0
無回答	8
計	15

表140－３ 導入する年度

導入年度	施設数
24年度から	6
25年度から	1
無回答	0
計	7

表140－４ 本体施設の種類

種別	施設数
児童施設	7
成人施設	7
無回答	1
計	15

(3) 児童施設の定員削減計画

児童施設の定員削減計画をみると、児童定員を削減して併設成人施設の定員を増員〔表141〕する施設が16施設で児童定員の削減数は208人、また、定員を削減して障害者支援施設（入所更生施設）を併設〔表141－２〕する施設は6施設で児童定員の削減数は102人となっており、あわせて310人を削減する計画となっている。

児童施設を廃止して障害者自立支援法の新体系施設への転換を予定している施設〔表141－３〕が前回調査の8施設から5施設に減少しているが、児童福祉法の改正により満20歳以上の在所延長規定が廃止されたことが今後の検討課題となる。

表141 児童定員を削減して併設成人施設の定員を増員

	計	%	公	民	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実施施設	16	9.6	2	3	1	2	0	0	5	1	1	2	4
児童定員の削減数	208		40	30	20	20	0	0	53	20	15	20	60

表141－2 定員を削減して障害者支援施設（入所更生施設）を併設

	計	%	公	民	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実施施設	6	3.6	1	6	1	0	0	0	1	0	0	0	4
児童定員の削減数	102		30	130	20	0	0	0	25	0	0	0	57

表141－3 児童施設を廃止して他種別施設に転換

	計	%	公	民	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実施施設	5	3.0	2	6	0	0	2	0	0	0	1	0	2
廃止後は施設入所支援	5		1	3	0	0	2	0	0	0	1	0	2
廃止後は生活介護	5		1	3	0	0	2	0	0	0	1	0	2
廃止後は就労継続A・B	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃止後は児童通園	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃止後はその他	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 障害種別の一元化に向けて他の障害の受け入れに伴う設備・構造について

障害種別の一元化に向けて他障害の受け入れに伴う設備・構造についてみると、身体障害の車椅子対応〔表142〕については、現状で受け入れが可能な施設が28施設（16.9%）、受け入れ困難な施設が59施設（35.5%）となっている。また、盲・ろうあ児の受け入れ〔表142－2〕については、現状で受け入れ可能とする施設が11施設（6.6%）、受け入れ困難な施設が79施設（47.6%）となっている。

いずれも前回調査より受け入れ可能と回答した施設が若干増加しているが、やはり障害種別の一元化に向けては、大半の施設において改築等の課題があることがうかがえる。

表142 身体障害の車椅子対応

	計	%	公	民	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
現状で可能	28	16.9	3	17	3	2	7	4	3	2	1	1	5
改築等が必要	57	34.3	15	44	2	9	7	7	3	9	4	3	13
受け入れ困難	59	35.5	12	41	5	6	14	5	5	5	9	2	8
無回答	22	13.3	12	29	2	4	9	0	1	1	0	3	2
計	166	100	42	131	12	21	37	16	12	17	14	9	28

表142－2 盲・ろうあ児の受け入れ

	計	%	公	民	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
現状で可能	11	6.6	2	9	1	1	2	0	2	1	1	0	3
改築等が必要	54	32.5	10	39	3	8	8	8	2	8	2	4	11
受け入れ困難	79	47.6	17	52	7	7	17	8	7	7	11	2	13
無回答	22	13.3	13	31	1	5	10	0	1	1	0	3	1
計	166	100	42	131	12	21	37	16	12	17	14	9	28

5. 在所延長の理由と見通し

(1) 満20歳以上の方が在籍している理由とその人数

満20歳以上が在所延長して在籍する理由〔表143〕については、昨年度と同様「保護者が成人入所施設しか念頭になく入所するまで待機」が98施設、842人と最も多く、次いで「保護者が慣れた施設を希望し成人施設への移行を望まない」が45施設、380人となっている。20年調査以降全体的に減少しているものの、児童期に施設入所した人が引き続き成人入所を希望し待機している傾向にあることがみてとれる。

児童施設の過齢児問題を解決するためには、児童施設に障害者自立支援法上の新事業体系の併設や転換、また、既存の成人施設での新事業体系への受け入れ等、具体的な施策を実行することが必要であると思われる。

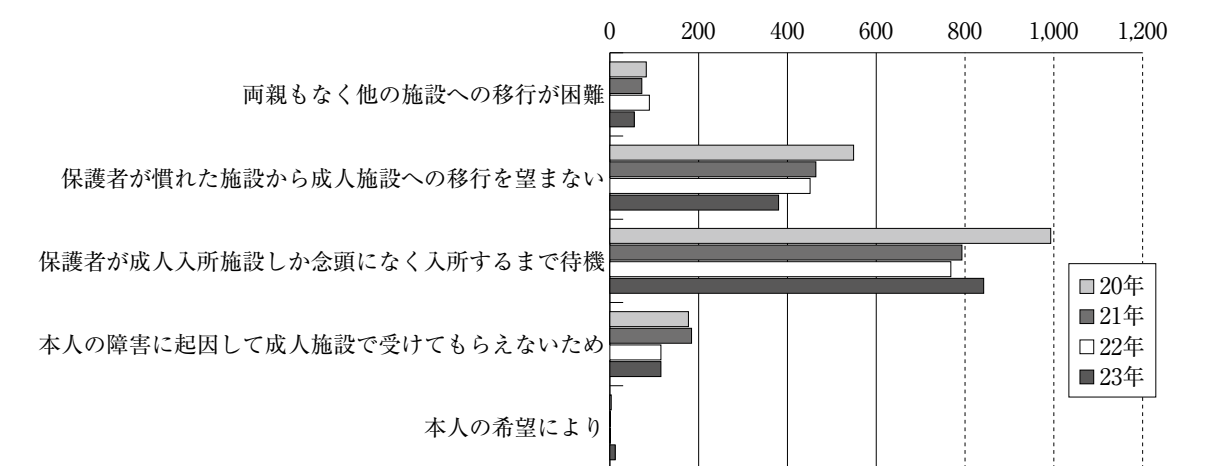


表143 満20歳以上の方が在籍している理由 (複数回答)

			%	公	民	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
両親もなく他の施設への移行が困難	施設数	28		6	22	3	2	6	2	3	3	1	0	8
	人数	55	3.9	7	48	3	3	19	2	4	6	2	0	16
保護者が慣れた施設を希望して成人施設への移行を望んでいない	施設数	45		11	34	2	6	11	2	2	7	5	0	10
	人数	380	27.1	59	321	10	37	92	4	22	71	27	0	117
保護者が成人入所施設しか念頭がなく入所が決まるまで待機	施設数	98		32	66	7	12	22	9	9	9	9	5	16
	人数	842	60.0	292	550	87	116	203	33	105	87	62	48	101
本人の障害に起因して成人施設で受けてもらえないため	施設数	23		7	16	1	1	6	4	0	6	1	1	3
	人数	115	8.2	19	96	12	1	45	11	0	16	7	20	3
本人の希望により	施設数	11		2	9	1	1	3	3	0	1	1	0	1
	人数	12	0.9	2	10	5	2	1	0	0	3	0	0	1
その他	施設数	26		5	21	1	4	6	3	0	4	3	2	3
	人数	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

(※該当数の比率は、満20歳以上在籍1,404人による。)

(2) 満18歳以上の在籍児童の今後の見通しとその人数

満18歳以上の在籍児童1,666人の今後の見通し〔表144〕としては、施設入所支援引き取りが139施設(83.7%) 1,271人、グループホーム・ケアホーム対象が85施設(51.2%) 245人、家庭引き取りが33施設(19.9%) 81人となっていて、施設入所支援対象者が圧倒的に多く見込まれているが、前回調査と比べるとグループホーム・ケアホーム対象と家庭引取りが増加している。また、就労の見通しについては、41施設(24.7%) 69人で、これも増加している。

表144 満18歳以上の在籍児童の今後の見通しとその人数 (複数回答)

			%	公	民	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
家庭引取り	施設数	33	19.9	13	20	0	7	4	5	3	7	5	1	1
	人数	81		33	48	0	31	6	10	7	10	13	2	2
施設入所支援対象	施設数	139	83.7	42	97	10	15	34	12	12	14	12	6	24
	人数	1,271		303	968	105	108	361	61	113	173	76	39	235
グループホーム・ケアホーム対象	施設数	85	51.2	20	65	8	14	17	7	4	12	7	2	14
	人数	245		78	167	18	35	59	15	9	50	13	4	42
就労	施設数	41	24.7	15	26	1	3	7	6	3	7	5	1	8
	人数	69		29	40	1	3	18	5	6	11	6	1	18

6. 児童相談所との関係

(1) 平成18年10月の法改正後の変化

平成18年10月の法改正後の変化としては、〔表145〕で「ある」が131施設(78.9%)、「ない」が22施設(13.3%)となっており、全体としては、昨年とはほぼ同じような結果となっている。

表145 平成18年10月の法改正後の変化

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある	131	78.9	9	18	34	9	10	15	10	3	23
ない	22	13.3	0	0	3	7	2	1	2	3	4
無回答	13	7.8	3	3	0	0	0	1	2	3	1
計	166	100	12	21	37	16	12	17	14	9	28

「ある場合」において、契約児童の児童票等が送付されなくなった施設が88施設(67.2%)と多く、次いで入所依頼、調整が変化したが69施設(52.7%)、児童相談所との連携の変化が61施設(46.6%)となっている。また、保護者からの直接の問い合わせも多くなっていると54施設(41.2%)が回答している。その状況からか、児童相談所からの保護者への相談が希薄になっていると多くの施設が捉えている。一方で、契約児童には再判定が行われなくなった施設も15施設(11.5%)あり、前回調査より増加はしているものの施設から児童相談所への働きかけが必要になっている。

○ある場合 (複数回答)

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
契約の支給決定に対して意見を提出して協議している	16	12.2	0	0	10	0	2	1	1	1	1
契約児童の児童票等が送付されなくなった	88	67.2	9	16	18	4	3	9	9	3	17
契約児童の重度等の再判定が行われなくなった	15	11.5	1	2	5	0	1	2	2	1	1
入所依頼・調整が変化した	69	52.7	4	9	22	6	5	7	2	3	11
児童相談所の相談等施設との連携が変化した	61	46.6	5	9	15	4	3	8	7	2	8
児童相談所の保護者への相談が希薄になった	64	48.9	4	8	19	5	4	8	6	2	8
保護者からの直接の問い合わせが多くなった	54	41.2	1	6	17	2	2	6	3	3	14
その他	2	1.5	0	0	1	0	0	0	0	0	1

(2) 措置後の児童福祉司等の施設訪問

児童相談所が入所措置を行った後の児童福祉司等の施設訪問〔表146〕については、定期的訪問があるのは118施設(71.1%)で、「訪問がない」が36施設(21.7%)となっている。訪問にくる児童相談所の箇所数としては、概ね1箇所から4箇所となっており、訪問回数は年1～2回の施設が多い。中には年に数回の訪問のある施設もあり、児童相談所の取り組みに温度差があることがうかがえる。

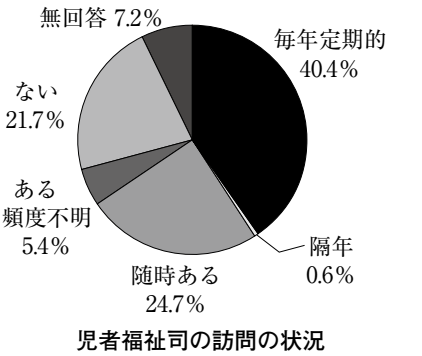


表146 措置後の児童福祉司等の訪問

		施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
定期的にある		118	71.1	5	14	29	15	11	11	11	4	18
	毎年	67	40.4	1	6	17	4	9	5	8	2	15
	隔年	1	0.6	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	随時	41	24.7	4	6	9	10	2	4	3	2	1
	頻度不明	9	5.4	0	2	3	1	0	2	0	0	1
	措置・契約とも	40	24.1	2	3	12	7	6	3	3	0	4
	措置のみ	53	31.9	2	9	11	3	2	7	5	2	12
ない		36	21.7	4	4	6	1	1	5	3	3	9

表146－2 22年度訪問箇所数（児童相談所数）

22年度訪問箇所数	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
1箇所	16	13.6	0	4	5	2	0	0	1	0	4
2	31	26.3	1	5	1	1	7	3	2	1	10
3	19	16.1	3	1	7	0	2	2	1	2	1
4	13	11.0	1	1	4	1	0	0	5	0	1
5	7	5.9	0	0	4	2	0	0	0	0	1
6	4	3.4	0	1	2	1	0	0	0	0	0
7箇所以上	2	1.7	0	0	1	0	0	1	0	0	0

表146－3 22年度訪問回数

22年度訪問回数	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
1回	25	21.2	0	5	10	0	1	1	2	0	6
2	20	16.9	1	3	3	0	3	1	2	1	6
3	9	7.6	1	2	3	0	1	0	0	1	1
4	6	5.1	0	1	2	1	1	0	1	0	0
5	4	3.4	1	0	0	0	1	1	1	0	0
6	5	4.2	1	0	0	1	1	0	0	0	2
7	2	1.7	0	0	2	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	1	0.8	0	0	0	1	0	0	0	0	0
10回以上	9	7.6	1	0	3	1	0	3	1	0	0

再判定の実施状況〔表147〕については、「実施している」は86施設（51.8％）があるが、年1回定期訪問があるのは33施設（38.4％）,「2年に1回」が8施設（9.3％）という結果であった。「実施していない」が34施設（20.5％）,「現況報告を求められる」が24施設（14.5％）となっており、施設側から積極的な働きかけが必要であると思われる。

表147 再判定の実施状況

再判定の実施	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実施している	86	51.8	6	9	23	10	7	8	7	2	14
実施していない	34	20.5	2	3	8	2	3	5	3	2	6
現況報告を求められる	24	14.5	0	4	5	4	2	2	0	2	5
無回答	22	13.3	4	5	1	0	0	2	4	3	3
計	166	100	12	21	37	16	12	17	14	9	28

表147－2 再判定の頻度

再判定の頻度	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
1年に1回	33	38.4	3	1	12	3	0	2	4	1	7
2年に1回	8	9.3	2	0	1	2	1	0	1	1	0
3年に1回	6	7.0	0	2	1	1	0	1	0	0	1
5年に1回	3	3.5	0	0	1	0	1	0	1	0	0
6年に1回	5	5.8	0	3	0	0	1	0	0	0	1
7年に1回	1	1.2	0	0	0	0	0	0	0	0	1
10年に1回	1	1.2	0	0	0	0	0	0	0	0	1
無回答	29	33.7	1	3	8	4	4	5	1	0	3
計	86	100	6	9	23	10	7	8	7	2	14

(3) 各種報告・届出書の提出

児童福祉法施行規則第27条に措置後の児童育成の経過報告や児童に特別な変化があった時など、報告をすると定められている。

経過報告の提出（措置児童）〔表148〕については、「提出している」100施設（60.2％）,「提出していない」48施設（28.9％）となっている。提出頻度は、86施設（86.0％）が年に1回で、半年に1回の提出をしているところが7施設（7.0％）となっている。経過報告書の提出（契約児童）については、「措置児童と同様に提出している」46施設（27.7％）,「提出していない」103施設（62.0％）となっており、児童相談所との連携の希薄さがうかがえる。

表148 経過報告書の提出（措置児童）

措置児童	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
提出している	100	60.2	8	12	24	10	6	8	9	4	19
提出していない	48	28.9	1	5	13	6	5	6	4	1	7
無回答	18	10.8	3	4	0	0	1	3	1	4	2
計	166	100	12	21	37	16	12	17	14	9	28

表148－2 経過報告書の提出（契約児童）

契約児童	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
措置と同様に提出している	46	27.7	0	2	15	8	4	2	5	2	8
提出していない	103	62.0	9	13	22	7	8	13	9	3	19
無回答	17	10.2	3	6	0	1	0	2	0	4	1
計	166	100	12	21	37	16	12	17	14	9	28

表148－3 経過報告書の提出頻度（措置児童）

措置児童	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
年に1回	86	86.0	8	12	21	9	5	7	5	3	16
年に2回	7	7.0	0	0	2	1	1	0	2	1	0
年に6回	1	1.0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
年に12回	4	4.0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
無回答	2	2.0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
計	100	100	8	12	24	10	6	8	9	4	19

児童福祉法31条の措置延長の意見書の提出〔表149〕については、「提出している」87施設（52.4%）、「提出していない」59施設（35.5%）であった。

契約児童の満18歳以降の延長（法63条の3の2の適用）〔表149－2〕については、児童相談所から連絡・協議が「ある」が67施設（40.4%）、「ない」が40施設（24.1%）、「満18歳を超えた期間の支給決定をしている」が、38施設（22.9%）となっている。

法63条の2に該当する者がいる場合の意見書の提出〔表150〕については、「求められて提出している」64施設（38.6%）、「求められていないので提出していない」63施設（38.0%）であった。

決定通知の送付〔表150－2〕については、「必ず送付されている」95施設（57.2%）、「送付されないこともある」23施設（13.9%）となっており、施設の意見を聞かずに自動的に措置延長を決定しているケースが多数あることを示している。

また、法63条の5の対応〔表151〕については、「具体的な対応はしていない」が53施設（31.9%）と最も多く、15歳で成人施設に移行するよりも特別支援学校高等部に進学し、その卒業後に成人施設等の進路を考えるケースが多いためと推察される。

表149 法31条の意見書の提出

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
提出している	87	52.4	4	10	17	11	7	7	10	4	17
提出していない	59	35.5	4	6	17	3	4	9	3	2	11
無回答	20	12.0	4	5	3	2	1	1	1	3	0
計	166	100	12	21	37	16	12	17	14	9	28

表149－2 契約児童の満18歳以降の延長（法63条の3の2適用）

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
児童相談所から連絡・協議がある	67	40.4	3	10	12	6	9	8	5	2	12
児童相談所から連絡・協議がない	40	24.1	4	5	9	5	2	3	4	1	7
満18歳を超えた期間の支給決定をしている	38	22.9	1	2	13	2	1	5	4	2	8
無回答	21	12.7	4	4	3	3	0	1	1	4	1
計	166	100	12	21	37	16	12	17	14	9	28

表150 法63条の2の意見書の提出 満20歳以上の延長

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
求められて提出する	64	38.6	3	7	15	10	5	4	4	3	13
求められていないので提出しない	63	38.0	3	7	16	3	5	11	6	2	10
無回答	39	23.5	6	7	6	3	2	2	4	4	5
計	166	100	12	21	37	16	12	17	14	9	28

表150－2 法63条の2による措置延長決定通知の送付

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
決定通知が必ず送付されている	95	57.2	4	12	22	10	7	10	7	3	20
決定通知が送付されていないこともある	23	13.9	0	2	9	0	2	4	2	2	2
無回答	48	28.9	8	7	6	6	3	3	5	4	6
計	166	100	12	21	37	16	12	17	14	9	28

表150－3 22年度該当者の状況

	人数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
決定通知が送付されている	151	2	10	38	29	6	20	22	9	15
決定通知が送付されていない	32	1	17	11	0	1	0	2	0	0

表151 法63条の5の満15歳以上についての対応

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
施設から児相に意見を提出している	25	15.1	0	3	7	3	2	1	3	1	5
成人援護の実施機関に連絡・意見書を提出している	4	2.4	0	0	1	2	0	0	1	0	0
保護者に援護の実施機関への訪問を促している	24	14.5	0	3	8	5	2	0	0	0	6
具体的な対応はしていない	53	31.9	8	11	22	10	9	14	11	5	17

(4) 児童相談所との連携

児童相談所との連携〔表152〕は、「県単位で児童相談所と施設の定期協議を行政主催で行っている」48施設（28.9%）、「協会部会活動の一環で児相と施設間の協議を実施している」18施設（10.8%）、「定期的に児相を訪問して協議している」35施設（21.1%）となっている。

契約制度の導入により両者の連携が希薄になっていることが施設現場から指摘されているが、定期的な協議の場を通じて児童相談所との関係を強化しなければ、複雑化している家庭環境や虐待に代表される児童福祉の危機に適切に対応していくことはできない。

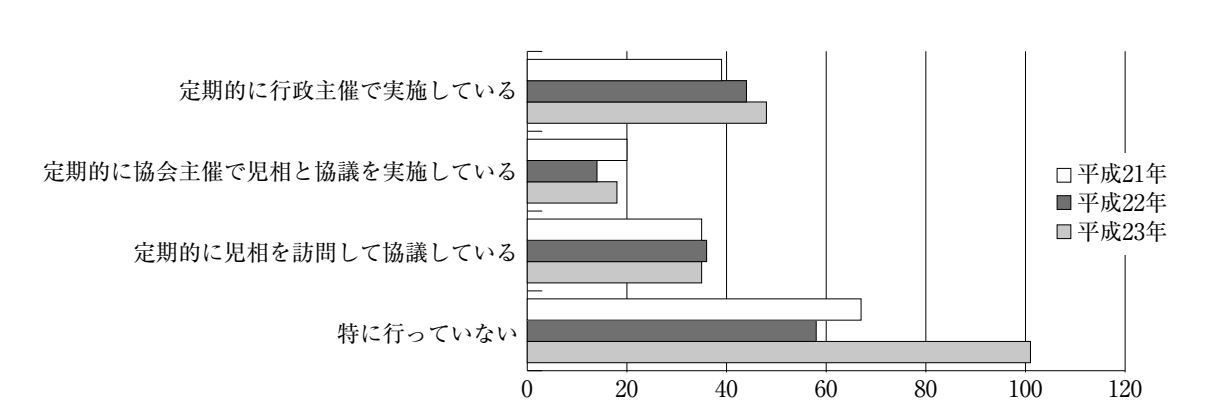


表152 児童相談所との連携

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
県単位で児童相談所と施設の定期協議を行政主催で実施	48	28.9	4	3	13	6	7	0	6	1	8
協会部会活動の一環で児相と施設間の協議を実施している	18	10.8	1	1	8	3	0	1	0	0	4
定期的に児童相談所を訪問して協議している	35	21.1	1	3	6	6	2	4	3	1	9
特に行っていない	101	60.8	3	10	14	2	1	10	5	4	6

7. 契約での利用に対する対応

(1) 利用者負担

食費単価〔表153～表153－4〕は、1日当たり1,500～1,600円未満が52施設と最も多く（平均1,530円）、朝食は300～500円未満が79施設（平均377円）、昼食は500円以上が86施設（平均547円）、夕食は500～700円未満が87施設（平均566円）、700円以上の施設が2施設あった。学齢児童の学校給食費への対応〔表154〕は、「施設で負担」が9施設、「保護者で負担」が48施設となっている。

光熱水費〔表155〕は、1日300円～400円の設定が多く（平均337円）、月額にすると8,000～12,000円未満が69施設（平均9,802円）であった。

日用品費〔表156〕は前回調査同様に無回答が多かった。これは、日額・月額等の定額負担金を定めず実費負担にしている施設が多いためと思われる。

表153 食費単価：1日ごとの単価設定

	施設数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
1,000円未満	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1
1,000～1,500円未満	8	2	0	2	2	0	2	0	0	0
1,500～1,600円未満	52	5	7	12	2	4	4	2	4	12
1,600～1,700円未満	9	1	0	4	0	1	1	0	0	2
1日単価設定／無回答	95	4	13	19	12	7	10	12	5	13
計	166	12	21	37	16	12	17	14	9	28
1日単価設定／平均金額	1,530	1,540	1,500	1,549	1,390	1,594	1,526	1,538	1,574	1,525

表153－2 食費単価：1食ごとの単価設定（朝食）

	施設数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
朝食										
300円未満	17	1	1	3	2	0	3	3	1	3
300～400円未満	39	2	3	5	5	4	4	5	2	9
400～500円未満	40	1	6	13	3	4	2	5	2	4
500円超	7	0	3	2	1	0	0	0	0	1
1食単価設定／朝食無回答	63	8	8	14	5	4	8	1	4	11
計	166	12	21	37	16	12	17	14	9	28
1食単価設定／朝食平均金額	377	353	425	404	370	396	335	353	356	350

表153－3 食費単価：1食ごとの単価設定（昼食）

	施設数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
昼食										
300円未満	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0
300～400円未満	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1
400～500円未満	13	1	1	6	2	0	2	0	1	0
500～600円未満	58	2	11	9	6	6	4	9	3	8
600円超	28	0	0	8	2	2	3	4	1	8
1食単価設定／昼食無回答	63	8	8	14	5	4	8	1	4	11
計	166	12	21	37	16	12	17	14	9	28
1食単価設定／昼食平均金額	547	453	535	553	510	566	548	568	558	563

表153－4 食費単価：1食ごとの単価設定（夕食）

	施設数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
夕食										
300円未満	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0
300～400円未満	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1
400～500円未満	10	0	1	4	1	0	3	0	1	0
500～600円未満	46	1	11	8	6	7	1	6	2	4
600～700円未満	41	2	0	11	3	1	5	7	2	10
700円以上	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
1食単価設定／夕食無回答	63	8	8	14	5	4	8	1	4	11
計	166	12	21	37	16	12	17	14	9	28
1食単価設定／夕食平均金額	566	510	536	575	522	563	572	598	552	598

表154 学齢児童の学校給食費への対応

	施設数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
施設で負担	9	1	0	3	1	0	0	0	0	4
保護者負担	48	5	8	9	2	4	5	3	1	11
無回答	109	6	13	25	13	8	12	11	8	13
計	166	12	21	37	16	12	17	14	9	28

表155 光熱水費：1日ごとの単価設

	施設数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
200円未満	3	1	0	2	0	0	0	0	0	0
200～300円未満	4	0	1	2	0	0	1	0	0	0
300～400円未満	59	1	13	8	4	6	4	4	5	14
400円以上	11	1	1	3	1	0	2	1	1	1
1日単価設定／無回答	89	9	6	22	11	6	10	9	3	13
計	166	12	21	37	16	12	17	14	9	28
1日単価設定／平均金額	337	304	355	301	391	320	363	347	334	335

表155－2 光熱水費：1月ごとの単価設定

	施設数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
5,000円未満	3	1	1	0	0	0	0	0	0	1
5,000～8,000円未満	6	1	1	0	1	1	1	0	0	1
8,000～10,000円未満	30	5	1	11	2	0	1	2	3	5
10,000～12,000円未満	39	0	3	11	4	5	3	3	1	9
12,000円以上	7	0	1	0	1	0	3	2	0	0
1月単価設定／無回答	81	5	14	15	8	6	9	7	5	12
計	166	12	21	37	16	12	17	14	9	28
1月単価設定／平均金額	9,802	8,435	8,710	9,724	10,630	9,500	11,558	11,027	9,748	9,282

表156 日用品費：1日ごとの単価設定

	施設数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
100円未満	3	1	0	1	0	0	1	0	0	0
100～200円未満	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1
200円以上	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0
1日単価設定／無回答	159	11	21	34	15	12	16	14	9	27
計	166	12	21	37	16	12	17	14	9	28
1日単価設定／平均金額	140	50	—	177		200	50	—	—	150

表156－２　日用品費：１月ごとの単価設定

	施設数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実費	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
１月単価設定／無回答	164	12	21	37	16	12	17	14	9	26
計	166	12	21	37	16	12	17	14	9	28
１月単価設定／平均金額	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

平成23年10月１日現在の利用者負担額の状況については、20歳未満〔表157〕では、一般28万（9,300円）が1,075人と最も多かった。20歳以上〔表157－２〕では、低所得者層（Ⅰ・Ⅱ）に627人、一般28万（9,300円）が13人となっており、個別減免の対象者は642人中640人である。

平成23年９月分の請求した利用者の負担総額（定率１割含む）ごとの人数〔表158〕では、全体2,988人中、「１万円未満」が1,202人、「5万円以上」が131人とかなり開きがあるが、975人が３～５万円程度の実費負担等となっている。１万円未満については、保護者の経済的理由において、多くの実費請求も困難なため、施設努力で実費を最小限に抑えていることが予測できる。

また、利用者負担の未収状況〔表159〕では、22年度の未収が97施設1,418人（うち21年度未収人数は214人）となっている。前年度調査では、102施設、未納者が1,441人（うち20年度未収人数は239人）であり、相変わらず未納者の人数が多いことが分かる。この状況は、施設だけの責任で済まされないため何らかの措置を要望する必要があると思われる。

表157　平成23年10月１日現在の利用者負担額の状況（20歳未満）（人数）

20歳未満	人数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
一般（37,200円）	109	6	17	37	9	5	10	6	5	14
一般28万（9,300円）	1,075	76	210	228	73	62	90	73	42	221
低所得Ⅱ（6,000円）	102	17	0	25	1	26	2	13	1	17
低所得Ⅰ（3,500円）	250	29	49	51	4	2	17	29	3	66
計	1,536	128	276	341	87	95	119	121	51	318

表157－２　平成23年10月１日現在の利用者負担額の状況（20歳以上）（人数）

20歳以上	人数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
一般（37,200円）	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1
一般28万（9,300円）	13	0	0	8	0	0	4	0	1	0
低所得Ⅱ（6,000円）	311	87	12	63	0	21	17	15	33	63
低所得Ⅰ（3,500円）	316	54	13	55	13	27	61	2	7	84
計	642	141	25	127	13	48	82	17	41	148

表158　平成23年９月分の請求した利用者の負担総額（定率１割含む）ごとの人数

	人数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
５万円以上	131	19	2	24	14	8	36	0	0	28
４万円～５万円未満	744	95	76	172	17	82	98	44	50	110
３万円～４万円未満	231	42	12	60	11	18	31	11	29	17
２万円～３万円未満	116	13	26	31	10	6	8	1	10	11
１万円～２万円未満	564	49	61	141	21	23	53	66	14	136
１万円未満	1,202	74	234	215	62	70	121	77	67	282
計	2,988	292	411	643	135	207	347	199	170	584

表159　利用者負担の未収状況

	計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
22年度未収人数	1,418	183	131	336	26	18	237	124	34	329
施設数	97	9	11	22	8	6	9	10	4	18
22年度未収額	68,993	11,035	6,695	13,813	1,413	3,687	10,670	5,780	2,220	13,677
うち21年度未収人数	214	18	30	41	5	16	18	19	15	52
施設数	63	5	9	13	3	6	7	5	3	12
21年度未収額	30,433	3,243	3,961	4,154	212	3,281	5,025	1,954	1,963	6,638

（未収額：単位千円）

契約利用児童の生活への影響〔表160〕では、「衣類の準備に支障をきたしている」が49施設100人,「外出等余暇の活動を控えている」が38施設95人,「利用料滞納等で親の来園が少なくなった」が41施設66人で、前回調査結果よりもかなり減少している。

表160　契約利用の児童の生活への影響（学校・医療関係を除く）

			%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
衣服等の準備に支障をきたしている	施設数	49	29.5	2	9	12	1	4	4	6	0	11
	人数	100	2.8	5	18	17	1	4	7	9	0	39
外出等余暇の活動を控えている	施設数	38	22.9	3	5	8	2	2	3	5	0	10
	人数	95	2.6	5	15	11	2	2	6	8	0	46
利用料滞納等で親の来園が少なくなった	施設数	41	24.7	2	5	7	1	3	5	5	1	12
	人数	66	1.8	2	9	7	1	3	10	7	1	26

（２）利用者負担の助成制度

利用者負担が高くなったことによる自治体独自の軽減措置の実施状況についての設問である。

医療費に関する助成〔表161〕は都道府県が74施設、そのうち重度のみが43施設あった。出身市町村は92施設であった。

利用者負担に関する助成〔表162〕については、都道府県で実施されているとの回答が39施設、出身市町村で実施されているとの回答が28施設となっている。

施設運営費の激変緩和措置の特別対策については、H22年激変緩和措置〔表163〕を「受けている」が80施設（48.2％）,「受けていない」が77施設（46.4％）、H23年激変緩和措置〔表163－２）を「受けている」が79施設（47.6％）,「受けていない」が78施設（47.0％）となっている。

表161　医療費に関する助成

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
施設所在都道府県である	74	42.8	5	8	20	3	9	11	7	4	7
	重度のみ	43	4	6	11	1	6	5	5	2	3
	中軽度も対象	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0
	無回答	29	1	2	9	2	3	4	2	2	4
出身市町村である	92	55.2	3	12	19	11	6	10	7	4	20
	市町村数	354	45	79	31	31	23	15	22	23	85
計	173	100	8	28	35	17	13	20	11	10	31

表162 利用者負担に関する助成制度

	施設数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
施設所在都道府県である	39	1	3	11	4	1	5	2	4	8
出身市町村である	28	0	2	10	1	4	6	1	1	3
市町村数	112	1	35	33	6	9	19	0	0	9
計	67	1	26	34	5	5	15	7	1	6

表163 施設運営費に関する対策（平成22年度激変緩和措置）

	施設数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
H22激減緩和措置を受けている	80	7	11	11	8	7	5	10	4	17
H22激減緩和措置を受けていない	77	5	8	21	8	5	12	3	4	11
無回答	9	0	2	5	0	0	0	1	1	0
計	166	12	21	37	16	12	17	14	9	28

表163－2 施設運営費に関する対策（平成23年度激変緩和措置）

	施設数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
H23激減緩和措置を受けている	79	7	11	10	6	6	5	11	5	18
H23激減緩和措置を受けていない	78	5	8	22	10	5	12	2	4	10
無回答	9	0	2	5	0	1	0	1	0	0
計	166	12	21	37	16	12	17	14	9	28

あ と が き

本実態調査は、児童発達支援部会（旧児童施設分科会）がこれからの児童施設のあり方を検討するための基礎的な資料として必要な項目を設定して毎年実施してきたものです。平成24年４月に児童福祉法改正が施行され、知的障害児施設は障害児入所施設となり、主として知的障害児を対象とする施設として様変わりしました。法改正施行の混乱を回避するために経過措置等で大きな混乱はないと予想しましたが、やはりさまざまな課題を抱えています。

この平成23年度の調査は、知的障害児施設として進めてきた調査内容の一区切りとなりますが、平成24年度までは大幅な変更をしないで実施しました。従いまして、データの記入等到大変お手数をおかけしましたことお詫び申し上げます。

新しい時代に向けて、知的障害児施設が今後どのように改革していくのか、自らに課せられている課題の重さと、地域に根ざして地域の療育資源として地域になくてはならない施設としての役割を果たすため、児童福祉法改正の理念等を吟味して進みたいと願っています。

平成25年３月

財団法人 日本知的障害者福祉協会
児童発達支援部会委員一同

平成23年度 全国知的障害児施設実態調査票

(平成23年10月1日現在)

日本知的障害者福祉協会 発達支援部会 児童施設分科会

※平成23年10月1日現在で記入してください。
※設問によっては、平成22年度 H22.4.1～H23.3.31 でご回答ください。
※該当する番号及び符号を○印で囲み、空欄部分をご記入ください。

記入者 氏 名		職 名	
------------	--	-----	--

なお、本調査票へのご回答は、朱記くださいますようお願いいたします。

I 施 設 の 状 況

① 施設名				TEL			
② 所在地	都道府県名		市区町村区分	政令市・中核市・ 区市 ・町・村			
所在地の人口	1. 1 万未満、 2. 1～5 万未満 3. 5～10 万未満、 4. 10～30 万未満 5. 30 万以上						
③ 設置・経営主体	1. 公立公営(ア 直営 イ事業団 ウ 事務組合) 2. 公立民営 3. 私立民営						
④ 設置年月日	明治 ・ 大正 ・ 昭和 ・ 平成 () 年 [西暦 () 年] () 月 () 日						
⑤11 年児者併設型施設	無・有 → 採用____年度 本体施設[児童 ・成人更生施設] 児童定員____名 成人定員____名 ⇒ 成人施設は、1 旧法施設 2 新事業 施設入所支援＋日中 事業 → 平成 11 年度の有効活用策による通知で認可をうけた施設が該当となります。						
⑥ 認可定員	名	⑦現 員	名	内 訳	措置 名	契約 名	
⑧ 22 年度在籍数内訳	平成 22 年度 1 年間の総在籍数 4 月～3 月までの各月 1 日在籍の総数_____名 内訳 1. 措置年間総在籍数 _____名 2. 契約年間総在籍数 _____名						
⑨ 在籍児の出身エリア	(1) 都道府県の数 () 都道府県		(2) 区市町村の数 () ヶ所				
	(3) 措置・契約支給決定している児童相談所の数 () ヶ所						

③の公立公営施設で指定管理者制度の場合は、受託が民間法人の場合は公立民営とする。また、民間移管により社会福祉法人に運営主体が完全に移行したものは私立民営とする。

II 在 籍 児 の 状 況

(1) 年齢別在籍児数（年齢は平成23年4月2日現在で記入願います。）※年齢別の人数をご記入ください。

年齢		5 歳以下	6～11 歳	12～14 歳	15～17 歳	小計 (人)
現在員	男					
	女					
	計					
うち措置児						

年齢		18～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40 歳～	小計 (人)	合計 (人)
現在員	男						
	女						
	計						
うち措置児							

平均年齢 男 _____ 歳 女 _____ 歳 全体 _____ 歳

(「平均年齢」は、18.6 歳と記す。小数点 2 位を四捨五入してください。)

平成 23 年度中に満 18 歳措置延長となる対象数 措置_____人、契約_____人
・満 20 歳措置延長となる対象数 措置_____人、契約_____人

(2) 在籍児(措置・契約)の入所時の状況

① 入所時の年齢（平成23年10月1日現在の在籍児） (人)

年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	計
男																		
女																		
計																		

②上記児童の在籍期間（平成23年10月1日現在の在籍期間） (人)

期間	3 ヶ月未満	3～6 ヶ月未満	～1 年未満	1～2 年未満	2～3 年未満	3～5 年未満	5～10 年未満	10～15 年未満	15～20 年未満	20 年以上	計
男											
女											
計											

(3)平成22年度（22年4月1日～23年3月31日）の新規入所児童の状況

①年齢別(年齢は入所時の年齢)

		5 歳以下	6～11 歳	12～14 歳	15～17 歳	計 (人)
措置	男					
	女					
契約	男					
	女					

②障害程度別

		㊤	A-1・2	B-1	B-2
措置	男				
	女				
契約	男				
	女				

③22 年度新入所者の月別入所児数

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
												人

④ 平成 23 年度前期（4 月～9 月）の入所数を記入下さい。

年齢			5 歳以下	6～11 歳	12～14 歳	15～17 歳	計（人）
23 年度入所者 4 月～9 月	措置	男					
		女					
	契約	男					
		女					

④-2 上記の月別の入所状況

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	計（人）
措置							
契約							

⑤ 平成 22 年度に入所した児童の入所前の生活の場

家庭	人	乳児院	人	病院等医療機関	人
他の知的障害児施設	人	児童自立支援施設	人	その他	人
児童養護施設	人	学校寄宿舎	人	計	人

⑥ 平成 22 年度に入所した児童の入所に当たっての協議等の状況について(複数回答)

短期入所利用から入所措置・契約に切り替えたケース	措置	人	契約	人
虐待や家族の疾病等から緊急保護対応で入所したケース				人
事前・及び入所に際して児童相談所・児童福祉司が同行した	措置	人	契約	人
市町村担当者等関係機関によるケアマネジメントを行った				人
契約利用の場合児童相談所から事前に児童票等が送付された				人
契約・措置においても本人の意思の確認を行ったか	1 行った			人
	2 いいえ			人
	3 判断困難			人
22 年度中に契約・措置の決定に変更があった	契約から措置へ	人	措置から契約へ	人
※23 年度前期に契約・措置の決定に変更があった	契約から措置へ	人	措置から契約へ	人
法 33 条の一時保護委託を受けた	平成 22 年度	人	平成 23 年度(9 月末)	人

(4) 入所理由（平成 23 年 10 月 1 日現在の在籍児）

※1. 理由が重複する場合は、それぞれの欄に数値を計上してください。入所理由の判断は、児童相談所の児童票のほかに家族との面談等により判断して主たる要因とそれに付随する要因に分けて記入してください。

※2. 22 年度入所者の欄は、平成 22 年度（H22. 4. 1～H23. 3. 31）に入所してきた人についてのみ記入ください。

内 容		在籍者全員について				うち 22 年度入所者について			
		主たる要因		付随する要因		主たる要因		付随する要因	
		措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約
家族の状況等	親の離婚・死別	人	人	人	人	人	人	人	人
	家庭の経済的理由								
	保護者の疾病・出産等								
	保護者の養育力・障害理由								
	虐待・養育放棄								
	きょうだい等家族関係								
	若年親								
	地域でのトラブル								
	住宅事情・近隣の事情								
	その他								

本人の状況等	A D L ・生活習慣の確立								
	医療的ケア								
	行動上の課題改善								
	強度行動障害等								
	養育者への乱暴・暴力								
	多胎や兄弟とも障害								
	学校での不適応・不登校								
	学校就学・通学								
	その他								

(5) 虐待による入所児の状況

① 平成 22 年度の入所児童のうち虐待による入所児童数(家庭での生活実態から判断する)

	児相判断	施設判断	計
男			人
女			人
計			人

①-2 虐待及びその恐れがあると判断される入所児童のうち、契約で入所しているケース_____人

② 虐待の内容（※複数回答可）

		身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他※	計
平成 22 年度	男						人
	女						人
計		人	人	人	人	人	人

※その他についてご記入ください()

②-2 平成 22 年度被虐待加算対象人数 _____ 名 ②-3 平成 23 年 10 月 1 日現在 被虐待加算数 _____ 名

(6) 在籍児の就学・就園の状況

①学齢期児童の通学先（平成 23 年 10 月 1 日現在）

就 学 形 態	人 数
訪問教育	
施設内分校・分教室	
施設隣接提携特別支援学校	
地域の特別支援学校通学	
地域の小中学校の特別支援学級通学	
地域の小中学校の普通学級通学	
計	人

②就学前児童の状況

活 動 形 態	人 数
幼稚園への通園	
保育所に通所	
通園施設・児童デイ等療育機関	
園内訓練	
その他	
計	人

③ 就学学年（平成 23 年 10 月 1 日現在）

小 1	2	3	4	5	6	中 1	2	3	高 1	2	3	計
												人

④ 通学している学校数

通学校数 小学 _____ 校 中学 _____ 校 特別支援学校 _____ 校 普通高校 _____ 校 合計 _____ 校

⑤ 通学方法

1. スクールバス _____ 人 2. 施設の車両で送迎 _____ 人 3. 徒歩（敷地外____人 敷地内____人）
4. バス等交通機関利用 _____ 人 5. 登下校に伴う引率は何班（何回）に分けて対応しているか_____ 班（回）

⑥ 学校との連携（平成 22 年度の実績）

1. 定期的に連絡会を開催
1. はい（年_____回）2. いいえ
2. 個別ケースについての協議
1. 行っている（定期的に年_____回、随時 ）2. いない
3. P T A 活動に参加している
1. いる2. いない
4. 授業参観・行事に参加している
1. いる 年間_____回程度2. いない
5. 入所前の学校との交流
1. ある（a 定期的に交流 b 不定期だか交流 c 手紙・電話程度）2. ない
6. 契約児童の学校経費は
1. 施設が立替等により代行2. 保護者の状況により代行3. 保護者に任せ関与しない
7. 契約児童の就学奨励費の支給
1. 受けていない_____人 そのうち学校経費の滞納等がある_____人
8. 学校経費の滞納で
1. 修学旅行に参加できなかった平成 22 年度_____人平成 23 年前期 _____人
2. 校外学習等に参加できなかった平成 22 年度_____人平成 23 年前期 _____人

(7) 家庭の状況（平成 23 年 10 月 1 日在籍児童） ※人数は兄弟姉妹の場合も各々カウント

家 庭 の 状 況	人 数	その内措置数
両親世帯		
母子世帯		
父子世帯		
兄弟のみ世帯		
親戚が保護者として対応の世帯		
未成年後見人が選任（上記のうち）		
成年後見人が選任（上記のうち）		
祖父母が保護者として対応の世帯		
その他		
計	人	人
兄弟姉妹で入所	世帯 人	世帯 人

(8) 帰省について（平成 22 年度実績） ※契約児童の帰省日数は帰省日・帰園日を除く給付費の減算日数を記入

	週末(隔週)に帰省	月に 1 回程度	学期に 1 回程度	年に 1～2 回程度	帰省なし	契約児童の総日数
措置	人	人	人	人	人	—
契約	人	人	人	人	人	人 日数

① 帰宅なしの児童が帰省できない理由

1. 親がいない _____人2. 地理的条件で困難 _____人3. 本人の事情で帰らない _____人
4. 家庭状況から返せない _____人5. その他（理由 _____）
- ② 家庭に帰れない子どもに対する配慮
1. 旅行2. 外出3. 職員等宅にステイ4. 特に配慮していない
5. その他（具体的に _____）

(9) 家庭訪問について（平成 22 年度実績）

1. 実施していない2. 実施している → 平成 22 年度の訪問数 実人数_____人 延べ回数_____回

(10) 面会等 訪問の状況（平成 22 年度実績）

家族の訪問なし	人
月 1・2 回家族が来園	人
学期に 1～2 回程度家族が来園	人
年に 1～2 回程度家族が来園	人
職員が引率して家庭で面会	人
面会の制限が必要な子ども	人

両親の来園	人
きょうだいの来園	人
父親の来園	人
母親の来園	人
祖父母等の来園	人
※ 常態的に来園での判断	

(11) 保護者との連携

- ① 自主的な保護者会が組織されている
- 1 いる2 いない3 参加が少なく保護者会が成り立たない
- ② 施設として保護者との懇談の場を設けている
- 1 いる → 年 _____ 回2 いない3 今後実施予定
- ③ 個別支援計画の作成に保護者を交えている
- 1 いる2 いない3 今後実施予定
- ④ 子どもの生活記録等を保護者に開示している
- 1 いる2 いない3 今後実施予定

(12) 退所児の状況

① 平成 22 年度の退所児数

年齢		5 歳以下	6～11 歳	12～14 歳	15～17 歳	18～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40 歳以上	計
措置	男									
	女									
契約	男									
	女									

② 月別退所(措置・契約含む)の状況

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
人数													

③ 平成 23 年度上半期（4 月～9 月）の退所数

年齢		5 歳以下	6～11 歳	12～14 歳	15～17 歳	18～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40 歳以上	計
措置	男									
	女									
契約	男									
	女									

③-2 上記の月別退所の状況

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	計
人数							人

- ④ 契約児童で経済的負担を理由にした退所
- 平成 22 年度_____人平成 23 年度(9 月末) _____人

- ⑤ 契約児童で利用料等滞納のまま退所
- 平成 22 年度_____人平成 23 年度(9 月末) _____人

⑥ 平成 22 年度退所者の進路先

進路先	措置	契約	進路先	措置	契約
家庭から就学	人	人	グループホーム等から通所授産施設	人	人
家庭から保育所・幼稚園等へ			グループホーム等から小規模作業所		
家庭から一般就労			グループホーム等から通所更生施設		
家庭から福祉的就労			グループホーム等から地域活動センター		
家庭から成人通所更生施設			成人入所授産施設入所		
家庭から成人通所授産施設			成人入所更生施設入所		
通勤寮から福祉的就労			成人援護施設以外の施設入所		
通勤寮から一般就労			他の知的障害児施設に変更		
企業の寮等から一般就労			他の児童福祉施設に変更		
グループホーム等から一般就労			その他（例…病院等）		
グループホーム等から福祉的就労			計		

※ 新事業の場合、生活介護は通所更生、就労支援 A・B は通所授産、入所施設支援は入所更生・入所授産に読み替え

- ⑦ 平成 22 年度に退所した児童の予後指導
- 1.実施した _____人 _____回2. していない

※進路先への引継ぎ訪問、家庭訪問等を含む

⑧ 在籍者（平成 23 年 10 月 1 日現在）の退所・進路対策

- a．保護者と進路について方針を決めた_____人
- b．児相と協議をして方針を決めた_____人
- c．児相・家庭・市町村と四者による協議をした_____人

⑨ 在籍者の退所・地域生活移行に向けて関係機関との調整会議の実施

- 1．実施している 平成 22 年度_____ケース
- 2．実施していない

(13) 障害の状況

① 年齢別障害程度の状況 ※平成 23 年 10 月 1 日現在の状況

	3 歳未満	3～6 歳未満	6～12 歳未満	12～15 歳未満	15～18 歳未満	18 歳以上	計
最重度							人
重 度							人
中軽度							人
合 計							人

② 平成 23 年度(10 月 1 日現在) 国重度加算認定数 措置_____名 契約_____名

②-2 都道府県の重度加算措置 1 あり → 都道府県加算人数_____名 2 なし

③ 強度行動障害加算認定数 平成 23 年度 措置_____名 契約_____名

④ 重複障害の状況（平成 23 年 10 月 1 日現在 ※複数回答可） 〈延べ人〉

診断名		人 数	診断名		人 数
てんかん		人	肢体不自由	体幹	人
自閉症（その傾向も含む）		人		運動機能	人
その他の精神障害		人		心臓	人
視覚障害		人	内部疾患	腎臓	人
聴覚障害		人		喘息	人
肢体不自由	上肢	人		糖尿	人
	下肢	人		その他	人

⑤ 発達障害等の診断 PDD_____人 アスペルガー症候群_____人 ADHD_____人 LD_____人

⑥ 身体障害者手帳所持者 _____人 → 程度 1 級 _____人 2 級 _____人 3 級以上 _____人

⑦ 重度重複加算認定数（平成 23 年 10 月 1 日現在） 措置 _____人 契約 _____人

⑧ 行動上の困難さの状況（平成 23 年 10 月 1 日現在 ※複数回答可）

行動特性	月 1 回程度	週 1 回以上	行動特性	月 1 回程度	週 1 回以上
強いこだわり	人	人	徘徊・放浪	人	人
自傷行為	人	人	盗癖	人	人
他傷、他害	人	人	性的問題	人	人
奇声	人	人	異食	人	人
無断外出	人	人	弄便	人	人
器物破損等激しい破壊行為	人	人	弄火	人	人
著しい騒がしさ	人	人	睡眠の乱れ	人	人
多動・飛び出し	人	人	寡黙	人	人
寡動	人	人	その他	人	人

⑨ 対応について

介護の程度	人数
常時見守りが必要	人
時々声をかけるなど対応が必要	人
設備面での安全対策を要する	人
計	人

⑩ 介護度(協会指針) ※全国調査の指標を参照し記入

介護度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
日常生活面						
行動面						
保健面						
計						

(14) 服薬の状況（平成 23 年 10 月 1 日現在で服薬している数：重複回答可）

① 服薬の内容

		人数		
向精神薬物	抗てんかん薬	人		
	抗精神薬	人		
	抗不安薬	人		
	睡眠薬	人		
慢性疾患 (1 ヶ月以上服用している場合)	心臓疾患	人	喘息	人
	腎臓疾患	人	貧血	人
	糖尿病	人	その他	人

② 受診形態と受診科目の状況（平成 22 年度実績） ※受診科目は平成 22 年度の実人員と延べ回数

受診科目	実人数	延べ回数
1．精神科・脳神経外科	人	回
2．小児科・内科	人	回
3．外科・整形外科	人	回
4．耳鼻咽喉科	人	回
5．歯科	人	回
6．皮膚科	人	回
7．眼科	人	回
合 計	人	回

(15) 入院の状況

① 平成 22 年度の入院

措置_____人 契約_____人 延べ日数 措置_____日 契約_____日 2. ない

入院の場合の付き添い（22 年度入院児実績）※複数回答

→ 1. 職員 _____人 2. 保護者_____人 3. 職員と保護者_____人 4. 第三者に依頼_____人

② 平成 23 年度前期（4 月～9 月）の入院

措置_____人 契約_____人 延べ日数 措置_____日 契約_____日 2. ない

③ 契約児童で健康保険証の資格停止事例 平成 22 年度_____人 平成 23 年 10 月 1 日現在_____人

④ 経済的負担で通院を見合わせた事例 平成 22 年度及び現在まで ある_____人 延べ_____回

⑤ 医療費の支払いの滞納事例 平成 23 年 9 月末現在 いる_____人 延べ_____円

Ⅲ 生活環境・暮らしの状況

(1) 施設建物の形態について （該当する番号に○）

※生活単位とは入所児と固定されたスタッフを中心に、衣食住など基本的な生活が営まれる基礎グループであり、環境・構造的にも独立した形態をもつ単位とします。

1. 居住棟一体型（多層構造や渡り廊下等で連なっている構造も含みます）

2. 居住棟分離型（構造上は一体型であるが、出入口や仕切り等を設け、生活単位を分けて使用している構造）

3. 居住棟分棟型（生活単位がすべて敷地内に分散した形で設置されている構造）

4. 居住棟分離・分棟併用型（敷地内に上記 2， 3 を合わせて設けている構造）

5. 敷地外に生活の場を設けている(自活訓練も含む)

SQ （ ）箇所、その場合、食事は 1. 本体施設から配食、2.自前調理、3.配食+自前調理

(2) 居住スペースと生活援助スタッフの構成について

① 生活単位の規模別の状況 下表に数値をご記入ください。なお、上記設問(1) 施設建物の形態について で「1. 居住棟一体型」を選択された施設は、独立した援助（活動）単位を生活単位に置き換えて回答してください。

	生活単位規模	～5 人規模	6～10 人規模	11～15 人規模	16～20 人規模	21～人規模
①生活単位の設置数						
②その専任スタッフ数（人）		人	人	人	人	人

※ 専任スタッフ数は、規模別に複数の単位がある場合はその合計数を記入する

(3) 居室の形態別の設置数について

居室形態	個室	2 人部屋	3 人部屋	4 人部屋	5 人部屋	6～8 人	9～10 人	11 人以上	計
居室数									室

(4) 「自活訓練事業」及び準じた取り組み (23 年 10 月 1 日)

① 自活訓練事業 1. 実施している → 自活訓練加算 措置_____人 契約_____人 加算対象外_____人
2. 今後検討する 3.実施しない

(5) 生活時間について

① 食事時間 朝食_____時 分 昼食_____時 分 夕食_____時 分
② 登校時間 （早）_____時 分（遅）_____時 分 ※登下校時間は一番早い、遅い時間を記入
③ 下校時間 （早）_____時 分（遅）_____時 分 全員一緒の時間であれば(早)に記入
④ 入浴時間 _____時 分 ～ _____時 分 / _____時 分 ～ _____時 分
⑤ 学齢児以外の日中活動 a. 児童単独 b. 併設施設と合同 c. 施設外実習等_____人
活動時間帯 午前_____時 分 ～ _____時 分 午後_____時 分 ～ _____時 分
対象人数 就学前_____人 中学卒業_____人 高等部卒業_____人

(6) 余暇・外出の機会 （平成 22 年度の実績 ）

① 施設全体での外出行事 1. ある → 年_____回 2. ない
② 生活単位・活動単位での外出 1. ある → 月_____回程度 2. ない
③ 個人単位の外出の機会 1. ある → 1 人平均 月_____回程度 2. ない
④ 宿泊を伴う外出行事 1. ある → 年_____回 2. ない

⑤ 外食・喫茶の機会 1. ある → 月_____回程度 2. ない
⑥ 買い物の機会 1. ある → a. 週 1 回以上 b. 月 1 回 c. 学期に 1 回 2. ない
⑦ クラブ活動の実施 1. ある → a. 音楽 b. 創作 c. 運動 2. ない
⑧ 保護者が参加する宿泊行事 1. ある → 年_____回 2. ない
⑨ 保護者が参加する園内行事 1. ある → 年_____回 2. ない
⑩ 地域の行事等に交流参加 1. ある → 年_____回 2. ない

(7) 平成 22 年度の苦情受付の件数 _____件
→ その内容 1 施設運営に関する _____件 2 生活支援に関する _____件 3 その他 _____件

(8) 苦情・要望受付の方法について（複数回答可）
1. 随時受付 2. ご意見箱等を設置 3. 相談室などを開設 4. その他（ ）

(9) 第三者委員等との相談の頻度
1. 月 1 回程度 2. 学期に 1 回程度 3. 年に 1 回程度 4. 相談の機会はない

(10) 外部の第三者認証機関による第三者評価の実施
1. 実施した 2. 実施していない 3. 今後予定する

Ⅳ 地域生活・在宅支援サービスの状況

(1) 障害児等療育支援事業（都道府県の地域生活支援事業とした事業等）や療育相談事業について
1. 実施している 2. 法人内の他施設が実施している 3. 実施していない

→SQ 実施している場合、事業内容別に平成 22 年度の実施件数等

事業内容		22 年度の件数
① 訪問療育等指導事業	巡回相談	件
	訪問による健康診査	件
② 外来療育等相談事業		件
③ 施設支援事業	保育所・幼稚園	件
	学校	件
	作業所	件
	その他	件
④ 圏域における連絡会議の開催 サービス調整会議の開催		_____ 回実施 _____ 回実施

(2) 自立支援法の相談支援事業について
1. 事業指定を受けている 2. 今後申請する 3. 自主事業として実施

(3) 短期入所事業について

- ① 平成 22 年度の短期入所事業
1. 障害者自立支援法の事業所指定を受けている → a. 空床型 + 併設型 b. 専用居室_____名
2. 単独型事業所 → 定員_____ 人 3. 今後予定する 4. 実施していない
- 上記 1～3 の場合の短期入所事業の主たる対象者（該当に○）
- a. 障害児のみ b. 知的障害者 c.身体障害者 d.精神障害者

② 障害児の短期入所事業 の実績（実施している事業所のみ） ※平成 22 年度は H22. 4. 1～H23. 3. 31

	実人員（人）	延べ件数（件）	延べ日数（日）
平成 22 年度	人	件	日
平成 23 年度(9 月まで)	人	件	日

②-2 短期入所の月別利用延べ日数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
22 年度												
23 年度												

③ 利用の状況

1 回の利用で一番日数の多いケース	最長連続 日間	
1 回の利用で	30 日を超える利用 人	20～30 日の利用 人
短期入所利用時の通学	本人の通学学校まで送迎 人	施設の通学学校で対応 人
訓練・療育等の目的による利用	件	延べ日数 日
就学前の幼児の利用	人	延べ日数 日
送迎の実施数	年間延べ 人(回)	
施設入所待機での利用	年間延べ 人	

- ④ 短期入所の契約 短期入所の利用契約を結んでいる人数 _____ 人

(4) 日中一時支援事業について

- ① 日中一時支援事業の実施 1. 実施している → 実施の市区町村数 _____ 2. していない
- ② 日中一時支援事業の実績（実施している事業所のみ）

時間	4 H未満		4 ～ 8 H		8 H以上	
	実人員	延べ人数	実人員	延べ人数	実人員	延べ人数
平成 22 年 4 月～23 年 3 月						
平成 23 年 4 月～23 年 9 月						

③ 月別利用延べ人数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
22 年												
23 年												

- ④ 事業の体制
1. 入所児童と一体で同じスペースで受け入れ 2. 入所児童とは別の専用スペースで受け入れ
3. その他（ ）

(5) 児童デイサービス事業について

1. 実施（定員_____ 名 22 年度年間実施日数_____ 日 延べ利用者数 _____ 人） 2. 今後検討 3. 実施しない
- 実施の場合 a. 幼児中心療育Ⅰ型 → 就学前契約数_____ 人 学齢期契約数_____ 人
- b. 経過的事業所Ⅱ型 → 学齢期契約数_____ 人 就学前契約数_____ 人

- (6) 居宅介護事業（ホームヘルプ）について
- 障害者自立支援法による事業 1. 実施している（登録ヘルパー_____ 人） 2. 今後予定する 3. 実施しない

- (7) 地域生活支援事業の移動支援事業について 1. 実施している 2. 今後予定する 3. 実施しない

- (8) グループホーム・ケアホーム（自立支援法）の設置・バックアップ等について
1. 児童施設が主体となって設置・バックアップしている 2. 予定している 3. 予定していない

SQ 1 何ヶ所設置・バックアップしていますか

国事業 _____ ヶ所 自立支援法外の都道府県等の事業 _____ ヶ所

SQ2 グループホーム・ケアホーム等利用者総数 _____ 名

SQ3 平成 22 年度に貴施設から移行した方はいますか 1. いる_____ 人 2. いない

- (9) 重症心身障害児（者）通園事業 B 型について 1. 実施している 2. 今後実施予定 3. 実施していない

(10) 福祉教育事業について

1. 実施している 2. 今後実施予定 3. 実施していない

SQ 平成 22 年度（H22.4.1～23.3.31）の受入れ人数等

		件数（件）
① 小・中・高校生のボランティア		
② 民間作業ボランティア		
③ 学校教員・教職免許の体験実習		
④ 単位実習	保育士	
	社会福祉士・主事	
⑤ 施設職員の現任訓練		
⑥ 上記以外の受入れ（具体的内容）		

(11) 地域生活支援センター等の設置について

1. 設置している → a 施設内に設置している b 敷地外に設置している
- 職員数 専任_____ 人 兼任 _____ 人 合計_____ 人
2. 設置していない（予定もない）
3. 今後予定する

- (12) 児童期に視点を当てた在宅支援サービスのうち貴施設が実施している全てに○をつけてください。
- （自立支援法等に基づく事業のほかのサービス）

1. 子育てに対する援助方法等療育相談会 2. 親を対象とした懇談会・学習会
3. 専門的療育援助セッション 4. ボランティア講座 ・体験学習・地域住民への研修
5. 母子体験訓練 6. 放課後療育（保育） 7. 児童・生徒の福祉体験交流
8. 通院等に対する職員派遣 9. 送迎サービス 10. 家庭訪問指導・ホームヘルプ
11. ガイドヘルプ事業 12. 余暇活動支援 13. その他（ ）

V 職員の状況

(1) 職員の配置状況（平成 23 年 10 月 1 日現在） ※兼務の場合は主たる職種に記入

職 種		国 配 置 基 準数	現 員			
			正職員数	常勤的臨時	短時間非常勤 (パート含む)	計
施 設 長						
事 務 員						
直接処遇職員	児童指導員					
	保育士(有資格)					
	職業指導員					
	OT・PT等	0				
	看護師・保健師	0				
	小計					
栄 養 士						
介 助 員						
調 理 員						
常勤医師（嘱託医）		()	()		()	
コーディネーター等補助事業職種		－				
そ の 他 ()		－				
合 計						

※配置基準数は国の職員設置基準の数 その他には職種名を記載

常勤的臨時 → 正規職員と同等の勤務時間(週 32 時間以上)で雇用形態が期間契約職員

短時間非常勤 → 正規職員の 2/3 以下(1 日 6 時間以下週 32 時間未満)

内自治体補助人数は、自治体の加配数による数で内数とする。

コーディネーター等補助事業職種は、都道府県の補助事業による加算配置による

(2) 職員の勤務状況（職員 1 人平均）

休 日	年 間	日
宿直・夜勤	職員 1 人月平均	回
超過勤務の実態	職員 1 人月平均	時間

(3) 夜間勤務について

① 夜間の勤務形態について該当する番号に○をつけて、なお一日の夜間における職員数を記入してください。

1. 宿直体制	人
2. 夜勤体制	人
3. 夜勤体制と宿直体制併用	人

② 夜間勤務の職員の配置状況について該当する番号に○をつけて下さい。

1. すべての生活単位・寮舎ごとに配置

2. 一部の生活単位・寮舎には単独配置

3. 全体をカバーする形で配置 → 1 名の夜間勤務者がみる平均児童数 名

(4) 児童と直接処遇職員の比率（平成 23 年 10 月 1 日現在）

※直接処遇職員とは児童指導員・保育士・各種療法士をさし、非常勤の場合は、0.5 人と数える。

但し、それらの職種でも外来療育や巡回相談等入所児童以外を対象とした業務に専従している職員は除く

① 定員との比率

定 員 _____ ÷ 直接処遇職員数 _____ = _____ *小数点第一位まで

② 在籍児童数との比率

在籍児童数 _____ ÷ 直接処遇職員数 _____ = _____ *小数点第一位まで

VI 施設運営・経営の課題

(1) 施設の運営費について

① 措置費 地域区分 施設措置・給付費の区分 11 級 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 その他

職員の平均勤続年数 職員基準配置職の職員数の平均 _____ 年 _____ ヶ月

措置費民改費 A・B・C・D・E・F ← 公立施設は直接処遇職員の平均勤続年数で

② 運営費の決算状況 ※平成 22 年度資金収支決算書から施設会計分経理区分から記入をお願いします。

		平成 22 年度
経常活動による収支 経常収入決算額		円
内 訳	措置費収入事務費・各種加算含む)	
	措置費収入事業費	
	施設給付費収入(基本・加算・補足給付含む)	
	利用者負担収入(1 割分・食費、光熱水費等)	
	経常経費補助金・補助事業収入	
	寄付金・雑収入等その他の収入	
	会計単位・経理区分間繰入金等収入	
経常活動による収支 経常支出決算額		
当期資金収支差額		
経理区分 短期入所事業の総収入		円

※当期資金収支差額は、年度の資金収支差額を記入して下さい。年度の当期末支払資金残高ではありません。

③ 平成 21 年度からの新規加算について受けているものに○印を付けてください

1. 看護師加算

2. 心理士配置加算

3. 栄養士配置加算（給付費のみ）

4. 栄養マネジメント加算（給付費のみ）

4. 福祉専門職員専門加算 I・II

④ 自治体の加算措置について ※公立施設は、国措置費・給付費を超えた運営費の場合は「ある」として下さい。

1. 職員配置等の事務費の補助 a. ある b. ない

2. 事業費に対する加算措置 a. ある（その場合 措置のみ 契約も含めて ） b. ない

(2) 他種別施設の併設の状況

a 有 b 無

⇒「有」の場合 同一敷地内に昭和 36 年併設運用タイプの知的障害者更生施設の併設している場合でその併設施設との共用部分は（複数回答可） → 1 事務所 2 厨房 3 食堂 4 指導室 5 その他

③ 平成 23 年 10 月 1 日現在の利用者負担額の状況

定率 1 割		20 歳未満	20 歳以上
一般	37,200 円	人	人
一般 28 万	9,300 円	人	人
低所得Ⅱ	6,000 円	人	人
低所得Ⅰ	3,500 円	人	人

※ 軽減措置で金額は減額となっている。

④ 平成 23 年 9 月分として請求した利用者負担の総額（定率 1 割含む総額）の 1 人平均額

利用者負担の総額	人 数
5 万円以上	人
4 万円～5 万円未満	人
3 万円～4 万円未満	人
2 万円～3 万円未満	人
1 万円～2 万円未満	人
1 万円未満	人

- ⑤ 利用者負担の未収 平成 22 年度決算時に計上した未収は _____ 人 総額 _____ 円
 内 平成 21 年度以前の未収がありますか _____ 人 総額 _____ 円

⑥ 契約利用の児童の生活への影響(学校・医療関係を除く)

- a. 衣服等の準備に支障をきたしている児童 1. いる _____ 人 2. いない
 b. 外出等余暇の活動を控えている児童 1. いる _____ 人 2. いない
 c. 利用料滞納等で親の来園が少なくなった児童 1. いる _____ 人 2. いない
 d. その他 [_____]

(8) 助成制度

- ① 医療費に対する助成制度が a. 施設所在地の都道府県で 1. ある（重度・中経度） 2. ない
 b. 出身市町村で 1. ある（その市町村数 _____） 2. ない
 ② 利用者負担の何らかの助成制度 a. 施設所在地の都道府県で 1. ある 2. ない
 b. 出身市町村で 1. ある（その市町村数 _____） 2. ない

(9) 施設運営費

- ① 22 年度は激変緩和措置を 1. 受けた 2. 受けていない
 ② 23 年度は激変緩和措置を 1. 受けている 2. 受けていない